

2019年度
東洋大学審査学位論文

日本スポーツ少年団の設立過程に関する史的研究
(1950～1964)

福祉社会デザイン研究科
ヒューマンデザイン専攻博士後期課程
4730160005 坂中勇亮

日本スポーツ少年団の設立過程に関する史的研究(1950～1964)

<目 次>

序章 研究の課題と方法	1
1. 研究の意義と課題	1
2. 先行研究の検討	7
2-1. 1950年代からの設立過程に言及した研究の検討	8
2-2. 1960年代からの設立過程に言及した研究の検討	9
3. 論文の構成	11
4. 史・資料及び参考文献について	12
<注記及び引用・参考文献>	13
第1章 西ドイツにおけるドイツ・スポーツユースの結成と大島鎌吉によるカール・ディームを通じたスポーツ事情の入手 (1945～1950)	18
第1節 ドイツ・スポーツユースの設立に至る経緯	18
第1項 ドイツ管理委員会指令第23号の発令	18
第2項 ドイツ・スポーツユースの設立準備	20
第3項 ドイツ青少年団体連合への加盟	22
第4項 ドイツ・スポーツユースの設立とドイツ・スポーツ連盟への役員の派遣	23
第2節 ドイツ・スポーツユースの組織概要と活動の実態	25
第1項 ドイツ・スポーツユースの理念と運営組織	25
第2項 連邦青少年計画による財政支援と連邦青少年競技会の導入	29
第3項 国際交流としてのオリンピックヘルシンキ大会への参加	30
第3節 大島鎌吉によるカール・ディームを通じた西ドイツのスポーツ事情の入手	31
第1項 大島鎌吉の 대중スポーツ振興の必要性の指摘	31
第2項 大島鎌吉によるカール・ディームを通じた西ドイツのスポーツ事情の入手	33

小括	35
<注記及び引用・参考文献>	36
第2章 横浜市における健民運動の勃興と健民少年団活動の展開（1950～1954） ..	40
第1節 横浜市における健民運動の創始	40
第1項 戦後横浜市における体育・スポーツ政策の展開	40
第2項 横浜市における健民事業の始まり	43
第3項 子供の遊び場設置運動の展開	45
第4項 健民会の創設	46
第5項 健民少年団の設立構想と大島鎌吉によるドイツ・スポーツユーゲントの 紹介	48
第2節 横浜健民少年団の設立と活動の実態	50
第1項 横浜健民少年団の設立と活動の理念	50
第2項 横浜健民少年団の活動の実際	52
第3項 横浜健民少年団の入会条件と指導者育成制度	54
第4項 横浜健民少年団の運営形態	55
第3節 健民少年団の活動の発展	56
第1項 健民少年団活動の各都市への普及	56
第2項 全国都市健民少年交歓大会の開催へ向けた準備	58
第3項 全国都市健民少年交歓大会の開催	61
小括	64
<注記及び引用・参考文献>	65
第3章 健民少年団とドイツ・スポーツユーゲントによる日独青少年交歓事業（1954 ～1956）	71
第1節 第一回日独青少年交歓事業の開催と健民少年団の訪独	71
第1項 第一回日独青少年交歓事業の開催経緯	71
第2項 第一回日独青少年交歓事業の活動実態	75

第3項	派遣メンバーによる座談会の開催と訪独の成果	79
第4項	日独青少年交歓事業の成果としての大島鎌吉によるドイツ・スポーツユ ーゲントの紹介	82
第2節	第二回日独青少年交歓事業の開催と西ドイツ青少年問題視察団の派遣 ..	84
第1項	日独青少年交歓事業の日本開催に向けた準備	84
第2項	日本における日独青少年交歓事業開催の中止とドイツ青少年大会への日 本代表団の派遣	86
第3項	第二回日独青少年交歓事業の活動実態とその成果	89
第4項	全国都市体育研究協議会編『立ち上るドイツ青少年』（1956）におけるド イツ・スポーツユーゲント規則の紹介	92
第3節	第三回日独青少年交歓事業の開催	95
第1項	第三回日独青少年交歓事業の開催準備	95
第2項	ドイツ・スポーツユーゲントの来日と日本への紹介	98
第3項	第三回日独青少年交歓事業の活動実態	101
小括	105
	<注記及び引用・参考文献>	107
第4章	オリンピック招致活動を通じた日本スポーツ少年団設立構想の浮上（1956～ 1959）	111
第1節	第18回オリンピック大会の東京開催に向けた招致活動の展開	111
第1項	オリンピック招致活動の始動と第54次IOC総会の東京開催の決定 ..	111
第2項	オリンピック招致活動における日本政府の関与と活動体制の構築 ...	112
第3項	第54次IOC総会と第三回アジア競技大会の日本開催を契機とした招致活 動の進展と第18回オリンピック東京大会開催の決定	114
第2節	日本体育協会理事の総辞職と招致活動の担い手としてのオリンピック青年 協議会とオリンピック・メダリスト・クラブの発足	118
第1項	オリンピック後援会の不祥事による日本体育協会理事の総辞職	118

第2項	招致活動の新たな担い手としてのオリンピック青年協議会とオリンピック・メダリスト・クラブの発足	120
第3節	オリンピック青年協議会とオリンピック・メダリスト・クラブの活動における日本スポーツ少年団設立構想の浮上	121
第1項	オリンピック青年協議会の招致活動における貢献と日本スポーツ少年団の設立へ向けた活動	121
第2項	オリンピック・メダリスト・クラブによる岸信介首相への日本スポーツ少年団設立へ向けた協力の要請	123
第3項	大島鎌吉による日本スポーツ少年団構想の提示	123
小括	125
	<注記及び引用・参考文献>	126
第5章	オリンピック青少年運動としての日本体育協会による日本スポーツ少年団の設立（1959～1964）	129
第1節	青少年スポーツ振興策を通じた日本スポーツ少年団設立の促進	129
第1項	文部省における青少年スポーツ活動特別育成費の予算化	129
第2項	国策としての青少年スポーツ活動推進地域の選定	131
第3項	保健体育審議会の答申とスポーツ振興法における青少年スポーツの振興	133
第2節	日本体育協会による日本スポーツ少年団設立に至る経過	134
第1項	日本体育協会理事会での大島鎌吉による日本スポーツ少年団設立提案の承認とそれに伴うオリンピック青少年運動の始動	134
第2項	オリンピックローマ大会の国際スポーツキャンプへの青少年指導者の派遣	136
第3項	大島鎌吉の要請によるカール・ディームの招聘と青少年運動の推進に関する懇談会の開催	137
第4項	オリンピック青少年運動推進準備委員会の発足	140
第5項	オリンピック青少年のつどいの開催とオリンピック青少年運動小委員会の結成	143

第6項	日本体育協会事業としての日本スポーツ少年団設立の決定	144
第7項	日本スポーツ少年団の正式発足に向けた基盤整備	146
	a. 日本スポーツ少年団センターの建設計画	146
	b. 日本スポーツ少年団の設立に対する支援の要請	148
	c. 日本スポーツ少年団に関する各規程の制定	150
	d. 日本スポーツ少年団における本部委員の選定	151
第8項	「オリンピック・デー」(1962)における日本スポーツ少年団の発足	152
第3節	日本スポーツ少年団の活動指針としての理念及び哲理の作成	153
	第1項 大島鎌吉による哲理作成委員会発足の呼びかけ	153
	第2項 日本スポーツ少年団の基本的理念の制定	155
小括		156
	<注記及び引用・参考文献>	158
終章	まとめと今後の課題	164
資料		174
主要引用・参考文献目録		182
謝辞		190

序章

研究の課題と方法

1. 研究の意義と課題

二度目の夏季オリンピック大会の開催を控えた我が国では、スポーツ立国を目指し、「する」・「みる」・「ささえる」といった視点からスポーツの価値を高めるために、世代ごとに生活習慣に応じて、スポーツ活動へ参画することが求められている。

特に、世界的なスポーツイベントの開催を契機として、子どもたちのスポーツ活動への参画を促すことは、一生涯に渡るスポーツライフの基盤を形成するだけでなく、次世代のスポーツライフまで継承されていく可能性があるという意味で重要になるのではないか。

2011（平成 23）年に制定された「スポーツ基本法」では、総則における基本理念の第二条において、「スポーツは、とりわけ心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体（スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体をいう。以下同じ。）、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない。」と記されており、子どもたちの発育過程において効果があるスポーツ活動を、様々な組織が協力しながら推進するという見解を確認することができる。

では、近年の我が国における子どもたちのスポーツ活動は、どのような状況にあるのだろうか。文部科学省は『平成 29 年度文部科学白書』¹⁾の中で、平成 10 年度より実施されている「新体力テスト」の合計点の推移に基づき、近年は子どもたちの体力が、ほとんどの年代において緩やかな向上傾向にあると述べつつも、体力水準が高かった昭和 60 年頃と比較すると依然として低い傾向にあると指摘している。また、同白書では、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における体育・保健体育の授業を除いた 1 週間の総運動時間の結果から、積極的に運動に取り組む子どもと、取り組まない子どもの二極化の存在を明らかにしている²⁾。

こうした状況に対して、文部科学省は 2017（平成 29）年 3 月に策定した「第二

期スポーツ基本計画」において、子どもたちのスポーツ機会の充実を掲げ、学校における体育活動や放課後の部活動だけでなく、「総合型地域スポーツクラブ」（以下、「総合型クラブ」と略す）や「日本スポーツ少年団」といった地域を活動基盤とした組織と連携し、子どもたちのスポーツ環境を整備していくことを改めて提起した³⁾。

つまり、今後の我が国における子どもたちのスポーツ機会の充実を図っていく上では、地域社会を活動の拠点としているスポーツ組織が担う役割がより重要になってくると考えられる。

日本における地域社会を活動基盤とした子どもたちのスポーツ組織について考える上で、看過できないのが、第二期スポーツ基本計画でも期待が寄せられている日本スポーツ少年団である。

日本スポーツ少年団は、1961（昭和 36）年 6 月に公布された「スポーツ振興法」の、第八条（青少年スポーツの振興）で記された「国及び地方公共団体は、青少年スポーツの振興に関し特別の配慮をしなければならない」⁴⁾に定めるかたちで、日本体育協会⁵⁾の事業として、1962（昭和 37）年 6 月に 22 団 753 名で設立された。

わずか数百名で設立された団体であったが、日本体育協会と各都道府県の体育協会が連携して育成が急速に進められ、1964（昭和 39）年 11 月には全都道府県において設立がなされ⁶⁾、設立から 10 年が経過した 1972（昭和 47）年には、80 万人を超える子どもたちが所属するまで拡大した。

その後、ピーク時には 121 万名まで増大した団員数も、2000 年頃より少子化の影響もあり減少に転じて、組織規模も縮小傾向となった⁷⁾。それでも、日本スポーツ少年団は、設立から半世紀が経過した現在においても、全国で 70 万名程度の子どもたちが所属しており⁸⁾、地域を活動基盤とした子どもたちのスポーツ組織としては、最大規模であると言える。

このように日本スポーツ少年団は、戦後の日本で国策として設立がなされた初めての子どものスポーツ組織であると共に、半世紀以上、地域における子どもたちのスポーツ活動の拠点として機能してきた。

子どもたちのスポーツ機会の充実を目指して、様々な方策が展開されている昨今の状況を顧みると、子どもたちのスポーツ活動の嚆矢である日本スポーツ少年団の活動を取り上げる意義はあると言えよう。

2009（平成 21）年に発表された「スポーツ少年団の将来像」では、子どもたちを取り巻く環境や社会情勢が変化する中で、日本スポーツ少年団が抱える様々な課題⁹⁾が浮き彫りにされた上で、「…今日まで進めてきたスポーツ少年団の活動方針を見直すとともに、新たな視点や方策を打ち出す必要性が生じてきている。つまり、“スポーツ少年団の改革”が、今、まさに求められているといえる。」と述べられた。

そして、変革へ向けて、日本スポーツ少年団の新たな理念として「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」が加えられ、地域社会における存在意義がいつそう問われている¹⁰⁾。

前述した「スポーツ少年団の将来像」を踏まえ、2017（平成 29）年に策定された「第 10 次育成 6 か年計画－アクションプラン 2017－」では、全体目標として「スポーツを通して地域の人々がつながるスポーツ少年団組織の構築」、数値目標として「2022 年度までに対象年齢に対するスポーツ少年団への登録率を増加させる（約 10 年前の水準に戻す）」が掲げられた。

そして、これらの目標を達成するために、「組織の整備・強化」、「指導者・リーダーの育成」、「活動の充実」、「スポーツ少年団の理念の普及・実践とオリンピック・ムーブメントの推進」の 4 項目で 20 に及ぶ施策¹¹⁾が実施され、特に重点的に取り組む事項として、「理念の継承と意識の改革」、「制度の改革」、「活動内容の改革」¹²⁾が位置づけられた。

このように近年の日本スポーツ少年団は、社会の変化に対応していくために、「地域住民の繋がり」という新たな視角に基づきながら、様々な変革が進められている。

日本スポーツ少年団の活動の充実を目的として作成された「育成計画」は、1962（昭和 37）年に「第 1 次育成計画」を発表して以降、現在の「第 10 次育成計画」まで、組織の整備や指導者の充実等、様々な側面において改革が図られてきた¹³⁾。

一方で、日本スポーツ少年団には、設立時から踏襲されてきたものも存在する。その一つが、「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する」、「スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる」という日本スポーツ少年団の理念である¹⁴⁾。

この理念に共鳴した子どもたちやその保護者が活動に携わってきたと考えるな

らば、時代や子どもたちを取り巻く環境が変化しても、スポーツ活動の普及を通じた子どもたちの心身の成長という日本スポーツ少年団の理念は、常に求められており、今後のスポーツ少年団においても踏襲すべきであるということを示唆している。

つまり、日本スポーツ少年団が抱える課題を解決して活動を発展させるためには、変革を進めるべき事項と踏襲すべき事項を明らかにした上で、今後の方針を検討することも必要なのではないだろうか。

そして、そのための一つの方法が、半世紀に亘る日本スポーツ少年団の基盤が形成された設立までの過程を検討することであると考える。設立過程を理解することで、日本スポーツ少年団の特質をより鮮明にとらえることができ、それによって、変革期にあるスポーツ少年団が進むべき方向を示す羅針盤を提示することにつながるのではないだろうか。

日本スポーツ少年団の設立過程を究明する上で検討しなければならないのが、日本スポーツ少年団の設立準備が開始された時期の位置づけである。

日本スポーツ少年団の設立に言及したこれまでの研究や¹⁵⁾、日本スポーツ少年団の本部が自らの活動を振り返るために発行した『日本スポーツ少年団 30 年史』¹⁶⁾、『日本スポーツ少年団 50 年史』¹⁷⁾といった記念誌では、1960 年（昭和 35）年に開始された「オリンピック青少年運動」が、その端緒であったと説明されている。

オリンピック青少年運動は、1964（昭和 39）年に開催されたオリンピック東京大会へ向けた、青少年のスポーツ活動に対する啓蒙運動であり、日本オリンピック委員会の第 2 回総会（1960（昭和 35）年 5 月開催）で決定された「青少年に対するオリンピック啓蒙運動推進のための機関設置」という方針に則り、日本体育協会が中心となって進められた¹⁸⁾。

1960（昭和 35）年 6 月 15 日には、この活動を推進するための組織として「オリンピック青少年運動推進世話人会」が発足すると共に、最初の会合が開催され、オリンピック青少年運動としての日本スポーツ少年団の設立へ向けた準備が開始された¹⁹⁾。

また、オリンピック青少年運動の準備を中心となって進めた日本体育協会においても、1960（昭和 35）年 6 月 22 日に開催された理事会で、オリンピック東京大

会に向けて日本スポーツ少年団を設立することと、その具体的な準備をオリンピック青少年運動推進世話人会が進めることが審議を経て決定した²⁰⁾。

これらのことから、オリンピック青少年運動として、日本スポーツ少年団の設立へ向けた活動が開始された時期は、オリンピック青少年運動を推進するための組織であるオリンピック青少年運動推進世話会の発足時と位置付けられている。

それと共に、日本体育協会がオリンピック青少年運動や、その中の事業の一つであった日本スポーツ少年団の設立準備を中核となって担っていたという点を考慮するならば、オリンピック青少年運動としての日本スポーツ少年団設立の歴史は、日本スポーツ少年団の設立に日本体育協会が携わってきた歴史であると考えられることも可能である。

つまり、これまでの日本スポーツ少年団の設立過程に着目した研究では、設立準備に日本体育協会が携わっていることが前提とされており、オリンピック青少年運動として日本スポーツ少年団が設立される過程は検討されているものの、それ以前の1950年代におけるスポーツ少年団の設立過程は、これまでほとんど検討されることがなかった。

したがって、日本スポーツ少年団の設立過程の対象時期に1950年代を含めて究明していくことは、日本スポーツ少年団の設立史研究や近代日本の体育・スポーツ史研究にとって意義があると考えられる。

先述のとおり、本研究では、これまで着目されることが少なかった1950年代からの日本スポーツ少年団の設立過程に焦点を当てながら進めていく。その上で、本研究に貴重な示唆を与えてくれたのが、安倍大輔の研究^{21) 22)}と伴義孝の研究²³⁾であった。

日本スポーツ少年団の組織と理念の形成過程に着目した安倍は、組織と理念が形成される過程から、胎動期(1950年～1959年)、結成準備期(1960年～1962年)、理念形成期(1963年～1965年)の三つに区分できることを明らかにした上で、胎動期に子どもたちの遊び場を確保する活動をきっかけに横浜市で誕生した「健民少年団」の活動についての説明を行っている。

安倍によると、健民少年団とは、スポーツ活動や野外活動などを行う子どもたちを対象とした組織で、横浜市を中心に活動が全国へと拡大し、都市ごとで健民少年団が組織化された。

そして、各都市の健民少年団から選ばれた団員で構成された代表団が、1954（昭和 29）年に、当時の西ドイツへ派遣され、「Deutsche Sportjugend」（以下「ドイツ・スポーツユーゲント」と記す）との交流活動が実施されたことで、健民少年団を基盤にドイツ・スポーツユーゲントを見本として、日本スポーツ少年団が設立されていく系譜の原点が形成されたと指摘している。

さらに、日本スポーツ少年団の設立に深く携わった人物の一人である大島鎌吉に着目した伴の研究では、大島が戦前・戦中とドイツ駐留の新聞記者として構築した人脈等を活用して、1950 年代初頭より西ドイツのスポーツ政策を学ぶ中で、ドイツ・スポーツユーゲントの活動に感銘を受け、日本においてもドイツ・スポーツユーゲントをモデルとした団体を組織化する構想を抱くようになり、自ら西ドイツの担当者と交渉を行い 1954（昭和 29）年に日本と西ドイツの青少年同士の交流を目的とした日独青少年交歓事業を実施したと述べている。

つまり、安倍や伴の研究に依拠するならば、日本スポーツ少年団の設立につながる系譜は、西ドイツにおけるドイツ・スポーツユーゲントの設立、横浜市を中心とした健民少年団の設立、ドイツ・スポーツユーゲントと健民少年団が交流を行った日独青少年交歓事業の展開というように 1950 年代より開始されており、これらをスポーツ少年団設立の前史として位置付けることが可能であると考えられる。

一方で、安倍や伴の研究では、ドイツ・スポーツユーゲントや健民少年団、日独青少年交歓事業の具体的な内容についての検討がなされていないために、1950 年代における一連の活動と、1960（昭和 35）年に開始されたオリンピック青少年運動としての日本スポーツ少年団の設立へ向けた活動との展開過程が明らかにされていない。

さらに、安倍や伴は、日本スポーツ少年団設立の前史において、ドイツ・スポーツユーゲントと健民少年団が存在し、両者が交流を図った日独青少年交歓事業が実施されたことは指摘しているものの、先駆形態であった二つの組織と日本スポーツ少年団との具体的な関連性や、日独青少年交歓事業が日本スポーツ少年団の設立に与えた影響についての検討はなされていない。

以上の点から、1950 年代における一連の活動を日本スポーツ少年団設立の前史として位置付け、前史における活動の具体的な内容や展開過程を明らかにした上で、オリンピック青少年運動を経て日本スポーツ少年団が設立されていく過程を

究明すると共に、日本スポーツ少年団の設立と前史における活動との関連性を実証することは、大変意義があることだと考える。

そこで本研究では、日本スポーツ少年団の設立史研究、さらには近代日本の体育・スポーツ史研究において、これまで着目されることが少なかった 1950 年代における日本スポーツ少年団の設立史を、ドイツ・スポーツユーゲント及び健民少年団の活動と日独青少年交歓事業から明らかにした上で、これらの活動を経て日本スポーツ少年団の設立が、オリンピック・ムーブメントという潮流の中で日本体育協会の事業として具現化されていく過程を究明することを目的とする。

なお、本研究では、西ドイツにおいてドイツ・スポーツユーゲントが設立されるとともに、健民少年団の活動の原点と言われている取組みが横浜市で開始された 1950（昭和 25）から、日本スポーツ少年団の設立を経て、日本スポーツ少年団の基本理念や方針などが記された「日本スポーツ少年団の理念」が制定された 1964（昭和 39）年までを研究の対象時期とする。

2. 先行研究の検討

本研究の課題は、1950 年のドイツ・スポーツユーゲントの結成や横浜健民少年団の設立から、日独青少年交歓事業等によるドイツ・スポーツユーゲントの日本への紹介を経て、大島鎌吉のイニシアティブのもと、オリンピック青少年運動の一環として日本スポーツ少年団が設立され、その理念が 1964 年に作成されるまでの過程を日本スポーツ少年団の設立過程として実証することである。

そこで先行研究では、本研究の課題と関連する研究を取りあげ、検討を行う。

「研究の意義と課題」においても指摘したように、日本スポーツ少年団の設立過程を検討するうえでは、設立へ向けた準備が開始された時期の位置づけが重要であり、これまでの先行研究を概観すると 1960（昭和 35）年に開始されたオリンピック青少年運動によって区分されると考える。

したがって先行研究の検討としては、オリンピック青少年運動の開始前である 1950 年代からの日本スポーツ少年団の設立過程を検討した研究と、オリンピック青少年運動以降の 1960 年代からの日本スポーツ少年団の設立過程を検討した研究に分類して行った。

2-1. 1950年代からの設立過程に言及した研究の検討

1950年代からの日本スポーツ少年団の設立過程に言及した研究としては、先に述べた安倍大輔の「スポーツ少年団の結成過程とその理念の形成」²⁴⁾が存在する。

この研究で安倍は、日本スポーツ少年団結成の前史として、1950年代初頭に横浜市を中心に設立された健民少年団の活動を紹介している。健民少年団の活動が各都市へと普及した1954（昭和29）年には、日本におけるスポーツ少年団の設立を目指して、健民少年団の代表者が西ドイツへと派遣され、ドイツ・スポーツユーゲントとの交流事業が実施され、その後、オリンピック東京大会の招致活動を契機として、オリンピック青少年運動として、日本スポーツ少年団が設立されたと説明している。

同研究が、日本スポーツ少年団設立の前史として、1950年代における健民少年団の活動及びドイツ・スポーツユーゲントとの交流事業の存在を明らかにしたことは評価できるものの、健民少年団の設立経緯や活動内容に関する記述や、ドイツ・スポーツユーゲントとの交流事業に関する記述は概略的なもの留まっている。

さらに、健民少年団の活動やドイツ・スポーツユーゲントとの交流事業が日本スポーツ少年団の設立における前史であると説明するものの、これらの事象の詳細を検討していないために、1950年代における事象が日本スポーツ少年団の設立に如何して繋がったのかが明らかにされていない。

伴義孝の『大島鎌吉というスポーツ思想』²⁵⁾では、日本スポーツ少年団の設立準備を牽引した大島鎌吉に着目して、日本スポーツ少年団の設立過程が描かれている。伴によると、大島は生涯を通じてドイツとの繋がりを保持しており、この繋がりを活かして成し遂げた事業の一つが、日本スポーツ少年団の設立であった、としている。

大島は、健民少年団が発案した西ドイツとの交流事業を開催するために尽力しており、1953（昭和28）年には、自ら西ドイツを訪問して現地の担当者と交渉を行っている。伴によると、大島の働きかけによって、1954（昭和29）年から日独青少年交歓事業が開催されるようになり、この交流事業を契機として日本におけるスポーツ少年団を結成する機運が高まったと指摘している。また伴は、自身の研究を通じて明らかにした日本スポーツ少年団の設立へと連なる1950年代における事象が、日本スポーツ少年団の関係紙誌においては説明されておらず、日本スポー

ツ少年団の正史では描かれていないと指摘している。

大島鎌吉という視角から日本スポーツ少年団の設立過程を明かにした点と、日本スポーツ少年団の設立へと繋がる 1950 年代における事象が日本スポーツ少年団の正史では描かれていないという指摘は本研究を進めるうえで参考となった。

しかしながら、伴の研究は大島鎌吉を主軸に展開していることもあり、健民少年団の活動内容やドイツ・スポーツユーゲントとの交流事業に関する史料的な裏付けが乏しい。特に、ドイツ・スポーツユーゲントに関しては、設立経緯や活動内容といった具体的な事項がほとんど検討されていない。

また、葛西忠・松坂弘康は、「スポーツ少年団の実態に関する一考察」²⁶⁾と題した論文の中で、日本スポーツ少年団が設立された背景として、地域における青少年スポーツ組織の結成が求められる中、日本体育協会が具現化したものが日本スポーツ少年団であると説明した上で、日本スポーツ少年団の設立過程に影響を与えた組織として健民少年団の存在をあげ、健民少年団は日本スポーツ少年団の先駆的役割を担った組織であったと指摘している。しかし、この論文では、健民少年団の活動概要が説明されているだけで、健民少年団と日本スポーツ少年団の関連性については検討がなされていない。

2-2. 1960 年代からの設立過程に言及した研究の検討

オリンピック青少年運動以降、1960 年代からの日本スポーツ少年団の設立過程に言及した研究としては、日本スポーツ少年団本部が発行した『日本スポーツ少年団 30 年史』²⁷⁾と『日本スポーツ少年団 50 年史』²⁸⁾があげられる。

『日本スポーツ少年団 30 年史』では、「日本スポーツ少年団誕生の母体は、1964 (昭和 39) 年の第 18 回オリンピックが東京で開催されるに際し、日本体育協会が 1960 (昭和 35) 年に開始した『オリンピック青少年運動』である」と設立の起源について説明されている。

30 年史には、日本体育協会の機関誌である「体協時報」に基づきながら、オリンピック青少年運動として展開された日本スポーツ少年団の設立過程が記されている。同書によると、1960 (昭和 35) 年 5 月の日本体育協会理事会において、日本体育協会がオリンピック青少年運動を推進することが決定された。その後、オリンピック青少年運動を推進する委員会が発足し、この委員会において設立準備が

進められ、1961（昭和 36）年 12 月の日本体育協会理事会で日本スポーツ少年団を日本体育協会の事業として設立することが決定された。

日本体育協会が日本スポーツ少年団の設立を推進するようになったことで、日本体育協会理事会においても、日本スポーツ少年団に関する事項が積極的に審議されるようになった。そして、日本体育協会理事会での審議を経て、日本スポーツ少年団の組織構想や各規定などが決定され、1962（昭和 37）年 6 月 23 日に設立された。また、設立から一年が経過した 1963（昭和 38）年 9 月には、日本スポーツ少年団の理念及び哲理を検討する哲理作成委員会が発足し、翌年には「日本スポーツ少年団の理念」が発表された。

このように 30 年史には、オリンピック青少年運動及び日本体育協会の事業として、日本スポーツ少年団の設立準備が推し進められた過程が記されており、本研究を進めるうえで参考となった。しかしながら、同書で描かれた日本スポーツ少年団の設立過程では、日本体育協会理事会での審議事項が記述されているものの、この記述は一次史料である日本体育協会理事会の議事録を検討し、各氏の発言内容を踏まえたうえでの論述ではない。

この他に 30 年史では、日本スポーツ少年団の発足時に健民少年団との二重登録問題が発生したことが記されている。同書では、両者の活動内容が類似していたこともあり、健民少年団が日本スポーツ少年団に吸収合併される形で、問題は収束したと説明したうえで、設立直後の日本スポーツ少年団の登録数が増加した背景には、日本スポーツ少年団の先駆的な組織であった健民少年団の活動が影響を与えていたと指摘している。健民少年団を日本スポーツ少年団の先駆的な組織と位置付けている点は本研究と重なり、健民少年団と日本スポーツ少年団の関連性を検討するうえで貴重な示唆を示している。しかし、30 年史では健民少年団の具体的な活動内容が検討されていないために、健民少年団のどのような点が日本スポーツ少年団にとって先駆的であったのかが実証されていない。

『日本スポーツ少年団 50 年史』では、30 年史と同様に、日本スポーツ少年団の設立がオリンピック青少年運動として進められた過程が、日本体育協会理事会での審議事項を中心として記されている。

しかしながら、30 年史と比較すると、歴史的変遷を検討する上で用いられた史料が減少しており、史料的な裏付けは乏しくなっている。また、日本スポーツ少年

団の先駆的な組織として、健民少年団が存在していたことに関しても記されておらず、オリンピック青少年運動以前に日本スポーツ少年団の設立へと繋がる活動が実施されていたことに関する記述は全く見られない。

以上のように先行研究では、ドイツ・スポーツユーゲントや健民少年団、日独青少年交歓事業の内容が検討されていないために、これらの事象が日本スポーツ少年団の設立にどのように繋がったのかは明らかにされていない。また、オリンピック青少年運動を契機とした1962年のスポーツ少年団の設立に至るまでの経過に関しては、用いられた史料が少ないために史料的な裏付けが十分であるとは言えない。

つまり、これまでの先行研究とは異なる本研究の新規性は、ドイツ・スポーツユーゲントからの設立過程を実証することであり、その中では特に、健民少年団の活動や日独青少年交歓事業の内容を詳論した上で、それらの事象が日本スポーツ少年団の設立へと繋がったことを明らかにすることにある。さらには、日本体育協会理事会の議事録を、発言内容を含め丹念に検討した上で、1960年以降の設立過程を論述することにある。

3. 論文の構成

本論文の構成は、以下の通りである。

第一章では、日本スポーツ少年団を設立する際に見本とされたドイツ・スポーツユーゲントの設立経緯と設立当初の組織概要及び活動実態について論じる。また、ドイツ・スポーツユーゲントの活動に共鳴した大島鎌吉が、ドイツ・スポーツユーゲントをはじめ、西ドイツにおけるスポーツ事情を如何にして入手したかを検討する。

第二章では、戦後の横浜市で設立され日本スポーツ少年団の設立に影響を与えた団体の一つである横浜健民少年団について、設立経緯及び組織概要を論じた上で健民少年団の活動が国内の各都市へと普及した過程を検討する。

第三章では、ドイツ・スポーツユーゲントと健民少年団の交流が図られた日独青少年交歓事業について、西ドイツで開催された第一回大会（1954年）・第二回大会（1955年）、日本で開催された第三回大会（1956年）に着目して、開催経緯と具体的な事業内容について論じる。

第四章では、第18回オリンピック大会の東京開催を巡る本国の招致活動の変遷を整理した上で、招致活動の最終段階において招致活動を支援するために設立されたオリンピック青少協議会とオリンピック・メダリスト・クラブという二つの組織の活動を通じて、日本スポーツ少年団の設立構想が提言された過程について論じる。

第五章では、日本スポーツ少年団の設立が国策として展開されるに至った経緯を我が国の青少年スポーツの振興策から検討した上で、日本体育協会における日本スポーツ少年団の設立過程について、日本体育協会の理事会における日本スポーツ少年団の設立に関する審議事項を中心に論じる。

4. 史・資料及び参考文献について

第一章においては、ドイツ・スポーツユーゲントの『50周年記念誌』（Friedrich Mevert und Rolf Lutz, Chronologie der 50-jährigen Arbeit der Deutschen Sportjugend, in : (Hrsg.) Deutsche Sportjugend, In einem Jugendberghaus fing es an: 50 Jahre Deutsche Sportjugend, Schorndorf:Tübingen, 2000.) や、ドイツ・スポーツユーゲントの規則（Jugendordnung）等が掲載されているドイツスポーツ連盟の「年報」（Deutscher Sportbund(Hrsg.), Jahrbuch des Sports, Frankfurt a. M. Wien, 1957/58, 1961/62）やドイツ管理委員会指令23号（Control Council Directive No.23, Limitation and Demilitarization of Sport in Germany）などを史・資料として用いる。

第二章の横浜健民少年団についての検討を行う上では、横浜市において健民少年団の活動を主導した横浜市教育委員会の健康教育課が発行した機関誌『横濱健民』や健民少年団の具体的な概要が記された『健民少年の手引き』、横浜市の行政事業が記された『横浜市事務報告書』などを主要な史料として用いる。

第三章の日独青少年交歓事業についての検討を行う上では、同事業に関する実施要項や報告書を主要な史料として用いた。具体的には、第一回日独青少年交歓事業に関しては、派遣団の団長を務めた守田道隆が作成した報告書『少年渡り鳥の旅：西ドイツの青少年運動』や参加者が帰国後に実施した座談会の記録、第二回日独青少年交歓事に関しては、日々の記録が記された「西ドイツ青少年問題視察団日記」、第三回日独青少年交歓事に関しては、同事業の実行委員会が作成した『1956

年日独青少年交歓実施要綱』等である。

第四章の、オリンピック東京大会の招致活動を契機として、日本スポーツ少年団の設立構想が浮上する過程を検討する上では、オリンピック東京大会に関する報告書や、日本スポーツ少年団構想案を提示した大島鎌吉が記した論考である「『スポーツ少年団』への胎動」などを用いる。

第五章の日本体育協会の事業として日本スポーツ少年団が設立される過程を検討する上では、日本体育協会に関する史料を用いた。具体的には、日本体育協会の事業内容等が審議された理事会の議事録や、日本体育協会の機関誌『体協時報』である。

これに加えて、逐一報道されるとともに、関係者や記者の論考が掲載された『朝日新聞』、『毎日新聞』、『読売新聞』などの新聞も使用する。

なお、「資料」として日本スポーツ少年団の設立に際して作成された「全国スポーツ少年団センター設置要項」、「日本スポーツ少年団本部規程」、「スポーツ少年団準則」、「スポーツ少年団の育成および登録規程」を掲載するとともに、「資料」の後に、詳細な史料及び参考文献を「主要引用・参考文献目録」として掲載している。

また、本文中の「注記及び引用・参考文献」を各章の最後に掲載するとともに、欧文の文献の表記を簡略化するために、前掲書については、a. a. 0. と、同上書については ebenda と表記した。

<注記及び引用・参考文献>

- 1) 文部科学省（2018）平成 29 年度文部科学白書．文部科学省：東京．305-307.
- 2) 笹川スポーツ財団が実施した調査によると、子どもたちの運動活動の二極化は、特に中高生の時期に顕著であることが指摘されている。（笹川スポーツ財団（2017）子ども・青少年のスポーツライフ・データ 2017．笹川スポーツ財団：東京．78-81.）
- 3) 文部科学省（2017）スポーツ基本計画．文部科学省：東京．8-9.
- 4) スポーツ振興法の解説書では、青少年スポーツの普及奨励を図るための、具体的な方策として、青少年スポーツクラブや青少年スポーツリーダーの育成を推進していくことが述べられている。（川口頼好、西田剛（1961）逐条解説：スポーツ振興法．柏林書房：東京．48-51.）

- 5) 2018(平成 30)年 4 月 1 日に「日本体育協会(Japan Sports Association)」から「日本スポーツ協会(Japan Sport Association)」に名称変更がなされたが、本研究の対象時期である 1960 年代の名称は「日本体育協会(Japan Amateur Sports Association)」であったため、本研究での表記は当時の名称を使用する。
- 6) 高田通 (1965) 日本スポーツ少年団の現状と将来. 体育の科学. 15 (1) : 10-13.
- 7) 日本体育協会日本スポーツ少年団 (2013) 日本スポーツ少年団 50 年史: 資料編 (DVD 版). 日本体育協会日本スポーツ少年団: 東京. 184.
- 8) 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団 (2018) 平成 29 年度スポーツ少年団育成報告書. 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団: 東京. 10.
- 9) スポーツ少年団の現状における課題として、組織に関すること (①理念・目的の再確認、②名称の検討、③組織の円滑な運営のための財源確保、④総合型地域スポーツクラブとの関わり、⑤競技団体及び青少年団体との連携の強化、⑥中学生・高校生の加入促進、⑦学校及び行政との関わり方の充実、⑧市区町村スポーツ少年団の強化)、団活動・運営に関すること (①勝利至上主義偏重からの脱却、②多様なスポーツ活動、③指導者の養成ならびに研修のあり方、④リーダー養成のあり方、⑤育成母集団の育成と活用、⑥対象年齢の拡大(幼児の加入)、⑦活動場所の確保)、事業に関すること (①指導者・リーダーの養成研修(資質の向上・人員の増加)、②国内交流活動のあり方、③国際交流活動のあり方、④国外への広報活動のあり方)が挙げられている。(日本スポーツ少年団(2009)スポーツ少年団の将来像. 3-6.)
- 10) 日本スポーツ少年団 (2009) スポーツ少年団の将来像. 6-7.
- 11) 第 10 次育成 6 か年計画の年次計画によると、20 項目に及ぶ施策は、組織の整備・強化に関する 4 項目 (①市区町村スポーツ少年団の基盤強化と活動の活性化、②地域スポーツクラブとしての組織基盤の充実、③関係機関・団体等との連携、④登録システムの活用)、指導者・リーダーの育成に関する 4 項目 (①指導者資格の取得促進と女性指導者の拡充、②有資格指導者の研修方法・内容の検討、③都道府県指導者協議会等と全国指導者協議会の連携・充実、④リーダー資格の取得促進とリーダー活動の充実)、活動の充実に関する 9 項目 (①安全対策の確立、②団員の

加入と活動継続の促進、③幼児受入のための環境整備、④育成母集団の活動の充実・拡充、⑤地域スポーツクラブとしての活動の充実、⑥国内交流活動の充実、⑦国際交流活動の充実、⑧活動プログラムの研究・活用、⑨広報活動の充実・強化)、スポーツ少年団の理念の普及・実践とオリンピック・ムーブメントの推進に関する3項目(①スポーツ少年団の理念の普及・実践、②オリンピック精神の普及、③東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会関連活動の実施)からなる。(日本スポーツ少年団:第10次育成6か年計画(年次計画) https://www.japansports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/doc/plan10th/plan_10th.pdf) (2019年10月23日閲覧)

12) 重点アクションの3項目については、第10次育成6か年計画の策定解説書に詳細が記されており、理念の継承と意識の改革とは、スポーツ少年団の従来理念に基づく活動を継承しつつ、新たな理念である「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」をスポーツ少年団関係者はもちろん、広く一般に向けて普及するとともに、理念の体現に向けた各種取組みを実施することにより、スポーツ少年団内外の意識改革を促し、地域のスポーツクラブとしての組織基盤の構築を目指すことであり、制度の改革とは、スポーツ少年団登録規程や日本スポーツ少年団指導者制度・リーダー制度を改定することにより、子どもの成長を支える大人も含む多くの地域住民(子どもから大人まで)がメンバーとして集い、スポーツライフを楽しむことができる地域のスポーツクラブとしての組織基盤の構築を目指すことであり、活動内容の改革とは、アクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)の普及・活用や育成母集団活動の充実等により、各単位団における取組みはもとより、放課後子供教室等への協力や幼児の受入れ等を促進し、一人でも多くの子どもたちに多様な運動を経験する機会を提供するなど、地域課題の解決に応えることができる地域のスポーツクラブとしての組織基盤の構築を目指すことである。(日本スポーツ少年団:第10次育成6か年計画(策定解説書) https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/doc/plan10th/plan_guideline.pdf) (2019年10月23日閲覧)

13) 日本体育協会日本スポーツ少年団(2013)日本スポーツ少年団50年史:資料編(DVD版). 日本体育協会日本スポーツ少年団:東京. 258-283.

14) 日本スポーツ協会日本スポーツ少年団(2019)ガイドブック「スポーツ少年団

- とは」．日本スポーツ協会日本スポーツ少年団：東京．5.
- 15) スポーツ少年団設立の契機がオリンピック青少年運動であると指摘する研究として以下のものが挙げられる。
- ・木下秀明（1970）スポーツの近代日本史．杏林書院：東京．238.
 - ・内海和雄（1987）シリーズ少年期との対話 2 がんばれスポーツ少年．新日本出版社：東京．145-147.
 - ・武藤芳照（1989）子どものスポーツ．東京大学出版会：東京，130-140.
 - ・四国スポーツ研究会編（1992）子どものスポーツ、その光と影—生涯スポーツの実現に向けて—．不味堂出版：東京．53.
 - ・関春南（1997）戦後日本のスポーツ政策—その構造と展開．大修館書店：東京．75-76.
 - ・清水一巳（2006）子どものスポーツ集団の変遷—「高度化」の歴史と再組織化の方向性—，住田正樹，多賀太編，子どもへの現代的視点．北樹出版：東京．87-104.
 - ・田中治彦（2015）ユースワーク・青少年教育の歴史．東洋館出版社：東京．143-144.
- 16) 日本体育協会日本スポーツ少年団（1993）日本スポーツ少年団 30 年史．日本体育協会日本スポーツ少年団：東京．5-8.
- 17) 日本体育協会日本スポーツ少年団（2013）日本スポーツ少年団 50 年史．日本体育協会日本スポーツ少年団：東京．78-81.
- 18) 日本体育協会（1964）体協時報．109：71-72.
- 19) 同上書．71-72.
- 20) 日本体育協会（1960）昭和 35 年度第 7 回理事会議事録．4.
- 21) 安倍大輔（2003）スポーツ少年団の結成過程と理念形成についての研究．日本体育学会大会号．54：218.
- 22) 安倍大輔（2007）スポーツ少年団の結成過程とその理念の形成．埼玉スポーツ科学．2：26-38.
- 23) 伴義孝（2013）大島鎌吉というスポーツ思想：脱近代化の身体文化論．関西大学出版部：大阪.
- 24) 安倍大輔（2007）前掲書．26-38.
- 25) 伴義孝（2013）前掲書.

- 26) 葛西忠・松坂弘康 (1969) スポーツ少年団の実態に関する一考察. 学園論集.
14 : 51-81.
- 27) 日本体育協会日本スポーツ少年団 (1993) 前掲書.
- 28) 日本体育協会日本スポーツ少年団 (2013) 前掲書.

第1章

西ドイツにおけるドイツ・スポーツユーゲントの結成と大島鎌吉によるカール・ディームを通じたスポーツ事情の入手（1945～1950）

日本スポーツ少年団の設立史を究明する上で看過できないのが、日本スポーツ少年団を設立する際に参考とされたドイツ・スポーツユーゲント(Deutsche Sportjugend)¹⁾の存在である。

ドイツ・スポーツユーゲントは1950(昭和25)年4月にドイツ連邦共和国で設立された青少年組織であり、青少年たちを肉体面、精神面、道徳面から教育することを目的に、中心的な活動としてスポーツ活動や共同生活が展開された。

この活動に関心を持ったのが、戦後日本のスポーツ振興策の再建に携わっていた大島鎌吉であった。彼は、戦前より親交のあったカール・ディーム(Carl Diem)を通じて、ドイツ・スポーツユーゲントの活動を含む、戦後の西ドイツにおけるスポーツ事情を入手していった。

そこで本章では、ドイツ・スポーツユーゲントの設立経緯や、設立時の組織概要及び活動実態を明らかにした上で、大島がドイツ・スポーツユーゲントの活動をはじめとした西ドイツにおけるスポーツ事情を入手した過程について検討する。

第1節 ドイツ・スポーツユーゲントの設立に至る経緯

第1項 ドイツ管理委員会指令第23号の発令

第二次世界大戦後のドイツはアメリカ、イギリス、フランス、ソ連の四ヶ国による管理下に置かれ、それぞれの占領政策のもと統治された。非軍事化、非ナチス化という共通項のもとに占領はなされたが、西側の三つの地区では資本主義体制化が目指されたのに対して、ソ連の占領地区では社会主義体制化が進められた。

このような状況下において、非ナチス化及び非軍事化は、ポツダム協定とドイツ管理委員会(Allied Control Council for Germany)の諸法規に基づいて進められた。戦後のドイツにおけるスポーツ活動の再建のための礎とみなされているのが、1945(昭和20)年12月17日に発令されたドイツ管理委員会指令第23号「ドイツにおけるスポーツの制限と非軍事化」(Limitation and Demilitarization of Sport in Germany)である。このドイツ管理委員会指令第23号では、以下に示す

内容が提示された²⁾。

- 「1. ドイツが降伏する前に存在していたスポーツ組織、軍事的及び準軍事的な組織(クラブ、協会、団体、その他の組織)の全ての活動を禁止し、1946年1月1日までに解散する。
2. 全ての軍事的組織がドイツ国民に指導や活動を行なうことを禁止する。
この禁止事項は、特に、飛行術、落下傘飛行、滑空、フェンシング、軍事的または準軍事的訓練や観閲、銃器による射撃に従事する団体に適用する。
3. ドイツの教育機関、公的または政治的な団体、会社及び工場並びにその他のすべての団体において、軍事的またはこれに類似した軍事的資質を有する活動を指導することや実施することを禁止する。
4.
 - a. ドイツの領域において、地方的性格を有する非軍事的なスポーツ組織が活動することを認める。
 - b. これらの組織は、郡・地区レベル以上に設置されてはならず、地域司令官の許可を得た場合を除き、郡・地区レベル以上に組織された公私のいかなる団体からも、監督、指導、資金を受けてはならない。また、地域司令官の許可は、軍事的な意味を持たないスポーツに限定される。
 - c. 新しく設立された地方的性格のスポーツ組織はすべて、地域の連合国占領当局の許可を得なければならない。青少年の体育は、健康、衛生、レクリエーションの要素に比重を置き、軍事的な要素を有するスポーツを排除する。
5. 本指令の諸規定は、ドイツ内の各国占領地区司令官によって執行される。

1945年12月17日 ベルリンにて

L・D・クレイ中将 (Lucius D. Clay, Lieutenant General)

B・H・ロバートソン中将 (B. H. Robertson, Lieutenant General)

L・ケルツ陸軍大将 (L. Koeltz, Général de Corps d' Armée)

V・サカロフスキー陸軍大将 (V. Sokolovsky, Army General)」

ドイツ管理委員会指令第 23 号では、戦前に存在した全てのスポーツ及び軍事

的・準軍事的な競技組織の活動が禁止され、1946（昭和 21）年 1 月 1 日までに解散することが命じられた。その一方で、局地的性格の非軍事的なスポーツ組織については、新たに設立してドイツ領域内において活動を行なうことが許可された。ただし、新設されるスポーツ組織は、郡のレベルを越えて活動を実施することや、公的・私的団体から財政的支援を受けることは禁止され、各地域の連合国占領機関からの承認を得ることが定められた。

このようにドイツ管理委員会指令第 23 号が発令されたことで、ドイツを占領していた四ヶ国間には、スポーツ政策を展開する上での共通の基準が示された。しかしながら、ドイツ管理委員会指令第 23 号の成立過程において、四ヶ国の方針が一致していなかったために、この指令の遵守にあたっては四ヶ国間で差異が生じていた³⁾。

また、1946（昭和 21）年 7 月 18 日に発令されたドイツ管理委員会指令第 104 号（教育コントロールの第 67 号）では、郡を越えての競技会の開催やスポーツ組織の形成について詳細な方針が提示された⁴⁾。

この指令によると、占領地区司令官からの同意を得るという前提条件のもと、新たに設立が承認されたスポーツクラブやスポーツ組織間が、郡を越えて競技会や試合を開催することが認められた。さらに、郡を越えたスポーツ組織を設立するための申請を行った上で、占領地区司令官から許可を得られれば、郡を越えたスポーツ組織を設立することも可能となった。

以上のように、戦後のドイツでは、ドイツ管理委員会指令第 23 号の発令によって、ドイツスポーツ界の再建を目指し非軍事化と非ナチス化を基盤に据えたスポーツ政策の基準が提示され、戦前から活動していた全てのスポーツ組織は解体された。一方で、地域性格の非軍事的なスポーツ組織に関しては国内での活動が許可されるとともに、各占領区の司令官から許可が得られれば、新たなスポーツ組織を設立することも認められた。

これによって、米・英・仏の占領地区を中心にスポーツ組織が結成され、ドイツ国内でのスポーツ活動も再開されるようになった。さらに、西側三ヶ国では全ての地区を網羅するスポーツ組織の設立に向けた準備も開始されるようになった。

第 2 項 ドイツ・スポーツユーゲントの設立準備

戦後のドイツにおけるスポーツ政策の方針が記されたドイツ管理委員会指令第23号では、青少年のスポーツについて、軍事的でないことを前提に、健康、衛生、レクリエーション的な要素を重視した組織であれば活動が許可された。

これによって、西側三ヶ国の占領地区で活動を行うようになったスポーツクラブ、そして、それらのクラブの集合体として結成された地域別のスポーツ組織や種目別のスポーツ組織に青少年たちが所属して、活動を実施するようになり多くのスポーツ組織で青少年部門が設けられるようになった⁵⁾。

青少年部門の設置に伴い、各スポーツ組織で青少年の指導を行う者が現れるようになり、次第に、この指導者たちが互いに連絡をとるようになり、青少年指導者の組織化が目指されるようになる。

1947(昭和22)年7月17日から21日にかけて、イギリスの占領地区では青少年指導者が集まって初めての会議が開催され、多くの議題が審議されるとともに、この会議で青少年委員会が結成された⁶⁾。さらに、アメリカやフランスの占領地区においても、青少年の指導に関する委員会が発足し、相互にコンタクトをとるようになった。

その後、1949(昭和24)年5月にドイツ連邦共和国が建国されると、7月16日にはデュースブルクのヴェーダウで、ドイツ連邦共和国内に設立されていた州スポーツ連盟の青少年指導者の会議が開催され、ドイツ・スポーツユーゲントの設立に向けて、各団体が相互に協力すべき基本的な条項や暫定的な役員が選出された⁷⁾。

ヴェーダウでの会議から二ヶ月が経過した9月25日、西ドイツの初代連邦大統領であったテオドール・ホイス(Theodor Heuss)が、戦後のドイツ連邦共和国内で地域を基盤としたスポーツ組織が新たに設立されたことを説明した。この中でテオドール・ホイスは、ドイツ連邦共和国が建国したのを契機に、国内のスポーツユーゲントを統一する組織の設立を目指し準備を進めており、今後はスポーツユーゲントの指導者の交流を促進すると述べた⁸⁾。

このように、戦後のドイツにおいて西側三ヶ国の占領地区を中心として、新たに結成されたスポーツ組織において青少年部門が設置されたことで、青少年のスポーツ活動が普及するとともに、彼らを指導していた指導者たちが互いに連絡を取り合う中で、統一的な組織の設立を求める機運が高まり、ドイツ連邦共和国の建国をきっかけとして、全国的な組織であるドイツ・スポーツユーゲントの設立へ向け

た準備が開始された。

第3項 ドイツ青少年団体連合への加盟

ドイツ・スポーツユーゲントは組織の正式な設立を迎える前に、ドイツ連邦共和国で活動を展開する青少年団体の統轄組織であった「ドイツ青少年団体連合 (Deutscher Bundesjugendring)」に加盟をした。

戦前より青少年団体の活動が盛んであったドイツでは、終戦直後の 1946 (昭和 21) 年には宗教的な団体を中心として約二千の青少年グループが活動を行ない、翌年には、その数が約一万まで増加したと指摘されている⁹⁾。そして、ドイツ連邦共和国の建国を契機として、国内で活動する青少年団体を統轄する組織の結成が目指されるようになった。

1949 (昭和 24) 年 10 月 1 日より五日間、ケルン近郊のアルテンベルクの家で、ドイツ青少年団体連合の設立準備委員会が開催された。この会合に、ドイツ・スポーツユーゲントの暫定的な役員として選出されていたメンバーが、ドイツ・スポーツユーゲントの代表として出席した¹⁰⁾。

そして、この設立準備委員会において、全国的な組織を保有する 14 の青少年団体 (新教青年団、旧教青年団、ドイツ・スポーツユーゲント、労働組合青少年団、ドイツ農村少年団、ドイツ菜園青少年団、東ドイツ青少年団、ドイツ遍歴青少年団、ドイツ・アルペン協会青少年団、ドイツ勤労労働組合青少年団、ドイツ自然の友青少年団、ドイツ・ボーイ・スカウト、ドイツ・ガール・スカウト、ドイツ社会主義青少年団＝ファルケン)、各州の 10 の青少年団連合 (バイエルン州青少年団連合、ハンブルグ州青少年団連合、ヘッセン州青少年団連合、バーデン・ヴェルテンベルグ州青少年団連合、ベルリン地区青少年団連合、ブレーメン州青少年団連合、ニーダザクセン州青少年団連合、ノードライン・ウェストファーレン州青少年団連合、ラインランド・パルツ青少年団連合、シュレスウッヒ・ホルシュタイン州青少年団連合) によって、ドイツ青少年団体連合が結成された¹¹⁾。

ドイツ青少年団体連合は、ドイツ連邦共和国で唯一の青少年団体の総合機関であり、政府に対しても発言権を持つ団体であるとされた。このドイツ青少年団体連合の使命として、以下の事項が掲げられた¹²⁾。

- 「1. 経験を交換し、青少年問題の解決に協力する
2. 青少年間に相互理解と協力への用意を促進する
3. 道徳的、社会的、文化的見地に立って健全な青少年生活に資する
4. 全ドイツに及ぶ青少年政策と青少年権利の問題に提案し態度を定める
5. 社会、国会、並びに行政庁に対して、青少年共同体と青少年福祉の利害と権利を代表する
6. 共同活動と行事を促進し、計画し実行する。
7. 国際交歓と国際協力を促す。
8. 青少年のもつ利害の上から、軍事的、偏狭な愛国的、独裁的傾向の発生を全力をつくして阻止する。」

ドイツ青少年団体連合の設立から二年後に実施された調査では、同連合に加盟する青少年団体に所属する青少年の総数は約 580 万人（10 歳から 25 歳まで）となり、当時のドイツ連邦共和国の 10 歳から 25 歳までの総人口の半数以上が何れかの青少年団体に所属して活動を行うまでになった。また、580 万人の青少年の大多数は、全国的規模で活動が展開されていた、ドイツ・スポーツユーゲント（2,035,200 名）、労働組合青少年団（1,300,000 名）、旧教青年団（91,500 名）、新教青年団（850,000 名）の何れかの団体に所属した¹³⁾。

以上のように、ドイツ連邦共和国で活動を行う団体を統括する組織として結成されたドイツ青少年団体連合に、設立を控えていたドイツ・スポーツユーゲントが加盟したことによって、国内における青少年団体としての位置付けが明確になり、設立へ向けた機運も高まっていったと考えられる。

第 4 項 ドイツ・スポーツユーゲントの設立とドイツ・スポーツ連盟への役員の派遣

ドイツ・スポーツユーゲントは、バイエルン州スポーツ連盟の青少年スポーツ指導者であったマルティン・ガースナー（Martin Gaßner）が、競技別の連盟（12 団体）と州スポーツ連盟（10 団体）に所属する青少年指導者をバイリッシュツェル近郊のズーデルフェルトに集めて、1950（昭和 25）年 4 月 7 日から 9 日にかけて開催した会合において設立された¹⁴⁾。

ガースナーは、ドイツ・スポーツユーゲントの設立は全ての青少年指導者の関心事であると指摘した上で、その設立について以下のように述べている¹⁵⁾。

「しかし、一握りの男性たちがスポーツユーゲントの作業を始めなければならず、それは可能な限り早く始めないといけない。スポーツ的な青少年が、ドイツ青少年団体連合や青少年の補導や保護を行なう団体といった外に向けて、ドイツ・スポーツユーゲントを代表するだけでなく、(ドイツ・スポーツユーゲントの設立によって一引用者注)それぞれの青少年指導者に後ろ盾ができ、彼らは、その立場で活動し、自身の団体や連盟の中で、おそらく、今まで以上に青少年問題に対する理解を深めることが可能であろう。…(中略)…つまり、我々にとって、スポーツの中での青少年の関心を強くすることが大切である。私は、我々が青少年の利益や青少年の活動を守らせ、そして代表させるに至るのではなく、我々から選出された幾人かの男性たちを通して彼らを保護しなければならないと信じている」

つまり、ガースナーはドイツ青少年団体連合などの外部組織に対して青少年のスポーツ活動を発信するとともに、スポーツ活動を行なう青少年たちや、彼らを指導する指導者を保護することを目的として、ドイツ・スポーツユーゲントを設立したと考えられる。

ガースナーの意見が承認された後、この会合では、それぞれのスポーツ組織における青少年活動の強化を目的として、「作業部会」(Arbeitsgemeinschaft)が形成され、政治的、宗教的、人種的に中立な立場で作業が進められた。

また、作業部会のメンバーの中から、選出された七名によって「執行委員会」(Arbeitsausschuß)が設置された。委員会は、国やドイツ青少年団体連合のように青少年の補導や保護を行う団体に対して、ドイツ・スポーツユーゲントの利益を主張するとともに、事務規則に従って作業を進めた。

ドイツ・スポーツユーゲントが設立されてから8ヶ月が経過した1950年12月、ドイツ連邦共和国のスポーツ団体を統轄する総合的なスポーツ組織として、「ドイツ・スポーツ連盟 (Deutscher Sportbund)」が設立された。

ドイツ・スポーツユーゲントのワーキンググループは、新設されたドイツ・スポーツ連盟に対して、ドイツ・スポーツユーゲントの活動への協力と、ドイツ・ス

ーツ連盟の役員会へのドイツ・スポーツユーゲントの代表者の派遣を要望した。

そして、ドイツ・スポーツ連盟の会議で、91 対 5 票という圧倒的な多数決でドイツ・スポーツユーゲントの代表者を役員の一員として迎えることが決定されるとともに、ドイツ・スポーツユーゲントを設立する際に作成された規定が、ドイツ・スポーツ連盟の規定の一部とされることが認められた¹⁶⁾。

このように、ドイツ連邦共和国内のスポーツ組織で、青少年たちに指導を行う指導者たちが集結して、ドイツ・スポーツユーゲントは設立された。また、青少年のスポーツ活動の発展を目的として、ドイツ・スポーツユーゲント内部で作業部会が結成されるとともに、作業部会から選出された七名のメンバーによって執行委員会が形成された。

さらに、ドイツ・スポーツユーゲントは、ドイツ・スポーツ連盟との協力体制を構築するために、ドイツ・スポーツユーゲントの代表者をドイツ・スポーツ連盟の役員として派遣した。

第2節 ドイツ・スポーツユーゲントの組織概要と活動の実態

第1項 ドイツ・スポーツユーゲントの理念と運営組織

ドイツ・スポーツユーゲントを組織化する上で基盤となったのが、1950(昭和25)年に作成された「ドイツ・スポーツユーゲント規則の草案」¹⁷⁾であった。この草案では、オリンピック理念を信奉して会員を身体的、精神的、道徳的に教育することが目標の一つとして掲げられた。また、スポーツ活動やキャンプでの共同生活、クラブハウスでの集いや青少年問題に関する討論などの活動を、宗教的、政党政治的、人種的に中立な立場で実施していくと説明された。

草案に基づいて制定された正式な規則では、ドイツ・スポーツユーゲントは種目別スポーツ団体と地域別のスポーツ団体の青少年部門によって組織化されると説明した上で、活動目的が以下のように記された¹⁸⁾。

「『ドイツ・スポーツ少年団』(ドイツ・スポーツユーゲント—引用者注)は、会員を肉体的、精神的、道徳的に教育する目的をもつ。少年団はオリンピック理念を奉ずる。

・『ドイツ・スポーツ少年団』は、人間は肉体と心と精神が不離一体のもので

あるとの自覚に基づいて、その考えを奉ずる凡ての人々に、高い肉体的精神的行為と、スポーツ的友情を重んずる道徳的価値に向って行う努力を求め、人権の尊重（良心と個人と結社の自由）はスポーツ的少年活動の前提である。

- ・『ドイツ・スポーツ少年団』はその教育活動で政党政治的、宗教的、人種的に中立性を守る。少年団は、体操、スポーツ、遊戯並びに個人的な接触を通じ、意識して団体精神を養い、国際理解を深める。
- ・少年活動の基本は、スポーツ行動と少年共同体の生活形成である。」

このように、ドイツ・スポーツユーゲントは人間の肉体と精神が不離一体という考えに基づき、青少年たちを肉体面、精神面、そして道徳面から教育していくことを活動の理念に据え、スポーツ活動と共同生活を中心的な活動として展開したと言える。さらに、非軍事的で非ナチス的な組織であることを前提に組織化が図られたこともあり、活動理念で政治的、宗教的、人種的における中立の保障が謳われたと考えられる。

また、ドイツ・スポーツユーゲントの規則では、ドイツ・スポーツユーゲントの諸機関として、総会（Vollversammlung）、執行委員会（Arbeitsausschuß）、専門委員会（Fachausschüsse）が定められている¹⁸⁾。

総会は、ドイツ・スポーツユーゲントを構成する諸組織から選ばれた男女の指導者から成る最高決議機関である。規則によると、総会は年間に一度は開催されることとなっており、執行委員会並びに委員長を選任と解任、少年委員会活動の方針の決定、会員団体の提議に対する審議決定などを担うとされている。

執行委員会は、総会で与えられた方針を顧慮して事務規則に基づきながら、ドイツ・スポーツユーゲントの業務を執行する機関である。総会において選出された委員長二名、男性の少年指導者五名、女性の指導者二名で構成され、第一委員長は組織の内外に対してドイツ・スポーツユーゲントを代表しており、ドイツ・スポーツ連盟の最高機関の中における議席と投票権を保持している。

専門委員会は、特別な任務を計画し遂行する際に、執行委員会によって組織化される。また、専門委員会での決議には、執行委員会の同意が必要となる。

この他にも、ドイツ・スポーツユーゲントの規則では、ドイツ・スポーツユーゲ

ントの会員になるための前提条件として、ドイツ・スポーツ連盟の構成員資格を獲得することが定められた。

さらに、(表 1-1)のように 1950 年に作成されたドイツ・スポーツユーゲント規則の草案と、設立後の 1957 年におけるドイツ・スポーツユーゲント規則を比較すると、理念と組織概要に関しては草案の段階で基盤が形成されていたことを確認することが出来る。

以上のように、ドイツ・スポーツユーゲントの理念及び組織概要を検討すると、オリンピック理念を信奉しながら、青少年を肉体・精神・道徳面において教育するという特色が明らかになった。また、宗教的・政治党的・人種的に中立性を守りながら活動が実施されたことを鑑みると、戦前の組織とは異なった組織であることを強く意識した団体であったと考えられる。

表1-1. ドイツ・スポーツユーゲントの理念及び組織概要¹⁹⁾

	ドイツ・スポーツユーゲント規則の草案 (1950年)	ドイツ・スポーツユーゲント規則 (1957年)
理念	<p>①オリンピック理念を信奉して会員を身体的、精神的、道徳的に教育する。</p> <p>②人間は身体と精神の統一体であるという認識を信奉する。</p> <p>③スポーツ的な友情に注目して、より高い身体的、精神的な質を目指し努力することを要求する。</p> <p>④宗教的、政党政治的、人種的に中立な中で活動を行う。</p>	<p>①会員を肉体的、精神的、道徳的に教育する。</p> <p>②オリンピック理念を奉ずる。</p> <p>③高い肉体的精神的行為とスポーツ的友情を重んずる道徳的価値に向って行う努力を求める。</p> <p>④活動において、政党政治的、宗教的、人種的に中立性を守る。</p> <p>⑤活動を通じて団体精神を養い国際理解を深める (スポーツ行動と少年共同体の生活形成が活動の基本)。</p>
組織概要	<p>①活動内容：スポーツ活動、一般的な青少年補導の課題、キャンプでの共同生活、クラブハウスでの集い、音楽、遠足、集団ダンス、簡易ゲーム、文化的な活動、青少年問題に関する討論。</p> <p>②スポーツユーゲントの構成員：青少年部門に属する全ての男女の青少年と青少年組織の中で役目を担う全ての男女の成人。</p> <p>③連邦基準の中での全てのスポーツ専門団体の青少年指導者とスポーツ連盟の青少年指導者が、ドイツ・スポーツユーゲントの作業部会を形成する。</p> <p>④作業部会は、7名の代表者をともなう執行委員会を選出し、執行委員会は第一委員長と第二委員長の指揮によってスポーツユーゲントに関する要件を主張する。</p>	<p>①活動内容：スポーツ活動と共同的な生活を基盤として体操や遊戯なども実施する。</p> <p>②ドイツ・スポーツユーゲントの構成員：ドイツ・スポーツ連盟の中で構成員資格を獲得し、ドイツ・スポーツ連盟の会則で承認している団体の青少年組織に属する者。</p> <p>③ドイツ・スポーツユーゲントの諸機関：総会、執行委員会、専門委員会が存在。</p> <p>④総会：ドイツ・スポーツユーゲントの最高決議機関。執行委員会並びに委員長の選任と解任、少年委員会活動の方針の決定、会員団体の提議に対する審議決定が主な役割。</p> <p>⑤執行委員会：総会で与えられた方針を顧慮して事務規則に基づきドイツ・スポーツユーゲントの業務を執行する機関。総会において選出された委員長二名、男性の少年指導者五名、女性の指導者二名で構成。</p> <p>⑥専門委員会：特別な任務を計画し遂行する際に執行委員会によって組織化される機関。</p>

第2項 連邦青少年計画による財政支援と連邦青少年競技会の導入

1950（昭和25）年12月18日、ドイツ連邦共和国政府は連邦青少年計画（Bundesjugendplan）を発表した。この計画は、連邦議会および連邦衆議院の支持のもとに、各州の青少年担当の部門及び青少年事業の諸団体と協力して展開され、青少年が肉体的・精神的・道徳的・職業的に健全に成長して、所属する青少年団体における活動が発展し、青少年たちが家庭や社会、そして国家に対する責任を果たすことができるように援助するものであった²⁰⁾。

政府が連邦青少年計画を発表したことを受け、ドイツ・スポーツユーゲントのワーキンググループで審議される議題の中心は、連邦青少年計画への参画についてであった。

1951（昭和26）年2月には、ワーキンググループにおける議論を経て、ドイツ・スポーツユーゲントは、連邦青少年計画を司る内務省の青少年局に対して、連邦青少年計画における補助金の配分について、以下のような提言を行った²¹⁾。

「中心的な指導課題：125,000DM
中心的な教科課程：125,000DM
国際的な青少年交流：65,000DM
雑誌・教材フィルム：30,000DM」

このように西ドイツ政府が発表した連邦青少年計画において、国内の青少年事業に対する財政的な支援²²⁾が実施されたことによって、青少年団体の一つであったドイツ・スポーツユーゲントに対する財政面での援助が行われたことは、設立されたばかりのドイツ・スポーツユーゲントの組織基盤の形成に寄与したと考えられる。

連邦青少年計画への参画とともに、この頃、ドイツ・スポーツユーゲントのワーキンググループで審議されていた課題が、「連邦青少年大会（Bundesjugendspiele）」の導入についてであった。

1951年1月27日に開催された会合では、ドイツ・スポーツ連盟の会長であったウィリー・ドームと協力して、ドイツ・スポーツユーゲントにおける連邦青少年大会の導入が原則的に決定された²³⁾。

そして、連邦青少年大会を同一の日程で国内の全会場で実施すること（国内の体育館やスポーツ施設の数不足していた為）など、改善すべき事項が挙げられる中、同年7月に最初の連邦青少年大会が開催された。

以上のように、連邦青少年大会をドイツ・スポーツユーゲントの事業として導入したことによって、国内の各地域でスポーツユーゲントに所属して活動を行っていた青少年たちは、ドイツ・スポーツユーゲントとして共通のプログラムを実施した。

第3項 国際交流としてのオリンピックヘルシンキ大会への参加

ドイツ・スポーツユーゲントは、設立から一年半が経過した1951（昭和26）年12月27日に開催したワーキンググループの会合において、翌年にフィンランドのヘルシンキで開催されるオリンピック大会へ、初めての国際交流事業として青少年を派遣することが決められ、国際交流事業を推進するための委員会が結成されるとともに、この委員会に青少年渡航の諸準備が任された²⁴⁾。

オリンピック大会へのドイツ・スポーツユーゲントの派遣は、競技別及び地域別のスポーツ組織から構成されるドイツ・スポーツユーゲントの団員たちの共同体としての意識を高めるとともに、社会に対してドイツ・スポーツユーゲントの活動をアピールするという目的もあった²⁵⁾。

そして、オリンピックヘルシンキ大会が開催された1952（昭和27）年の7月から8月にかけて、ドイツ・スポーツユーゲントから選ばれた少年少女180名がドイツ連邦共和国の青少年の代表として、「スポーツハイム」という名の汽船に乗船しヘルシンキへと渡航した。

ヘルシンキに到着したドイツ青少年団一行は、セウラサーリ島でキャンプ生活を送りながら、オリンピック大会の観戦を行った。この時に、後年ドイツ・スポーツユーゲントの特徴的な活動となる「オリンピック大会での青少年キャンプ」の原型が形成された²⁶⁾。

このように、長期間に亘る青少年キャンプの実施は、参加した青少年たちに他国との交流や国際理解の促進をもたらしただけでなく、共同生活を通じた参加者の育成や訪問地におけるドイツ・スポーツユーゲントの活動紹介といった面でも効果をあげた。

そのために、1960（昭和 35）年に開催されたオリンピックローマ大会には 600 名、1964（昭和 39）年に開催されたオリンピック東京大会には 120 名といったように、継続してオリンピック大会にドイツ・スポーツユージュメントの代表者が派遣された²⁷⁾。

第 3 節 大島鎌吉によるカール・ディームを通じた西ドイツのスポーツ事情の入手

第 1 項 大島鎌吉の大衆スポーツ振興の必要性の指摘

序章でも指摘したように、ドイツ連邦共和国で結成されたドイツ・スポーツユージュメントの活動を日本に紹介して、ドイツ・スポーツユージュメントを参考に日本スポーツ少年団の設立構想を立案したのが、大島鎌吉²⁸⁾であった。

大島は、1932（昭和 7）年に開催されたオリンピックロサンゼルス大会の陸上競技に出場して、三段跳で銅メダルを獲得したオリンピックアンであった。大学卒業後に就職した毎日新聞社では、運動部所属の記者として活躍し、1939（昭和 14）年からの 6 年間は、同社のベルリン特派員としてドイツ軍に帯同しながら戦況を我が国に伝えた。

終戦から二ヶ月が経過した 1945（昭和 20）年 10 月、大島は日本に帰国してきた。帰国後、大島は運動部の記者に復帰して、日本のスポーツ振興に尽力するのだが、その根幹となったのが、相反する二つのスポーツ振興に対する方策であった。

このことについて、大島研究の第一人者である伴義孝は、「…エリートスポーツと大衆スポーツ、競技スポーツと生活スポーツ、青年スポーツと少年スポーツの両極構造を視野に入れて、日本における、スポーツ振興を図らなければならない、と大島は作戦を練ったのである。剛と柔のドッキングが成就しないと、スポーツの本質は具現しない。大島は、そこに、唯一の道があると考えた。」と指摘している²⁹⁾。

エリートスポーツへの関わりとしては、第二次世界大戦によって断絶していた世界のスポーツ界との関係を修復させるために、当時の大日本体育会が 1947（昭和 22）年 1 月 22 日に発足させた「オリンピック準備委員会（後の日本オリンピック委員会）」の幹事に就き、競技別の国内団体の国際スポーツ連盟への復帰及びオリンピック大会参加の実現を目指し尽力した³⁰⁾。

一方で大衆スポーツへの関わりとしては、1947（昭和 22）年 10 月 27 日から 29

日にかけて初めての「全国レクリエーション大会」を石川県で開催し、戦後の本国における大衆スポーツの礎を築くことに貢献した。

第一回全国レクリエーション大会を開催した経緯について大島は、「レクリエーションの『レ』が『リ』であるとか何とかもってもらしい議論のあった時期の一九四七年、たまたま秋に第二回の国体がわたしの生まれ故郷金沢で開催されたのを機に、ここで第一回の『全国レクリエーション大会』を開催するよう運びこんだのである。」と述べている³¹⁾。

また、当時の大島は、「大衆にとけ込もう ルーズ生活にブレーキの役を」（1947年1月4日付）と題した記事において、日本のスポーツ界の展望を以下のように記している³²⁾。

「ひるがえって見るならば従来の日本スポーツは学生選手の独占的花壇でしかなかった、オリンピック選手のほとんど全部が学生で占められた実際は、日本資本主義を母体とする社会環境の生んだ奇形だが、勝利追及に急な余りこれをきよう正せずいよいよ変質型に追い込んだ事大主義的失敗はこの際断じて繰り返さすべきでない。…（中略）…われわれがスポーツ界に声を大にして叫ぶことは『スポーツは国民大衆と共にあれ』『スポーツは大衆に基盤をもって育成促進せよ』ということだ…（中略）…先ず『スポーツは見物するもの』という迷信の囚虜数百万をスタンドから引き降ろし、これに動くスポーツの世界を与えよ、さらに職場や家庭からも運動場への道路を引けということ、この通路はまた山や海に或いは劇場や集会や図書館に直結して健康と文化の毛細管とならなくてはならない。」

上記の記事の内容からも明らかなように、大島は全国民がスポーツ活動に興じるようにスポーツ振興策を展開していくことの重要性を指摘するとともに、国民に対して、スポーツとの関わり方を、「見る」ことから「する」ことへと転換していくことの必要性を述べた。

以上のように、終戦直後の我が国のスポーツ界において、大島鎌吉が大衆スポーツの振興を重要視していたからこそ、その後、大島はドイツ連邦共和国のスポーツ振興策や青少年育成策、さらにはドイツ・スポーツユーゲントの活動などを日本に紹介したと考えられる。

第2項 大島鎌吉によるカール・ディームを通じた西ドイツのスポーツ事情の入手

戦後の我が国におけるスポーツ振興策の推進に携わるようになった大島は、エリートスポーツと大衆スポーツの両方を重視したスポーツ政策を実施して成果を残していた西ドイツのスポーツ政策をモデルとした。

大島は、自身がスポーツ哲学の師と仰ぎ、戦後のドイツスポーツ界を再建させたカール・ディームを通じ西ドイツのスポーツ事情を入手して、我が国に紹介するとともに日本のスポーツ政策へと反映させた。

大島とカール・ディームの関係については、「大島は、スポーツ総合政策を世界に先駆けて推進した、西ドイツと、太いパイプで結ばれていた。そのパイプの根本こそは、カール・ディームである。戦後の大島は、常に、カール・ディームを介して、ヨーロッパ諸国、特に、西ドイツとの情報交換を行ってきた。」³³⁾と指摘されるほどであった。

岡によると、大島とカール・ディームの親交は、1936（昭和11）年に開催されたオリンピックベルリン大会をきっかけに始まり、第二次世界大戦後からは、頻繁に往復書簡で意見交換を行った³⁴⁾。

大島とカール・ディームの手紙によるやりとりについては、大島が記した「ドイツスポーツの輝しい再出発」と題した論稿³⁵⁾から確認できる。この論稿では、カール・ディームが1947（昭和22）年11月にドイツ体育大学ケルン（Deutsche Sporthochschule Köln）を創設して初代の学長に就任した際に大島に送った書簡の内容が記されている。

大島はカール・ディームが大学を設立したことについて、「戦後の混とんとした世情が、あらゆる困難をドイツ民族におっかぶせて、精神的に肉体的に虚弱な人々がうちひしがれてゆく悲劇の眞只中であって、わずかに呼吸し続ける強きもの—それだけに強烈な気魄を瓦礫のすき間からふき上げているもの—をかき集めて、ディーム博士の悲願は実行に移されようとしているのである。」³⁶⁾と述べた上で、カール・ディームを介してドイツのスポーツに着目する理由について、以下のように記した³⁷⁾。

「それにしても、ドイツのスポーツが、この偉大な指導者（カール・ディーム—

引用者注)によってどんな理念のもとにどう進められようとしているかは、まことに興味あることである。それはドイツが日本と同じ敗戦の国であるというばかりではない。日本と同様にスポーツが盛んな国だったというばかりではない。むしろその永い歴史と苦悩を通じてうち立てられたかつてのあの不滅の体育理念が、たとえ一時的とはいえナチスのために弾圧され、民族の名によって管理されたにかかわらず、新しく芽生えたものが、同じく『民族のために』と銘うってその突破口を判っきりさせた点にある。」

このように、大島は西ドイツと本国の共通項として、戦前より体育・スポーツ活動が活発であり、これらを実践するための理念や理論が構築されていたものの、これらが第二次世界大戦によって抑圧されたことを説明した。

その上で、戦後の西ドイツが、非軍事化や民主化といった新たな信条のもとで、体育・スポーツ活動を再出発させたことに共感したために、戦後の日本に西ドイツの状況を紹介するとともに、我が国のスポーツ政策を立案する手掛かりを西ドイツに求めたと考えられる。

そして、戦後の再出発が図られた西ドイツにおいて、カール・ディームが中心となって新たな青少年たちのスポーツ組織として設立されたのが、ドイツ・スポーツユーゲントであった。

第二次世界大戦直後のカール・ディームと大島の関係を考えるならば、このドイツ・スポーツユーゲントの情報は、直ちに、カール・ディームから大島に伝えられていたと考えられる。

このことについては、大島研究の第一人者である伴義孝も、「西ドイツでは、まったく新しい思想で、昭和二十五年(一九五〇)五月三十日に、スポーツ少年団(ドイツ・スポーツユーゲント—引用者注)が結成されたばかりである。カール・ディームが心血を注いだ、新生の、西ドイツ・スポーツ少年団の結成は、西ドイツ・スポーツ連盟の結成より、半年ばかり早い。この経緯から推察しても、戦後の西ドイツが、祖国復興のために、いかに、青少年スポーツ活動の導入に腐心していたかが理解できる。西ドイツ・スポーツ少年団結成にいたる、その情報は、カール・ディームから大島に届いていた。」³⁸⁾と指摘している。

以上のように、戦後の日本におけるスポーツ振興の再生を託された大島は、その

手掛かりを西ドイツに求め、師と仰ぐカール・ディームを介して、西ドイツにおけるスポーツ振興策の情報を入手していた。その中で、西ドイツで設立された青少年組織であるドイツ・スポーツユーゲントについての情報も把握したと考えられる。

小括

本章では、ドイツ・スポーツユーゲントが設立されるまでの過程について論じた上で、設立時の組織概要及び活動の実態について検討するとともに、ドイツ・スポーツユーゲントを含め、当時の西ドイツのスポーツ事情が大島鎌吉によって、把握された経緯を検討した。

戦後のドイツでは、四ヶ国の管理下であった 1945（昭和 20）年 12 月に発令されたドイツ管理委員会指令第 23 号に基づいて、戦前から活動していた全てのスポーツ組織は解体された。

しかしながら、地域的性格の非軍事的なスポーツ組織は、一定の条件下で新たに設立して活動を行うことが認められたために、西側三ヶ国の占領地区を中心にスポーツ組織が結成され、スポーツ活動が再開されるようになった。

新たに結成されたスポーツ組織では、青少年部門が設置されるとともに、その指導者たちによって統一的な組織の設立を求める機運が高まり、ドイツ・スポーツユーゲントの設立へ向けた準備が開始された。

1949（昭和 24）年 5 月のドイツ連邦共和国の建国を契機として、ドイツ連邦共和国で活動を展開する青少年団体の統轄組織としてドイツ青少年団体連合が結成され、設立準備を進めていたドイツ・スポーツユーゲントは同組織に加盟した。

1950（昭和 25）年 4 月 7 日から 9 日にかけて開催された会合において、ドイツ・スポーツユーゲントは設立された。また、同年 12 月にドイツ・スポーツ連盟が結成されると、ドイツ・スポーツユーゲントの幹部が、ドイツ・スポーツ連盟の役員として派遣され、ドイツ・スポーツ連盟との協力体制が築かれた。

ドイツ・スポーツユーゲントは、青少年たちを肉体面、精神面、そして道徳面から教育することを活動の基盤として、スポーツ活動と共同生活を中心に活動が展開された。また、ドイツ・スポーツユーゲントの活動方針などは、最高決議機関である総会での審議を経て決定され、執行委員会によって具体的に実行されていた。

設立当初のドイツ・スポーツユーゲントでは、活動を普及させるために、連邦青少年大会の導入やオリンピックヘルシンキ大会への観戦など、特色のある事業が実施された。

また、設立から八ヶ月が経過した 1950（昭和 25）年 12 月にドイツ連邦共和国の政府が発表した連邦青少年計画で政府による財政面での援助が決定され、国家的な支援が実施されたことは、設立されたばかりのドイツ・スポーツユーゲントの基盤の形成に寄与した。

そして、ドイツ・スポーツユーゲントの活動をはじめ、戦後のドイツ連邦共和国におけるスポーツ振興策に、いち早く着目したのが大島鎌吉であった。大島は、戦後の日本スポーツ界を再生させるためには、エリートスポーツだけでなく大衆スポーツを振興していくことの必要性を痛感した。そこで大島は、戦前より親交があったドイツスポーツ界の重鎮であったカール・ディームを通じて、戦後の西ドイツで展開されていたスポーツ振興策についての情報を入手していたことが明らかになった。

<注記及び引用・参考文献>

1) ドイツ・スポーツユーゲントは、種目別のスポーツ連盟及び各地域別のスポーツ連盟の青少年部門が結集した組織であるために、ドイツ・スポーツユーゲントに加盟する組織の青少年たちは、ドイツ・スポーツユーゲントにおいて通常は活動を行なうことはなく、各々が所属するスポーツクラブ等の組織で活動を行なった。

2) ドイツ管理委員会指令第 23 号は、英・仏・独・露の各国版が存在するが、本研究では、英語版「Limitation and Demilitarization of Sport in Germany」を翻訳して用いた。なお、英語版の翻訳は、高津（1998）「戦後ドイツにおけるスポーツの制限と非軍事化：管理委員会指令第二三号の成立」が行っている。また、

「Der Neuaufbau des Sports in Westdeutschland bis zur Gründung des Deutschen Sportbundes」に掲載されていたドイツ語版「Beschränkung und Entmilitarisierung des Sportwesens in Deutschland」は内容を理解する上で参考とした。

（高津勝（1998）. 一橋大学研究年報（人文科学研究）. 35：3-62. Weißpfennig, Gerd, Der Neuaufbau des Sports in Westdeutschland bis zur Gründung des Deutschen Sportbundes. S. 761-762. In: Ueberhorst, Horst, Geschichte der

Leibesübungen. Band3/2 Leibesübungen und Sport in Deutschland vom Ersten Weltkrieg bis zur Gegenwart. Berlin, München, Frankfurt am Main 1982.)

3) 英・仏・独・露の四ヶ国におけるドイツ管理委員会指令第 23 号の解釈の違いに関しては、高津（1998）の研究で詳細に検討されている。（同上書． 3-62.）

4) Weißpfennig, Gerd: a. a. O., S. 762.

5) 日本体育協会日本スポーツ少年団本部（1968）昭和 42 年度日本スポーツ少年団海外研修派遣報告書． 日本体育協会日本スポーツ少年団本部：東京． 34.

6) Friedrich Mevert und Rolf Lutz, Chronologie der 50 - jährigen Arbeit der Deutschen Sportjugend, in : (Hrsg.) Deutsche Sportjugend, In einem Jugendberghaus fing es an: 50 Jahre Deutsche Sportjugend, Schorndorf:Tübingen, 2000, S. 33.

7) 日本体育協会日本スポーツ少年団本部（1968）前掲書． 34.

8) Friedrich Mevert und Rolf Lutz, a. a. O., S. 34.

9) 池田林儀（1955）新ドイツ生活． 生活記録研究所：東京． 23.

10) 日本体育協会日本スポーツ少年団本部（1968）． 同上書． 34.

11) 全国都市体育研究協議会（1956）立ち上るドイツ青少年：その足音と近代スポーツ思想． 万有出版：東京． 71-73.

12) 同上書． 64.

13) 大島鎌吉（1954）西ドイツの少年スポーツ． 体育の科学． 4（11・12）：431.

14) Friedrich Mevert und Rolf Lutz, a. a. O., S. 34.

15) Deutscher Sportbund(Hrsg.), Jahrbuch des Sports 1961/1962, Frankfurt a. M.・Wien, 1961, S. 87.

16) 日本体育協会日本スポーツ少年団本部（1968）． 同上書． 35.

17) Deutscher Sportbund(Hrsg.), a. a. O., 1961, S. 88-89.

18) Deutscher Sportbund(Hrsg.), Jahrbuch des Sports 1957/1958, Frankfurt a. M.・Wien, 1961, S. 192.

19) 表 1 - 1 については、ドイツ・スポーツ連盟が発行した年報『Jahrbuch des Sports』に掲載されたドイツ・スポーツユースの規則に基づいて、筆者が作成した。（Deutscher Sportbund(Hrsg.), Jahrbuch des Sports, Frankfurt a. M.・Wien, 1961/62, S. 88-89. 1957/58, S. 192-193.）

- 20) 牧信 (1960) 青少年・スポーツ. 在日ドイツ大使館:東京. 7-10.
- 21) Friedrich Mevert und Rolf Lutz, a. a. O., S. 36.
- 22) 連邦青少年計画による財政面での支援は 1950 年から開始され、1950 年から 1960 年にかけては、約 4 億 1,500 万DMがドイツ連邦議会で可決され、ドイツ・スポーツユージュメントをはじめとした青少年事業に使用された。
- 23) Friedrich Mevert und Rolf Lutz, a. a. O., S. 36-37.
- 24) ebenda, S. 37.
- 25) 日本体育協会日本スポーツ少年団本部 (1968). 同上書. 36.
- 26) Friedrich Mevert und Rolf Lutz, a. a. O., S. 39.
- 27) 日本体育協会日本スポーツ少年団本部 (1968). 同上書. 12.
- 28) 大島鎌吉 (1908-1985) の略歴は以下の通りである。
- 1932 (昭和 7) 年: オリンピックロサンゼルス大会出場 (三段跳: 第 3 位)
- 1934 (昭和 9) 年: 関西大学法学部法律学科卒業
- 1934 (昭和 9) 年: 毎日新聞社入社 (運動部記者)
- 1936 (昭和 11) 年: オリンピックベルリン大会出場 (三段跳: 第 6 位)
- 1939 (昭和 14) 年: 毎日新聞社ベルリン特派員
- 1945 (昭和 20) 年: ドイツから帰社。
- 東京本社政治部記者 (翌年に運動部へ転属)。
- 1946 (昭和 22) 年: オリンピック準備委員会の幹事に就任
- 1959 (昭和 34) 年: 日本オリンピック委員会委員に選出
- 1963 (昭和 38) 年: 毎日新聞社を退職
- 1964 (昭和 39) 年: オリンピック東京大会の日本選手団団長。強化対策部長。
- 1965 (昭和 40) 年: 大阪体育大学副学長
- 1982 (昭和 57) 年: オリンピック平和賞受賞
- (伴義孝 (1994) スポーツ思想の誕生: 大島鎌吉の周辺. 創文企画: 東京. 323.)
- 29) 中島直矢、伴義孝 (1993) スポーツの人大島鎌吉. 関西大学出版部: 大阪. 125.
- 30) 日本体育協会・日本オリンピック委員会 (2012) 日本体育協会・日本オリンピック委員会 100 年史. 245-247.
- 31) 日本レクリエーション協会編 (1966) 日本レクリエーション協会二十年史. 78.
- 32) 毎日新聞 (1947) 1 月 4 日付 2 面.

- 33) 中島直矢、伴義孝（1993）同上書． 211.
- 34) 岡邦行（2013）大島鎌吉の東京オリンピック． 東海大学出版会：東京． 119.
- 35) 大島鎌吉（1950）ドイツスポーツの輝しい再出発：カールデーム博士． 体育，
11（2）：19-22.
- 36) 同上書． 19.
- 37) 同上書． 19-20.
- 38) 中島直矢、伴義孝（1993）同上書． 212.

第2章

横浜市における健民運動の勃興と健民少年団活動の展開（1950～1954）

戦後の横浜市では、青少年の健康及び体力の保持増進を目的として、健民少年運動なる施策が展開された。そして、この施策を推進するための母体として、健民少年団が市内各地に設立され、これらの組織を統轄する団体として、1953（昭和28）年3月、横浜健民少年団が結成された。

横浜市を中心に展開された健民少年団の活動は、全国の都市へと普及し、日本スポーツ少年団の設立に影響を与えるとともに、見本にされたという指摘もなされており、1950年代における日本スポーツ少年団の設立過程を究明するためには、検討する必要があると考える。

そこで本章では、日本スポーツ少年団の設立に影響を与えたとされる横浜健民少年団に着目して、同組織を設立するきっかけとなった健民運動が、横浜市で実施された経緯を検討した上で、横浜健民少年団の活動実態及び、その発展過程について論じる。

第1節 横浜市における健民運動の創始

第1項 戦後横浜市における体育・スポーツ政策の展開

第二次世界大戦後の横浜市は、米軍の軍事的拠点となったこともあり、多くの建物が接収された¹⁾。このような状況下、1945（昭和20）年10月に発足した横浜市復興会が中心となって復興は進められた²⁾。1946（昭和21）年には、体育・スポーツ政策に関連する事業が再開されており、その内容は（表2-1）のとおりである。

表2-1. 横浜市の体育・スポーツ事業（1946年11月1日～1947年10月31日）

①競技会・大会の開催及び選手派遣

- ・第一回本市男女中等学校対抗陸上競技大会
- ・第一回区対抗市長杯争奪大会
- ・マッカーサー杯本市代表選手派遣市民大会
- ・青年卓球大会
- ・全国都市対抗卓球大会及び第二回国民体育大会金澤大会への選手派遣

②体育・スポーツ団体の組織化

- ・各區體育協會設立促進會及發會式事業
- ・横濱體練會役員會
- ・横濱陸上競技協會設立準備委員會

③指導者の育成

- ・體育指導者講習會開催
- ・スポーツコーチ團招聘指導會開催

[横浜市（1948）横浜市事務報告書昭和22年，92-93.より作成]

1948（昭和23）年になると、新たに春季・秋季市民体育大会及び夏季市民水泳大会、各種区民体育大会、各競技種目別の協会の大会等が開催された³⁾。特に市民を対象として実施された市民体育大会には多くの市民が参加して開催された。

表2-2. 横浜市市民体育大会の概要（昭和23・24年度）

大会名	開催期間	種目数	参加者数
昭和三十三年度秋季市民体育大会	1948年11月3日～28日	6	4,100
昭和三十三年度冬季市民体育大会	1949年1月6日～2月27日	4	1,260
昭和三十四年度春季市民体育大会	1949年4月23日～6月5日	9	6,600
昭和三十四年度秋季市民体育大会	1949年11月5日～12月3日	17	6,120

[横浜市（1950）横浜市事務報告書昭和23年，288-295.より作成]

この時期には、体育・スポーツに関する団体も組織化されるようになり、陸上競技、柔道、弓道、庭球、ハンドボール、ラグビー、体操競技、卓球、ホッケー、相撲、馬術、蹴球、バドミントン、山岳、自轉車、軟式野球、バスケットボール、水泳、バレーボール、硬式野球といった競技団体が設立された⁴⁾。

この他にも、市内における体育・スポーツ活動の状況を把握するために調査を実施し、「横浜市体育施設計画」、「各区体育施設計画」、「三ツ沢総合グラウンド計画」など、体育・スポーツ施設を建設するための計画が立案された⁵⁾。

このように体育・スポーツ事業が再開される中、1949（昭和24）年の横浜市の一般会計では、体育費として約1,700万円が支出され、第二次世界大戦後、初めて体育・スポーツに関する財政面での支援がなされた⁶⁾。また、同年には、体育・スポーツ政策の一環として「日本貿易博覧会記念体育協賛事業」、「第四回国民体育大会」といった全国規模の大会が開催された。

日本貿易博覧会記念体育協賛事業は、3月15日から6月15日まで横浜市で開催された「日本貿易博覧会」を記念して、5月1日から6月14日にかけて、複数の種目において全国規模の大会が実施された（表2-3）。

その中でも特に注目を集めたのが、全国から選抜された8チームによって争われた「全国選抜社会人野球大会」であった。大会を後援した毎日新聞社は、大会の結果だけではなく、大会に出場するチームが横浜市に到着した際の様子や、市内の企業が協賛して大会の景品を寄贈したことなど、競技以外の状況も報じた⁷⁾。

第四回国民体育大会は、夏季大会が9月15日から9月18日にかけて横浜市の野毛山プール⁸⁾を会場として、競泳、水球、飛込が開催された⁹⁾。連日、多くの市民が観戦に訪れたが、最終日には、当時の天皇皇后両陛下の来場のもと、日本を代表する競泳選手であった古橋廣之進が出場したこともあり、会場に入れぬ人が周辺に溢れるほど活況であった¹⁰⁾。大会終了後の9月19日には、市内の小・中学生、約二万名を招待し、「第四回国民体育大会夏季大会学童の日」が開催され、大会で活躍した選手による模範演技の実演や、古橋選手など日本を代表する選手と市内の児童・生徒との交流が図られた¹¹⁾。

また、10月31日から11月3日にかけては、東京都を主会場とした「第四回国民体育大会秋季大会」の、体操(反町体育館)、バレーボール(三ツ沢バレーボールコート)、ヨット(横浜港ヨットハーバー)が横浜市で開催され¹²⁾、全国から2,900名の選手団が横浜市に集結した¹³⁾。

この他にも、「全日本卓球選手権大会」や「第二回全日本バドミントン大会」などの全国規模¹⁴⁾の大会も開催された¹⁵⁾。

このように、1946年に再開された横浜市の体育・スポーツ政策は、競技会・大会の開催及び上部大会への選手の派遣、体育・スポーツ団体の組織化、指導者の育成という三つの事業に基づき基盤が形成された。そして、1949年には日本貿易博覧会記念体育協賛事業や第四回国民体育大会といった全国規模の大会が横浜市を会場として開催されたことで、市民の体育・スポーツ事業に対する関心や各種目の競技水準も高まっていった。

表 2-3. 日本貿易博覧会記念体育協賛事業一覧

開催日	大会名	会場
5月1日～3日	全国都市対抗ホッケー大会	Y校
5月1日～3日	関東高校野球大会	ゲーリック球場
5月5日	マ杯横浜地区予選会	三ツ澤コート
5月15日	関東近県対抗弓道選手権大会	県横ゴム弓道場
5月15日	全国選抜社会人野球大会	ゲーリック球場
5月17日	全日本柔道選手権大会関東地区予選会	市会事務局特設道場
5月20日～22日	全国選抜都市対抗野球大会	保土ヶ谷県営グラウンド
5月28日	全関東相撲選手権大会	鶴見花月園
6月11日	市民体操競技大会	日枝小学校
6月11日～14日	全日本男女実業団バスケットボール選手権大会	フライヤージュム

(横浜市 (1950) 横浜市事務報告書昭和 24 年. 291-292. より作成)

第 2 項 横浜市における健民事業の始まり

第二次世界大戦直後、横浜市の人口は 62 万人まで減少したものの、疎開先からの引揚げや復員、戦災からの復興によって、1949 (昭和 24) 年には 91 万人まで回復した¹⁶⁾。しかしながら、急激な人口の増加に伴って、市民の健康が害されるようになった¹⁷⁾。このような状況を危惧した横浜市は、「健民体育」という考えに基づいた、「健民事業」という新たな活動を実施するようになった。横浜市は健民体育の理念と目的について、以下のように説明している¹⁸⁾。

「横濱市に於ける健民体育は、横濱市という都市環境に於て生活する市民の健康並に体力の保護、増進を目標とする体育である。横濱市民の具体的な生活に基盤を持ち、この社会的健康に対する必要性から生れる体育の実践体系であるとき、眞の健民体系と言えるものである。唯個人の嗜好としてゲームを中心として行われるスポーツ如きものではない。人間存在に於ける普遍的で基本的要求である健康の追求が、その目標である。…」

この健民体育は、科学性の原理 (科学性に立脚した合理性の体育)、生活性の原

理（日常化に重要性を認める体育）、活動性の原理（積極的活動性に訴える）、社会性の原理（人間の社会性に立った体育）、個別性の原理（各個人の実践に即応した体育）という原理に則っており¹⁹⁾、健民体育の思想に基づいて実践された健民事業も、これらの原理に従いながら実施された。

さらに、健民事業を実施するための方策が記された、「體育活動實踐の基本方針」には、以下のような内容が記されている²⁰⁾。

「横濱市社會の要求する市民健康の保持増進を第一義として明るい市民生活の建設を目ざして實踐活動を展開するのであるが、市民の健康及び體育に對する現状から健民體育の原理に則って、次のような方針によって實施する。

1. 市民の體育に對する積極的な意慾を振興するために、これの啓蒙と實踐に當る。
2. 科學的基礎に立脚した市民の保健上有効にして、適切なる體育を實施する。
3. 市民各戸に指導組織を確立して、職域を通して、健民體育の浸透を圖る。
4. 日常性に立脚した實踐に重點を置き、日常生活の健康化への努力と共に、生産的な生活意慾の向上に努める。
5. スポーツは普及に重點を置き、スポーツ精神の昂揚によって市民生活の健全明朗化を圖る。

以上の方針に基いて組織化體系化して實施する。」

健民体育は科学的な合理性に依拠しながら事業を展開していたために、「横濱体力審議會」²¹⁾ や「健民振興會」²²⁾ といった機関が、研究や調査を実施し、科学的根拠に基づいて、事業方針などが決定された²³⁾。また、健民体育が実践される内容は、①日常生活の健康化、②体操の普及、③レクリエーション活動の普及、④スポーツ活動の普及、⑤体育文化の形成、⑥体育施設の建設という 6 つの領域に分類されるとともに、事業を展開する上では、健民体育指導員²⁴⁾ や市民体操普及員²⁵⁾、レクリエーション協会やオリンピック協会などが指導に当たった²⁶⁾。

このように、横浜市では市民の健康・体力の向上を目的として、健民体育という独自の思想に基づいた事業である健民事業が、行政主導のもと展開されていった。

第3項 子供の遊び場設置運動の展開

横浜市が独自の事業として開始した健民事業においては、市内における体育施設の建設も進められ、そのための具体的な方策の一つとして「子供の遊び場設置運動」が展開された。

急激な都市化が進展した横浜市では、市民の健康が害されるだけでなく、子どもたちの遊ぶ場所も失われた²⁷⁾。この状況を目の当たりにした市民が、子供たちの遊び場についての議論を交わすようになり²⁸⁾、子供たちを社会悪から守り、健やかに育てるための対策を検討することが、横浜市における課題の一つとなっていた²⁹⁾。

そのような中、子どもたちの遊ぶ場所を確保しようという活動が保護者を中心に起こり、横浜市はこの活動を推進するために、1950（昭和25）年、横浜市体育課の施策として「子供の遊び場設置運動」を開始することとなった³⁰⁾。横浜市は、子供の遊び場設置運動の理念について、以下のように説明している³¹⁾。

「都市の子供に一番與えたいものは遊び場である。道路で遊ぶ子供の危険防止というよりも遊び場を持たぬ子供の不健全な育ち方が恐ろしいのである。子供は遊びによって育つものであるから子供の時代の遊びが子供の一生を方向づけると言える」

横浜市が展開した子供の遊び場設置運動では、都市計画による児童公園とは別に、街の中に30坪～50坪の土地を市民に提供してもらい、そこに横浜市がブランコや滑り台などの遊具を設置した。1950年6月に最初の遊び場が、当時の磯子区磯子町に設置された後、市内の各地で遊び場が開設され、1953（昭和28）年末までに105箇所の遊び場が設置された³²⁾。横浜市は、新設された遊び場が、小規模であるとともに、市民の住居の近くに設けられたことによって市内各所に普及していったと述べている³²⁾。

子供の遊び場設置運動が展開されるに従って、子供たちの保護者を中心として、新設された遊び場を適切に管理して守ろうという意識が高まり、遊び場を適切に管理する組織として、「子供の遊び場管理委員会」が発足した³³⁾。この組織は、遊び場が設置された地域の有志によって構成され、遊び場の管理や利用方法につい

での助言がなされた。

その後、子供の遊び場管理委員会は、子供たちの健康を守るためには、保護者である親の健康意識を高める必要があるという考えに至り、その地域における市民の健康を増進するために、様々な計画を立案して、体操会やハイキング、健康問題に関する研究会などを開催した。

以上のように、子どもたちの健全な育成を目的として体育・スポーツ政策の中で開始された子供の遊び場設置運動によって、市内各地に子どもたちの遊び場が新設されるとともに、その遊び場を管理する組織として、子供の遊び場管理委員会が各地域において設立された。

第4項 健民会の創設

1951（昭和26）年、横浜市は体育・スポーツ政策の中核に健民体育事業を据えた。横浜市は、その理由を以下のように説明している³⁴⁾。

「現在の都市社会の要求に應ずる体育は、都市社会の持つ各種の健康破壊的要素に対して市民生活の健康増進と都市生活者の衰退的傾向をたどる体力の増強を図ることが第一義に考えるものでなくてはならない。

これには現実の市民生活にその基盤を置き社会的実情に即應する体育施策であることを必要とする。ここに大都市体育の濁自性が生れ一部愛好者や体力の特殊の優秀者のみを対象とする娯乐的スポーツ事業でなく一般市民生活の健康的発展を意圖する健民体育が最も必要とされその中核をなすのである。

レクリエーションやスポーツもこの意圖のもとに行われるとき公共体としての横浜市の行う体育として意義をもつのである。」

つまり、横浜市の体育・スポーツ政策では、スポーツの愛好者や身体能力が高い一部の市民を対象とした事業ではなく、一般市民の健康増進を目的とした事業を展開することが最良であると判断し、そのための基幹事業として、健民事業を推奨していくこととなったのである。

そして、昭和26年度の体育施策の重点事項として、「(一) 都市体育の自主性確立、(二) 指導者組織の充實、(三) スポーツ並にレクリエーション団体の自主的活

動と強化の助成、(四) 青少年訓練の重視、(五) 地域青少年体育組織の樹立」³⁵⁾が掲げられた。

横浜市は健民事業を展開していく上で、この活動を推進する母体として、地域住民によって自主的に組織化される「健民会」なる団体の設立を求めた。横浜市は、健民会の設立が必要とされる理由とその形態について以下のように説明した³⁶⁾。

「この健民運動を横浜市で実践するためには地域の自主性に基づく組織を作り、健民推進の母体としての健民会が必要になる。これは地域住民の健康福祉のための共同体の建設で、スポーツやレクリエーション、日常生活様式等を住民の身体的、精神的、地域的な特性に応じて健康を確保するために行う営みを居住地を単位として社会的に展開する協力方式である。」

さらに、健民会では(表 2-4)で示すように、市民の健康増進を目的とした多岐に渡る活動が実施された。

表 2-4. 健民会の主な活動内容

-
-
- ①地域住民の健康のための日常行事：ラジオ体操会、その他の体操会、早起き会
 - ②地域の健康・体育施設の建設：子供の遊び場設置、体育館・運動場の建設
 - ③野外運動の実践 ④旅行のための組織 ⑤スポーツ行事・運動会の開催
 - ⑥健民協議会の開催
 - ⑦地域の健康管理：春秋衛生検査・身体検査の実施、健康バッチの制定、
健康相談日の設定
 - ⑧休日のプログラム ⑨家庭健康の啓蒙(生活改善) ⑩健康家庭の表彰
 - ⑪健民生活実践者の表彰 ⑫健民手帳の取扱 ⑬地域の美化・清潔奉仕
 - ⑭季節による健康活動 ⑮そのほか健康行事
-
-

[横浜市健民課(1951) 横濱健民. 25:2. より作成]

また、健民会を設立する上では、地域の状況に応じて、子供の遊び場管理委員会や婦人団体、青年団や子供会などの既存団体を活用して設立することが求められた³⁷⁾。そして、健民会を設立するための条件が掲げられた(表 2-5)。

表 2-5. 健民会設立の条件

1. 地域住民が自主的に組織して健康のための会であること。
2. 地域の一般住民が自発的に会員になったもので構成し、特定の人だけの会にしない。地域住民が協議し、実践する。
3. 地域的な実情にもよるが、50戸から100戸で構成するのが適当である。
4. 地域にある民生事業、衛生事業、教育、文化、経済、新生活運動、婦人団体等それぞれの健康に対する機能をあげて、健民活動に総合統一されるような協力体として運営される。
5. 運営に当っては代表者を定め、会の委員を作る。これには地域居住者の一般の意向が反影する代議員制がよい(五戸一名程度)、但し地域の実情に即応する運営人員が適切である。
6. 月三回以上の会合を設けて意見の交換、啓蒙を行う。
7. 会費は必ず定めて取る。寄付金などで経費の全てをまかなう。方法は面白い結果を生み易い。会費は実情で定める。

※子供の遊び場を設置する。

※名称は〇〇〇健民会として、地域、目的、象徴的な、何れの名称でもよいから、健民会とする。

[横浜市健民課(1951) 横濱健民. 25:2. より作成]

この他にも、健民会を設立するにあたり、横浜市が、施設の援助や運営の助成、指導者の派遣などの支援を行ったこともあり³⁸⁾、健民会は市内の各地域で結成され、その活動は発展し、市民の健康増進や健康意識の強化において、大きな役割を果たした³⁹⁾。

第5項 健民少年団の設立構想と大島鎌吉によるドイツ・スポーツユースの紹介

健民会の設立は、その起源を子供の遊び場設置運動としていたこともあり、横浜市内に健民会が設立されるごとに、青少年の体育・スポーツ活動に対する支援もなされ、青少年がより自発的に健康問題について考えるための方策として、青少年たちを対象とした団体の組織化が求められるようになった⁴⁰⁾。

そして、前項でも述べたように、昭和 26 年度の体育施策として、「地域青少年体育組織の樹立」が位置づけられたことで、青少年の体育組織の結成が進められることとなった。

横浜市において、青少年の体育組織の設立へ向けた機運が醸成され始めた 1951（昭和 26）年、健民事業の担当部署であった健康教育課の課長を務めていた青木壯五は、市長の平沼亮三に「健民少年団」なる組織の設立に関する構想案を提案した。

岡によると、この提案を聞いた平沼は、前年に西ドイツで誕生していたドイツ・スポーツユーゲントの活動と類似していると考え、この活動に詳しい大島鎌吉に連絡を入れ、青木のもとを訪れるよう依頼をした⁴¹⁾。その後、平沼から連絡を受けた大島が横浜市役所を訪れ、青木から健民少年団の設立構想案に関する説明を受けた上で、ドイツ・スポーツユーゲントの活動についての詳しい説明を行った。そして大島は、健民少年団の活動を支援することを約束した⁴²⁾。

青木は、横浜健民少年団の結成 30 周年を振り返った座談会の中で、健民少年団と大島の関わりについて以下のように述べている⁴³⁾。

「健民少年団に対しては彼（大島鎌吉—引用者注）は非常な理解者、協力者であり、また、研究者でした。健民少年に関係してからヒントと自信を得て、森徳二さんらといっしょに東京オリンピックを目指して、現在の『スポーツ少年団』を創設したのです。わたくしも『スポーツ少年団』の常任委員として数年協力しました。したがって健民少年は、スポーツ少年団の生みの親とも言えます。」

このように青木の言葉からも、大島が健民少年団の活動に賛同し、協力を惜しまなかったことを確認することができる。また、大島が主導して設立することになる日本スポーツ少年団の活動に対して、青木が協力していたという事実を確認することもできる。

以上のように、健民少年団の発案者であった青木が、健民少年団の構想段階において、ドイツ・スポーツユーゲントの活動に関する説明を大島から受けるとともに、健民少年団の設立への協力を大島から得たことで、健民少年団の設立構想は、ドイツ・スポーツユーゲントの影響を受けながら進められたと推測される。

第2節 横浜健民少年団の設立と活動の実態

第1項 横浜健民少年団の設立と活動の理念

健民少年団の設立構想が立ちあがる中、健民会の活動が着実に普及したことで⁴⁴⁾、横浜市では健民活動において青少年を指導していくことの意義と、その重要性を再考する風潮が高まった。

そのような中、1952（昭和27）年3月8日、9日の二日間、健民会に所属する子供たちを対象として、「第一回健民少年訓練会」が開催された。この訓練会には、横浜市内の青少年115名が参加し、共同生活を送りながら、体力テスト（平衡力、懸垂、持久力等）、レクリエーション活動（合唱、踊り、教育評論家による講演等）、班別行動（団体生活についての指導、科学訓練、技能訓練等）などに取り組んだ⁴⁵⁾。

その後、健民少年訓練会は、7月まで毎月開催され⁴⁶⁾、8月には新潟県柏崎市との交流事業も実施されており、8月2日から5日まで柏崎市の青少年が横浜市を訪れて「横浜・柏崎健民少年訓練交換会横浜訓練会」が開催された。さらに、8月16日から19日までは、横浜市の青少年が柏崎市を訪問して「横浜・柏崎健民少年訓練交換会柏崎訓練会」が開催された⁴⁷⁾。

青少年たちの活動が盛んになる中、1953（昭和28）年3月26日には、一泊二日の日程で、各地区の健民会から推薦された少年少女約1,200名が当時の神奈川県相模原町を訪問して、「健民少年相模原交換訓練会」が開催された⁴⁸⁾。そして、この活動を実施するにあたり、「横浜健民少年団」が正式に設立された。

昭和28年度の横浜市の体育・スポーツ政策では、「青少年の健康、体力の保護増強のための事業」を推進することが重点事項として掲げられた。そして具体的な方策として、地域における健民少年団の活動を充実させていくことが謳われ⁴⁹⁾、行政も発足したばかりの健民少年団の活動を積極的に支援した。

横浜健民少年団は、青少年への健民事業である「健民少年運動」を推奨するための組織として設立された。そして横浜市は、横浜健民少年団が設立された頃に、健民少年運動の具体的な内容を記した『健民少年の手引き』⁵⁰⁾、『健民少年運動の研究』⁵¹⁾、『健民少年運動の方向』⁵²⁾を発行した。『健民少年の手引』では、健民少年運動について、以下のような説明がなされている⁵³⁾。

「都市の中で生活する少年達にとって、身体も精神も共に健全に育つために最

も必要なものは自然的な生活であります。自然の中で生活し自然に親しむ活動は日常生活の中では仲々得られません。健民少年運動は、都市の青少年にこの自然的な生活を与え併せて環境を異にする各種地域の生活を体験して見聞を広め社会的経験を深め健康で創造力豊かな少年を育成しようとするもので、健民少年団はこの活動を將めるために編成する地域的な少年の組織であります。これに必要な活動や指導が出来るように全市的に組織活動をすゝめるのが横浜市の健民少年運動であります。」

つまり、健民少年運動及び健民少年団の活動は、都市部で生活する青少年を心身ともに健康に育てるためには、自然豊かな環境のように、都市部とは異なる環境で生活を送り、様々な経験を積むことが青少年の成長になるという理念のもとに展開された。

さらに、健民少年運動の具体的な目標として、以下の項目が掲げられた⁵⁴⁾。

- 「①野外活動により新鮮な大気と日光を受けて元気に愉快的活動をする。
- ②自然の美しさや崇高さに触れた生活をし、又自然や動植物に親しみ自然の中で生活して自然に融け合う。(情操、認識)
- ③自然の中で衣・食・住等の簡易で原始的な生活を体験する。(原始生活)
- ④自然の中で体力を養う。(体力)
- ⑤自然の中で色々と条件の違った生活の工夫をし、技術を身につける。(技術)
- ⑥集団生活に慣れ自主的な態度を養う。(共同生活)
- ⑦日本の国土を広く知り国を愛する心を養う。(国土愛)
- ⑧交歓や集団生活で社会的な教訓を身につける。(社会訓練)
- ⑨各地域の少年と生活を共にし、親交を深める。(交友)」

また、横浜健民少年団の綱領が、以下のように制定された⁵⁵⁾。

- 「一つ 強い体をつくります
- 一つ 自然を愛します
- 一つ 独立心を養います

一つ「良い社会をつくれます」

以上のように、市内の各所で健民会が設立されたことで、それぞれの健民会に所属していた青少年たちに対する健民事業を推奨する組織の設立が求められるようになった。その結果、行政主導のもと都市部とは異なる環境下である自然の中での活動を通じて、青少年を育成していくことを理念に掲げた横浜健民少年団が設立された。

第2項 横浜健民少年団の活動の実際

横浜健民少年団は独自の活動として自然活動、交歓活動、地域活動を展開した。

自然活動は自然に親しむことを目的として、一泊もしくは日帰りという短期間で開催されるものと、長期の休暇を利用してキャンプ生活を送りながら長期間で開催されるものがあった。そして、この自然活動は、横浜市全体の活動として、毎月、開催されるとともに、山や海や森林といったように、活動場所に応じて目標が定められ、子どもたちは目標を達成するために、訓練に励んだ⁵⁶⁾。

交歓活動は、青少年たちが社会的な経験を得ることを目的として、環境が異なる地域の青少年との交流事業が展開された。具体的には、土日を利用した一泊交歓が年間6回程度、長期休暇を利用した遍歴交歓が年間2回程度実施された。また、交歓活動では、訪問した地域の実情を学ぶために、子どもたちは民家に宿泊して、訪問地の視察や奉仕活動などを行った⁵⁷⁾。

地域活動は、日常生活に即応して地域における単位組織で実施され、健民少年団としての相応しい動作や行動の習得や、自然活動や交歓活動において必要とされる基礎的な技術の習得が目標とされた。また、地域活動の内容は基礎活動、基礎技術、特殊技術、生活訓練に分類され(表2-6)、各地域の状況に応じて計画を立てて実践された⁵⁸⁾。

表 2-6. 横浜健民少年団における地域活動の内容

<ul style="list-style-type: none"> ・基礎活動 礼法、言語、動作、集団動作、歩行訓練、行動の訓練、その他団体規程の習得 ・基礎技術 幕舎、炊事、信号通信、連絡、音楽、歌、演劇、工作、計測、調査、地図、救急、科学 ・特殊技術 自然活動、交歓活動それぞれの訓練に伴う必要な技術の習得 ・生活訓練 自然訓練、交歓訓練、日常訓練、体育・スポーツ・遊戯、レクリエーション活動、奉仕建設活動、各種集会、社会的行事に伴う活動など
<p>[横浜市教育委員会健康教育課（1953）健民少年の手引き．6-7．より作成]</p>

横浜健民少年団は設立当初から、自然活動と交歓活動を精力的に展開した。このことは、横浜健民少年団が設立された 1953（昭和 28）年の活動からも確認することができる。

自然活動は 4 月（国府津）、9 月（三ツ沢）、11 月（三ツ沢）に開催され、自然訓練会やキャンプ訓練会が実施された⁵⁹⁾。

11 月 7 日から 8 日にかけて、当時の神奈川区三ツ沢で開催されたキャンプ訓練会は、「健民少年団活動の目的である自然的、原始的生活を行い、楽しい体験を得ると共に生活の方法や技術を学び、集団生活や活動の自主的運営を経験する。又健民少年団活動を一層活潑に行うために、団活動の中心になる班長により、模範的な施設と適切なプログラム運営によるキャンプを行い、班長の資質の向上を図る。」⁶⁰⁾ という目的のもとに、市内の各地域から 966 名（班長：190 名、団員：728 名、指導員：48 名）が参加して開催された。

二日間に亘った訓練会は、初日は班長のみが参加して行われ、夜にキャンプファイヤーや行軍が実施された。2 日目は、団員を交えて、グループ活動（音楽、自転車、演劇、スポーツ、グライダーなど）や、横浜健民少年団の設立に携わった森徳治による「健民少年運動について」と題した講演などが実施された⁶¹⁾。

交歓活動については、3 月に神奈川県相模原町を訪問したのを皮切りとして、7

月には1,300名の団員が京都市を訪問して、8月には相模原町から500名、柏崎市から40名、京都市から1300名の団員が横浜市を訪れ、10月には、千葉県金谷市を訪問している⁶²⁾。

特に7月22日から25日に開催された「横浜健民少年団京都交歓活動」は、各地域の健民少年団から選ばれた団員が参加して、約1,300名の大所帯で京都市を訪問した。

参加者用に作成されたパンフレットによると、京都市までの移動は列車を利用し、7月22日の7時25分に横浜駅を出発して、17時すぎに京都駅に到着している。到着後、市街を行進し、市役所での交歓会に出席した後、各団員は宿泊先となっている市内の各家庭に向かった。

翌日は、午前中にバスにて市内を観光して、午後は各家庭で過ごし、夕方から全体で集まってキャンプファイヤーを行っている。最終日は、午前中に祇園祭を見学して、午後から京都市内の各学校との交歓活動を実施した後、18時に京都駅に集合して、横浜へ向けて出発し、翌日、横浜に帰郷している⁶³⁾。

さらに、京都との交歓活動では、初日の横浜から京都までの道中において、列車の停車時間を利用して、浜松駅、静岡駅、豊橋駅、名古屋駅などで、現地の子どもたちとの交歓活動が実施された⁶⁴⁾。

以上のように、横浜健民少年団の活動は、自然活動、交歓活動、地域活動が展開された。その中でも、設立時から自然活動と交歓活動を積極的に実施して、多くの都市との交流が図られたことで、誕生して間もない健民少年団の活動が全国へと普及する手立てとなったとの指摘もなされている⁶⁵⁾。

第3項 横浜健民少年団の入会条件と指導者育成制度

横浜市は、市内の全ての子どもたちが健民少年団員として活動を行うことを前提に、健民少年団の団員資格を以下のように定めた⁶⁶⁾。

「横浜市内に在住する十一歳以上十五歳までの少年少女で、まとまった地域内で五名以上が単位として結合する者であればよいから、この運動を進めようとする人は、地域や団体の少年を対象にして班や隊を作って所定の申込をすればよい。そして全市運動に参加する全市の組織に編入する。」

このように、健民少年団に加入できる対象を、小学校高学年から中学生に設定し、各地域で五名という少人数から組織化できるようにしたことが、横浜市内における健民少年団活動の普及にもつながったと考えられる。

この他にも、健民少年団には進度が設けられ、入会してから二ヶ月間は、見習いである準団員とされ、その後、正団員へと登用される制度が設けられた。

また、指導及び訓練の期間が三年間とされ、毎年、12回の自然活動と6回の交歓活動への参加、日常の地域活動の実績によって、初級、中級、上級と進級して、訓練期間を終了すると健民少年団の指導を行うことが可能となった⁶⁷⁾。

さらに、健民少年団では設立時から、指導者を対象とした講習会も開催されており、1954（昭和29）年2月27日・28日に行われた講習会には、市内の59の地域から選ばれた指導者40名が参加した⁶⁸⁾。

この講習会では、健民少年団の活動や運営、子どもたちへの指導方法などについて学ぶことが目的とされ、「健民少年運動の運営について」（森徳治：教育評論家）、「演劇について」（生越嘉治：成城学園）、「現今の少年運動の動向」（西村武夫：神奈川大学）などの講義が行われた。同講習会では、今後の健民少年団活動についての協議会も開催され、「健民少年の地域活動について」、「健民少年活動の体験マーク受領資格について」、「団員増加について」というテーマについて、検討がなされた⁶⁹⁾。

以上のように、横浜健民少年団は、横浜市の全ての子どもたちが入会することを前提とした団員資格を設定するとともに、入会後も団員を育成するために、独自の制度を設けていた。また、指導者の育成も設立時から積極的に実施されており、指導者を育成するための制度を設けた上で、講習会を通じて指導者の資質の向上が図られた。

第4項 横浜健民少年団の運営形態

健民少年運動の市内における普及を狙った横浜市は、教育委員会健康教育課に健民少年運動の本部を設置した。そして、この本部が中心となって健民少年団の組織化が進められた。

健民少年団では、市内各地に活動を普及させ、それぞれの活動を円滑に実施していくために、「班－隊－管－団」（表2-1）という組織編成がなされた。

班は日常の活動を行う組織であり 5 名から 10 名で構成され、隊は指導者により統率された組織であり 50 名から 100 名の地域的な括りで構成され、管は横浜市内の各区を単位として構成され、団は横浜市全域より構成された⁷⁰⁾。

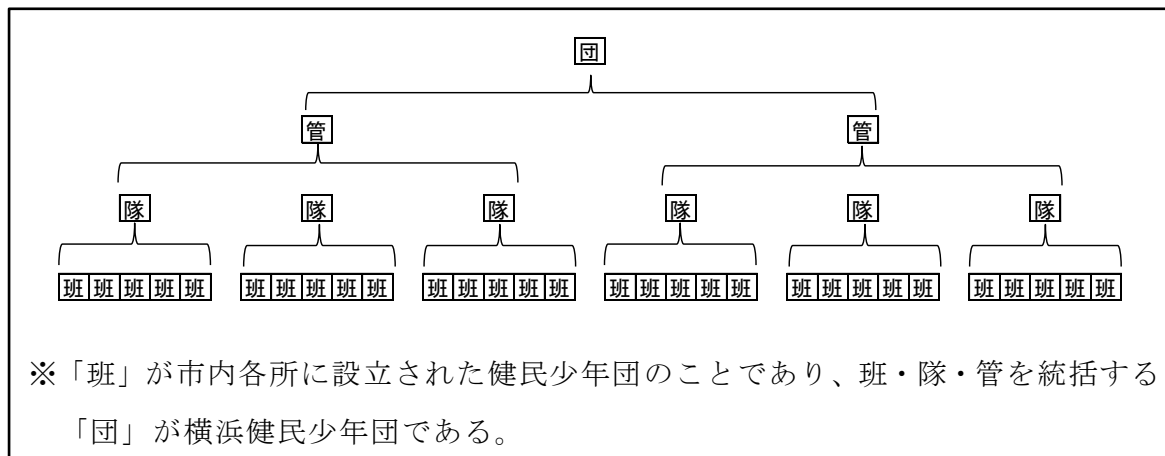


図 2-1. 横浜健民少年団の組織図

(横浜市教育委員会健康教育課 (1953) 健民少年の手引き. 11-12. より作成)

「班－隊－管－団」という組織編成は、団員だけではなく、指導者においても用いられ、班では団員の中から選ばれた班長が置かれ、隊における隊長と副隊長には指導者が当たった。管では主事指導員、団では主管指導員が、それぞれ置かれた⁷¹⁾。

このように、「班－隊－管－団」という体制が設立時から構築されたことによって、健民少年運動は市内の各地域に普及し、横浜健民少年団の結成から八ヶ月が経過した 1953 (昭和 28) 年 12 月には、市内の 72 地区において活動が実施され、横浜健民少年団は約 4,000 名⁷²⁾ の団員を擁する団体へと発展を遂げた。

第 3 節 健民少年団の活動の発展

第 1 項 健民少年団活動の各都市への普及

横浜市内における健民少年団の活動は着実に普及し、1954 (昭和 29) 年には 112 の組織が結成され⁷³⁾、「横浜市どこへ行っても健民少年団のないところはないという程の発展をみた」⁷⁴⁾と言われるまでになった。

設立から短期間で活動を普及できた背景には、当時の横浜市長であった平沼亮三が果たした役割が大きかったと考えられる。

平沼は、横浜健民少年団が設立された当初から、健民少年団の活動を横浜市内だけに留めるのではなく、全国へと展開させることを目指していたこともあり、全国都市体育研究協議会や全国市長会において、横浜健民少年団の成果を発表して各都市における健民少年団の設立を求めた⁷⁵⁾。

また、平沼の思いを反映させるように、横浜健民少年団は設立時から、全国の各都市との交歓活動を積極的に展開して、健民少年団の活動を全国へと発信していた。

1953（昭和28）年8月に新潟県柏崎市の健民少年団が横浜市を訪れて実施された交歓活動に関する「横浜と同じ団服で 柏崎健民少年団着く」⁷⁶⁾（1953年8月14日付）と題した新聞記事から、交歓活動の様子や健民少年団の普及について確認することができる。

「横浜健民少年団と一ばん親しい柏崎の健民少年団代表三十五名、交歓のため十三日来浜、午後五時二十八分桜木町駅についた。一行は出迎えの横浜健民少年団百名が二列で並ぶ中を、近藤団長（柏崎市教委員）に引率され横浜と全く同じのブルーのシャツと紺の帽子・ズボンの団服もさっそうとしていた。ハマの少年団と同道し音楽隊の先導につれて、夏の宵ヤミ迫る野毛商店街を抜けて、市長公舎まで街頭行進し、市内を一望する公舎のみどりの芝生の庭で和やかに交歓したが、すでに横浜から一回、柏崎から二回目⁷⁷⁾だけにまるで遠くはなれた兄弟が久しぶりにあったような親しさだった。交歓会をおわって、柏崎少年団員はそれぞれ割当てられた市内の民家に向い、あこがれの国際港都ヨコハマでの第一夜を送った。」

また、この時の交歓活動に、行政の担当者として参加していた柏崎市保健体育課長の今井哲夫は、柏崎市で健民少年団が発足した理由と、交歓活動の目的について以下のように語っている⁷⁸⁾。

「柏崎は第二回全国都市体育協議会で、横浜市の健民少年団に対する研究発表に感激、共鳴して、昨年、健民少年団が発足した。こんどきたのは全市から選抜された三十五名で、横浜の近代的体育の実態をみたいのと、先輩健民少年団の空気とそれらの子どもたちが成長した環境をみたいと思っている。」

このように、全国都市体育研究協議会において平沼が報告した横浜市における健民少年団の活動に共感した柏崎市が、同市においても健民少年団を設立して、1952（昭和 27）年から横浜市との交流を開始しており、健民少年団の活動が各都市へと普及した一断片が確認できた。また、横浜市にとっても柏崎市は、最初の交歓活動を行った都市であるだけに、健民少年団活動の黎明期において、横浜市とともに、活動が盛んに行われた地域の一つが柏崎市であったと言える。

交歓活動を通じて健民少年団の活動が普及していく中、1954（昭和 29）年 1 月 25 日には、「第一回新春大会」が横浜市中区のフライヤージュムで開催され、約二千名の子どもたちが参加した。この新春大会では、健民少年の歌の合唱や各区の発表などが行われ、健民少年団の団員だけではなく、世界の各国から集まった子どもたちも、熱心に見学した⁷⁹⁾。

このような国際色豊かな状況に対して、「この国際的な交歓会は健民少年団に対し、全国はもちろん世界へと眼を開かせることになった。」⁸⁰⁾ という指摘がなされる程であった。

第 2 項 全国都市健民少年交歓大会の開催へ向けた準備

健民少年団の活動が全国へと普及していく中、横浜市における健民事業の方策を検討していた健民審議会では、1954（昭和 29）2 月 25 日に開催された会合において、「全国都市健民少年交歓大会」なる事業についての協議を行い、大会の原案が検討された⁸¹⁾。

そして、健民少年団の活動を推進していた全国都市体育研究協議会のブロック代表常任委員会が、3 月 2 日と 3 日に開催され、健民審議会でも検討された案に基づいて、3 月 27 日から 29 日にかけて、全国の各都市の青少年の代表者を横浜市に結集させて、「全国都市健民少年交歓大会」（主催：全国都市体育研究協議会、後援：文部省）を開催することが決定した⁸²⁾。

ブロック代表常任委員会で定められた、全国都市健民少年交歓大会の要綱には、同大会を開催する趣旨が以下のように記されている⁸³⁾。

「現今日本の社会状況は、将来を背負う青少年の健全な育成のために適切で強力な施策の行われることが必要で、国家においてもこの問題に意を用い各種の方

策が講ぜられているのであるが、これが真に効果を挙げるためには青少年の具体的な日常生活の指導の行われる方途と実態が必要であり、都市に於ては特にその環境的条件や生活形態の上から緊要とされているのであります。

全国都市体育研究協議会は、都市体育の正しい発展を意図して全国都市の体育関係者によって構成され、昭和二十六年発足以来都市体育発展のために全国都市の協力のもとに研究と協議を続け、体育による青少年の指導・育成を特に重視して来たのであります。

吾が国の都市体育の使命は狭い体育観に立ったスポーツの振興のみに止らず現今の都市生活をする青少年に対する社会的で現実的な要求に応える、総合的な生活の指導と青少年自身の活動による健全な心身の発達を図る施策を立てる必要を痛感するに至ったのであります。

全国都市体育研究協議会は以上の見地から日本に於ける都市の新しい広い見地に立った体育活動として健民少年運動を推進するために今回全国都市健民少年大会を開催して

- 1 全国都市少年代表の健民活動交歓
- 2 環境を異にする地域少年の生活交歓の体験
- 3 健民少年活動に対する決意と結集された意志の表明
- 4 全国都市健民少年指導者の研究と協議

を行うことになったのであります。」

このように、全国都市健民少年交歓大会は、全国の各都市で健民少年運動を実践する青少年やその指導者たちの交歓を促して、健民少年運動のさらなる発展を目指すことが目的とされた。さらに、交歓大会に参加した青少年たちを、日常とは異なった環境で生活させることで、経験値を高めるという狙いも含んでいた。

当時は全国都市体育研究協議会の事務局が横浜市の健康教育課に置かれていたこともあり、全国都市健民少年交歓大会の準備は、健康教育課を中心に進められたと考えられる。

そして、健康教育課とともに、準備及び運営を支えたのが、横浜健民少年団の指導者や団員たちであった。3月13日に開催された第六回健民少年班長会議では、全国都市健民少年交歓大会について、「(1)三月二七日、横浜駅への出迎へ、(2)

各地域の歓迎会について、(3)二八日の交歓会、三ッ沢、平和球場、(4)二九日の市内行進、東京での交歓」という事項が、参加した127名の班長たちに伝えられた⁸⁴⁾。

また、大会直前の3月21日に開催された第七回健民少年班長会議では、歓迎の歌の練習が行われた後に、全国都市健民少年交歓大会の班長活動について、「(1) 駅頭交歓の方法、(2) 二八、九日の朝の行事、(3) 三ッ沢自然訓練、(4) 市内見学案内、(5) 地域交歓会」という事項が連絡された⁸⁴⁾。

さらに、全国都市健民少年交歓大会に参加予定の各都市との調整も、全国都市体育研究協議会のブロック別の会議として、以下のような日程で随時行われた⁸⁵⁾。

- 「3月11日・12日 関東ブロック会議：藤沢市
- 3月13日 東北ブロック会議：会津若松市
- 3月15日 栃木県会議：鹿沼市
- 群馬県代表者（梅崎氏）との会議：伊勢崎市
- 3月16日 東海ブロック代表（豊橋市：長坂氏）との会議：横浜市
- 近畿ブロック代表（大津市：木戸氏）との会議：横浜市
- 埼玉県八都市会議：大宮市
- 千葉県十都市会議：千葉市」⁸⁶⁾

このように全国都市健民少年交歓大会の開催へ向けた準備は着実に進められた。さらに、大会に参加するための条件として、以下のような事項が定められた⁸⁶⁾。

- 「全国の都市代表少年一都市十名以上三十名迄男女とする
- 年令 十一才より十四才迄とするが成可く各年令層より選抜する
- 各都市並に關係機関（全国都市体育研究協議会關係団体）より推薦或は選抜した者」

そして、上記の条件を満たして参加した者たちは、「①各都市10名を以て班を編成する、②100名で隊編成、③地方別ブロック十管区とする、④各都市の指導者は一名以上参加」という規則に則って準備を進めた。

また、大会を運営するための方法として、以下のような事項が定められた⁸⁶⁾。

- 「1. 横浜市健民少年家庭に分宿して生活を共にして交歓する
2. 家庭、地域健民少年組織、全国合同の三つの方法に於て交歓を行う
3. 指導者は家庭分宿はせず、指導者の研究・協議・意見交歓等を行う
(指導者の宿舎は別に本部で斡旋する。経費は各都市負担とする)」

さらに、同大会に参加するために必要な経費や大会中に必要な物品等、参加都市及び参加者が準備すべき具体的な事項が記された参加要項が、(表 2-7) のとおり作成された。

表 2-7. 全国都市健民少年交歓大会の参加要項

1. 経費

(イ) 参加都市分担金：10名に付 2,500円 (マーク代班旗代等を含む)

(ロ) 旅費：参加者に於て分担する

(ハ) 宿泊費：不要

但し市内見学並に東京都会場迄の旅費 (約 100円程度) は各自で負担する

指導者の宿泊費は都市負担とする

2. 参加のための準備

各都市旗：健民少年班旗

団装：各都市でなるべく統一されたい (左胸に各都市を表示するマークを附す)

3. 団員携行品

米一升・弁当・リックサック・筆記湯具・運動服装 (シャツ・靴)・日常用品・飯
ごう・その他

◎必ずリックサックを携行し風呂敷・カバン等で荷物を持たないこと

[横浜市教育委員会健康教育課 (1954) 横濱健民. 45:4. より作成]

第3項 全国都市健民少年交歓大会の開催

1954 (昭和 29) 年 3 月 27 日、全国 25 都市から推薦された団員 445 名と指導者 71 名を横浜市に招き、ここに、横浜健民少年団の団員 1,500 名が参加して、全国

都市健民少年交歓大会が三日間の日程で開幕した⁸⁷⁾。

表 2-8. 全国都市健民少年交歓大会の参加都市及び参加人数の一覧

都市名	団員		指導者	都市名	団員		指導者
	男	女			男	女	
新潟市	13	12	4	彦根市	10		1
柏崎市	31		4	呉市	6	4	2
新発田市	5	5	3	宇部市	24	9	3
土浦市	15	5	6	下関市	20	10	4
大宮市	7		2	広島市	26		4
藤沢市	4	6	3	福山市	30		5
静岡市	10		3	玉野市	31		2
豊橋市	13	5	3	岡山市	10		2
岐阜市	10	10	2	高松市	7	4	1
長浜市	3	5	1	宮崎市	20	10	5
奈良市	4		1	八幡市	11		1
大津市	8	1	4	熊本市	25		2
大和高田市	11	5	3	合計	354	91	71

※代表者のみの参加都市：仙台市、八戸市、芦屋市、千葉市、会津若松市

※横浜市から健民少年団員 1,500 名及び本部の役員と職員が参加。

[横浜市教育委員会健康教育課（1954）横濱健民. 46：4 より作成]

この大会の日程は（表 2-9）の通りであるが、全国各地から参加した青少年たちは、特に、初日の交歓会と二日目の訓練会で交流を図った。また、初日に開催された指導者協議会には、各都市の指導者たちが参加して情報の共有が図られた。

初日の夕方から開催された交歓会は、横浜公園内のフライヤージムを会場に開催され、各都市の青少年が入場行進した後、主管である横浜市健康教育課課長の青木壮五の開会宣言で開始された。そして、横浜市教育長の横江勝美による激励の挨拶、上村富子さん（横浜健民少年団：境ノ谷隊）による少年代表挨拶の後、記念品の贈呈や都市交歓演技⁸⁸⁾などが実施された⁸⁹⁾。

表 2-9. 全国都市健民少年交歓大会日程

	3月27日	3月28日	3月29日	
6	全国都市少年到着	起床	起床	
7		朝の行事・洗面	朝の行事 見学 地域歓送 解散	
8		食事		
9		訓練出発		
10		三ッ沢訓練受付		
11		キャンプ・生活訓練		
12		昼食		
1		訓練終了		
2		駅の出迎え・案内	見学	
3		地区挨拶		
4		協指 議導 会者	家庭分宿・休息 近所の案内・夕食	夕食
5				
6	全国健民少年交歓会		地域交歓会	
7				
8	就寝			
9	就寝			

[全国都市体育研究協議会（1954）健民少年手帖，より作成]

この様子を、翌日の毎日新聞は、「30都市の五百名招く 横浜で全国健民少年大会」（1954年3月28日付）と題して、以下のように報じた⁹⁰⁾。

「この大会は全国都市の少年が一堂に集りそれぞれ郷土の風俗文化を紹介し集団訓練や見学を通じて各都市の交流をはかるため初めて開催されたもので、この日は北は東北から南は九州にいたるまでの三十都市代表約五百名が招かれ地元横浜市健民少年団を含めた約二千名が参加した。“われら全国健民少年団員は互いに手をにぎり合い新しい日本建設のため身体を鍛えともがんで行くことをここに誓います”との宣誓に続き横浜市警本部音楽隊の演奏行進があり新潟県柏崎市健民少年団の『三階節』を皮切りに宇部（山口）、奈良、大宮（埼玉）、静岡、土浦（茨城）など各都市代表が情緒豊かな郷土民謡をひろう、演芸による文化の交歓をなごやかなふんか囲気の中に展開した。…」

また、二日目に三ツ沢公園で開催された自然訓練会では、午前中にキャンプ設営の訓練と炊事をした後、昼食を食べて、午後からはグループ活動として、キャンプ、演劇、音楽、舞踊、遊戯、工作などを行った後、全体活動として、歌と集団遊戯が行われた⁹¹⁾。

さらに大会期間中には、各都市の指導者約 100 名が参加して、全国都市体育研究協議会常任委員会も開催され、議題の一つとして「全国健民少年運動の展開について」があげられ、健民少年運動の全国展開についての検討がなされた⁹²⁾。

以上のように、全国都市健民少年交歓大会の開催によって、健民少年運動を行う全国の青少年や、その指導者たちが一堂に集まる機会が創り出された。これによって、参加者たちの交流が促進されたことで、健民少年団の活動が発展したと考えられる。

小括

本章の目的は、横浜市において健民運動が開始されるようになった経緯を明らかにするとともに、健民少年団における活動の実態及びその展開の過程を論じることであった。ここでは、本章で検討した結果についてまとめたい。

終戦の翌年に体育・スポーツ政策に関する事業が再開された横浜市では、次第に市民の体育・スポーツ事業に対する関心も高まっていった。そのような中、急激な近代化及び都市化によって、市民の健康が脅かされるようになり、この状況を打開するための方法として、健民体育という思想に基づいた健民事業が行政主導のもとに開始された。

健民事業では、市内における体育施設の建設も進められ、その具体的な方策の一つとして、1950（昭和 25）年に子供の遊び場設置運動が展開されるようになった。この運動を契機として、市内には遊び場が新設され、この遊び場を管理する組織として、地域住民によって子供の遊び場管理委員会が結成された。

そして、横浜市における体育・スポーツ政策の中心事業に健民事業が据えられると、横浜市は健民事業を推進する組織として、健民会の結成を各地域に求めるようになり、既存団体であった子供の遊び場管理委員会などが活用されながら、健民会が設立された。

市内各地で健民会が発足されると、そこに所属する青少年たちの活動を盛んに

するために、青少年を対象とした組織の設立を求める機運が高まり、健民事業の中心を担っていた青木壯五が健民少年団なる組織の設立を提案した。そしてこの時、青少年組織の先駆けとして、西ドイツで設立されていたドイツ・スポーツユーゲントの活動を青木に紹介したのが大島鎌吉であった。

健民少年団の設立構想を提唱した青木は、1952（昭和 27）年になると健民会に所属する青少年たちを集めて訓練会や交歓会を開催して、設立へ向けた準備を進め、翌年 3 月に横浜健民少年団を設立した。

横浜健民少年団は、都市部とは異なる環境である自然の中での活動を通じて青少年を育成することを理念に掲げ、自然活動、交歓活動、地域活動を実施した。特に、自然活動と交歓活動を積極的に実施して、全国の都市との交流を図り、健民少年団の活動を普及させていった。また、横浜健民少年団は設立時より、団員や指導者を育成するための制度や、独自の組織編成を構築していた。

健民少年団の活動は、横浜市内で普及した後、横浜市長であった平沼亮三の尽力もあり、健民少年運動に共鳴する都市が増加し、横浜市以外の都市でも健民少年団が設立された。

このような中、全国で健民少年運動を実践する青少年や指導者が一堂に会して交流を図り、健民少年運動の更なる発展を目的として、全国都市健民少年交歓大会を横浜市において開催することが決定し、その準備が横浜市の健康教育課と横浜健民少年団によって進められた。

全国都市健民少年交歓大会は、全国 25 都市から健民少年運動に携わる団員や指導者を招き、総勢 2,000 名を超える参加者のもと 1954（昭和 29）年 3 月 27 日から 29 日に亘って開催された。

全国都市健民少年交歓大会では、全国の健民少年運動の関係者が集うだけでなく、青少年たちは交歓会や訓練会を通じて互いに交流を図り、指導者たちは会合において、健民少年運動の将来像について協議した。

<注記及び引用・参考文献>

- 1) 横浜市、横浜市総務局市史編集室（1999）横浜市史 2 第二巻(上)．4-8.
- 2) 同上書．32-33.
- 3) 横浜市総務局（1949）横浜市事務報告書 昭和 23 年．119-121.

- 4) 同上書. 119-121.
- 5) 同上書. 121.
- 6) 横浜市、横浜市総務局市史編集室（1999）前掲書. 168.
- 7) 毎日新聞神奈川版（1949）5月11日付2面.
- 8) 第四回国民体育大会夏季大会の会場となった野毛山プールは、総工費約2,800万円をかけて建設され、10,000名を収容する巨大なスタンドが併設された（毎日新聞神奈川版（1949）8月21日付4面）。
- 9) 財団法人日本体育協会・東京都（1949）第四回国民体育大会実施要項（夏季、秋季大会之部）. 4-7.
- 10) 神奈川新聞（1949）9月19日付1面.
- 11) 読売新聞神奈川版（1949）9月20日2面.
- 12) 財団法人日本体育協会・東京都（1949）前掲書. 25-34.
- 13) 神奈川縣健民課（1950）神奈川縣スポーツ年鑑 昭和廿四年度. 85-87.
- 14) 全日本卓球選手権大会は、1948（昭和23）年12月3日から5日にかけて、選手・役員500名が参加して、日枝中学校と共進中学校を会場として開催された。なお同大会の観戦者数は約7,000名と言われている。「第二回全日本バドミントン大会」は、1949（昭和24）年2月6日に、YMCAを会場として開催され、約300名が参加している。（横浜市総務局（1950）横浜市事務報告書 昭和24年. 288-290.）
- 15) 横浜市総務局（1950）横浜市事務報告書 昭和24年. 288-290.
- 16) 横浜市行政運営調整局総務部総務課（2010）横浜市人口のあゆみ2010. 13.
- 17) 横濱市体育課（1951）昭和26年度横濱市体育の概要. 1-2.
- 18) 同上書. 1.
- 19) 同上書. 2.
- 20) 同上書. 2-3.
- 21) 横濱体力審議會とは、横浜市民の健康や体育について、医学、体育学、衛生学といった多様な観点から科学的な研究を行い、その成果に基づいて健民運動や体育施策の検討を行った機関。（横濱市体育課（1951）昭和26年度横濱市体育の概要. 3.）
- 22) 健民振興會とは、健民体育を推進することを目的とした組織で、市民の健康や体力を推進するための方策の検討を行った。体育関係市議会議員、教育委員、体育

協会代表者、民間体育協力者などによって構成された。(横濱市体育課(1951)昭和26年度横濱市体育の概要. 3.)

23) 横濱市体育課(1951)前掲書. 3.

24) 健民指導員は、市民の体力健康の保持増進を図るために、横浜市より委嘱され、横浜市体育課の事業に協力し、市民の健民体育の実践指導と啓蒙を担った。(横濱市体育課(1951)昭和26年度横濱市体育の概要. 17-18.)

25) 市民体操普及員とは、横浜市内で実施されていた各種市民体操を地域において普及させるための人員であり、横浜市から委嘱された。(横濱市体育課(1951)昭和26年度横濱市体育の概要. 5.)

26) 横濱市体育課(1951)前掲書. 3-5.

27) 文部省が発表したデータによると、1950(昭和25)年10月の主要都市における、一人あたりの公園や緑地運動場の坪数は、札幌1.20坪、横浜0.17坪、東京(23区)0.26坪、東京(全都)0.43坪となっており、横浜市における遊び場の少なさが指摘されている。(文部省児童文化分科審議会編(1951)解説児童憲章. 94.)

28) 当時の横浜市は、市民に地方自治体の諸計画を知らせ、市民の意見を官公史に伝えるための組織として、市民の代表者から構成される弘報委員会を組織化しており、1949(昭和24)年11月から1950(昭和25)年10月までに開催された委員会の議題として子供の遊び場についての議論がなされた。(吉原直樹(1989)戦後改革と地域住民組織—占領期の都市町内会. ミネルヴァ書房:京都. 193.)

29) 横浜市教育委員会健康教育課編(1954)健民少年教育理論の基礎的研究. 10-13.

30) 横浜市体育史企画刊行委員会、横浜市体育史編集会議(1989)横浜スポーツ百年の歩み. 横浜市教育委員会事務局体育課:神奈川. 236.

31) 横浜市体育史企画刊行委員会、横浜市体育史編集会議(1989). 同上書. 236.

32) 横浜市教育委員会健康教育課編(1954)前掲書. 10.

33) 横浜市教育委員会健康教育課編(1954)前掲書. 11.

34) 横濱市体育課(1951)前掲書. 6.

35) 横濱市体育課(1951)前掲書. 6-7.

36) 横浜市健民課(1951)横濱健民. 25:1-2.

37) 同上書. 2.

- 38) 横浜市教育委員会健康教育課編 (1954) 前掲書. 12.
- 39) 同上書. 12.
- 40) 同上書. 12-13.
- 41) 岡邦行 (2013) 大島鎌吉の東京オリンピック. 東海大学出版会: 神奈川. 122.
- 42) 同上書. 122-123.
- 43) 横浜市健民少年団 (1980) 横浜市健民少年団創立 30 周年記念誌. 14.
- 44) 横浜市の報告によると、1951 年に設立が開始された健民会は、翌年の 4 月には市内で約 60 の健民会が活動するまでに普及した。(横浜市健民課 (1952) 横濱健民. 29 : 1.)
- 45) 横浜市健民課 (1952) 横濱健民. 29 : 4.
- 46) 1952 (昭和 27) 年 3 月から 7 月までに開催された訓練会は以下の通りである。第一回健民少年訓練会 (3 月 8 日・9 日)、第二回健民少年訓練会 (4 月 19 日・20 日)、第三回健民少年訓練会 (5 月 11 日)、第四回健民少年訓練会 (6 月 1 日・2 日)、第五回健民少年訓練会 (7 月 12 日)、第六回健民少年訓練会 (7 月 20 日) (横浜市総務局 (1953) 横浜市事務報告書 昭和 27 年. 295-296.)
- 47) 横浜市総務局 (1953) 横浜市事務報告書 昭和 27 年. 296.
- 48) 横浜市健民少年団 (1980) 前掲書. 29.
- 49) 横濱市体育課 (1953) 昭和 28 年度横濱健民体育事業一覧.
- 50) 横浜市教育委員会健康教育課 (1953) 健民少年の手引き.
- 51) 横浜市教育委員会健康教育課 (1953) 健民少年運動の研究.
- 52) 横浜市教育委員会健康教育課 (1953) 健民少年運動の方向.
- 53) 横浜市教育委員会健康教育課 (1953) 健民少年の手引き. 1.
- 54) 同上書. 1-2.
- 55) 横浜健民少年団本部 (1953) 横浜健民少年団遍歴交歓活動(京都)のために.
- 56) 横浜市教育委員会健康教育課 (1953) 健民少年の手引き. 2-4.
- 57) 同上書. 4-6.
- 58) 同上書. 6-7.
- 59) 横浜市健民少年団 (1980) 前掲書. 29.
- 60) 横浜市教育委員会健康教育課 (1953) 横濱健民. 42 : 3.
- 61) 同上書. 3-4.

- 62) 横浜市教育委員会健康教育課編（1954）前掲書． 13.
- 63) 横浜健民少年團本部（1953）前掲書．
- 64) 横浜市教育委員会健康教育課（1953）横濱健民． 40：2.
- 65) 横浜市教育委員会健康教育課編（1954）前掲書． 8.
- 66) 横浜市教育委員会健康教育課（1953）前掲書． 2-4.
- 67) 同上書． 10-11.
- 68) 横浜市教育委員会健康教育課（1953）横濱健民． 45：2.
- 69) 同上書． 2.
- 70) 横浜市教育委員会健康教育課（1953）健民少年の手引き． 11-12.
- 71) 同上書． 12.
- 72) 横浜市教育委員会健康教育課（1953）横濱健民． 42：1.
- 73) 横浜市総務局（1954）横浜市事務報告書 昭和 28 年． 164.
- 74) 神奈川県教育委員会（1973）神奈川県体育史． 401.
- 75) 岡邦行（2013）前掲書． 123.
- 76) 神奈川新聞（1953）8 月 14 日付 2 面．
- 77) 1952（昭和 27）年から横浜市と柏崎市の交歓活動は実施されており、同年 7 月に横浜市の代表団が柏崎市を訪問し、翌月には柏崎市の代表団が横浜市を訪れている。（横浜市健民少年団（1980）横浜市健民少年団創立 30 周年記念誌． 28－29.）
- 78) 神奈川新聞（1953）8 月 14 日付 2 面．
- 79) 朝日新聞神奈川版（1954）1 月 26 日付 8 面．
- 80) 神奈川県教育委員会（1973）前掲書． 401.
- 81) 横浜市教育委員会健康教育課（1954）横濱健民． 45：18.
- 82) 同上書． 3-4.
- 83) 同上書． 3.
- 84) 横浜市教育委員会健康教育課（1954）横濱健民． 45：3.
- 85) 全国都市体育研究協議会のブロック別の会議については、3 月 25 日に発行された『横濱健民』の第 45 号に掲載された内容となる。そのため、『横濱健民』が作成されるまでに報告のあったブロック会議のみ掲載されており、ここに掲載されていない地域においても、全国都市健民少年交歓大会が開催されるまでに会議を実施している地域は存在すると考えられる。（横浜市教育委員会健康教育課（1954）

横濱健民. 45 : 4.)

86) 横浜市教育委員会健康教育課 (1954) 横濱健民. 45 : 4.

87) 横浜市教育委員会健康教育課 (1954) 横濱健民. 46 : 4.

88) 都市交歓演技として、演劇横浜の夜明け (横浜市)、三階節の踊り (新潟市)、バイオリン独奏・指導者の踊り (宇都宮市)、沖縄交歓の報告 (静岡市)、寸劇ガマの油・市歌の踊り (土浦市)、B・Sの歌 (大宮市)、B・Sの歌 (奈良市) など、多岐に渡る演目が各都市の青少年たちによってなされた。(横浜市教育委員会健康教育課 (1954) 横濱健民. 46 : 4、全国都市体育研究協議会 (1954) 健民少年手帖.)

89) 横浜市教育委員会健康教育課 (1954) 横濱健民. 46 : 4.

90) 毎日新聞神奈川版 (1954) 3月28日付8面.

91) 全国都市体育研究協議会 (1954) 健民少年手帖.

92) 横浜市教育委員会健康教育課 (1954) 横濱健民. 46 : 3.

第3章

健民少年団とドイツ・スポーツユーゲントによる日独青少年交歓事業（1954～1956）

序章でも指摘したように、1950年代における日本スポーツ少年団の設立史を論究する上で看過できないのが、1954（昭和29）年に開始された日独青少年交歓事業の存在である。

日独青少年交歓事業は、西ドイツで設立されたドイツ・スポーツユーゲントと日本で設立された健民少年団のメンバーを中心として構成された両国の代表団が、互いの国を訪れて、各都市を巡りながら交流を図った事業である。

日独青少年交歓事業の開催は、我が国にとって西ドイツにおける青少年の育成に関する施策やドイツ・スポーツユーゲントの具体的な活動を理解する貴重な機会となり、日独青少年交歓事業を通じてドイツ・スポーツユーゲントとの交流が展開されていたからこそ、ドイツ・スポーツユーゲントをモデルとして日本スポーツ少年団を設立することが可能であったと言える。

そこで、本章では日独青少年交歓事業を日本スポーツ少年団の設立を見据えて開始された事業として捉え、西ドイツにおいて開催された第一回及び第二回の日独青少年交歓事業と1956（昭和31）年に日本で開催された第三回日独青少年交歓事業について、開催までの経緯や活動の実態から事業の詳細について論じる。

第1節 第一回日独青少年交歓事業の開催と健民少年団の訪独

第1項 第一回日独青少年交歓事業の開催経緯

横浜市を中心に各都市へと普及した健民少年運動を推奨した全国都市体育研究協議会では次第に健民少年団のさらなる発展が目指されるようになり、そのための方策として国際交歓事業の構想が持ち上がるようになる¹⁾。

そのような中、健民少年団の発案者でもあった青木壯五にドイツ・スポーツユーゲントの活動を紹介し、健民少年団活動の協力者でもあった大島鎌吉が、1953（昭和28）年8月9日から16日まで、西ドイツで開催される国際学生スポーツ週間に、陸上競技チームの日本代表監督として参加することとなった²⁾。

大島の訪独が決定すると、健民少年団の活動を支援してきた全国市長会から大

島に対して、日独交歓の意向を西ドイツ政府に打診するよう依頼がなされ、西ドイツに渡った大島が現地の担当者と協議をした結果、翌年に日本の代表団が西ドイツを訪れることが決定した³⁾。

この時、西ドイツ側の担当者として、大島が交渉した相手が内務省の職員であったハンス・ハインリッヒ・ジーフェルト (Hans-Heinrich Sievert) であった。彼と大島は、旧知のオリンピック仲間であったことから、日独交歓の交渉がスムーズに進んだとの指摘もなされている⁴⁾。

大島の訪独から五ヶ月近くが経過した 1954(昭和 29)年 1 月 9 日、在日ドイツ連邦共和国大使館から全国都市体育研究協議会会長の平沼亮三に宛てて、日独青少年交歓事業の正式決定を通知した招待状が届いた。招待状の内容は以下のとおりであった⁵⁾。

「拝啓 本年夏期、二十五名の日本少年を、二十日間に亘る漸在の予定を以て、ドイツ国に派遣の計画に連邦内務省が同意した旨、在ボン外務省は、ただ今、当大使館に通報してきました。ドイツ連邦共和国内の滞在費は、連邦内務省が負担します。ドイツ側では、一九五五年夏、日本国を訪れる予定のドイツ少年に対し、同様日本側が便宜を与えられることを予期しております。

日本側少年団の旅行日程決り次第、団の滞独計画に関し、当大使館に御連絡下さるよう、謹んでお願い申し上げます。

昭和二十九年一月九日

在日ドイツ連邦共和国大使館
ウィルヘルム・ロエル博士」

このように西ドイツ政府が日本の受入れを許可したことを受け、我が国では、全国都市体育研究協議会のメンバーを中心として、「日本健民少年団西ドイツ派遣準備委員会」(表 3-1)が発足し、派遣へ向けた具体的な準備が開始された。

この準備委員会は、健民少年団の活動を全国へと普及させていた平沼亮三を会長として、顧問には文部大臣であった大達茂雄、衆議院議員の川崎秀二、竹尾式らが就き、委員には、日独交歓の開催を実現させた大島鎌吉や文部省体育課の課長であった西田泰介、健民少年団活動の発案者である青木壯五らが名を連ねた。

表 3-1. 日本健民少年団西ドイツ派遣準備委員会委員名簿

役職	氏名	備考
会長	平沼 亮三	全国都市体育研究協議会長・横浜市長
顧問	大達 茂雄	文部大臣
顧問	川崎 秀二	国会議員スポーツ連盟理事長・衆議院議員
顧問	竹尾 式	衆議院議員
顧問	ウィルヘルム・ロエル	駐日西ドイツ大使館文化部長
顧問	武者小路 公共	日独協会会長
委員	洲崎 義郎	全国都市体育研究協議会副会長・柏崎市長
委員	守田 道隆	全国都市体育研究協議会副会長・八幡市長
委員	浜井 信三	全国都市体育研究協議会副会長・広島市長
委員	大島 鎌吉	毎日新聞社
委員	寺中 雄作	文部省社会教育局長
委員	西田 泰介	文部省体育課長
委員	中島 茂	文部省体育課
委員	小島 秀雄	日独協会理事長
委員	万代 秀三郎	全国都市体育研究協議会常任理事
委員	大堀 三男	全国都市体育研究協議会常任理事
委員	及川 顕喜	全国都市体育研究協議会常任理事
委員	今井 哲夫	全国都市体育研究協議会常任理事・柏崎市保健体育課長
委員	長坂 正三	全国都市体育研究協議会常任理事
委員	木戸 重治	全国都市体育研究協議会常任理事・大津市教育委員会
委員	山根 力男	全国都市体育研究協議会常任理事
委員	井手口 仁	全国都市体育研究協議会常任理事・八幡市体育課長
委員	青木 壯五	全国都市体育研究協議会常任理事・横浜市健康教育課長
委員	増田 清一	全国都市体育研究協議会常任理事・横浜市健康教育課

[全国都市体育研究協議会 (1956) 立ち上がるドイツ青少年. 万有出版: 東京. 320-321. より作成]

準備委員会の会長であった平沼は準備期間の状況を以下のように記している⁶⁾。

「…それから、いよいよ準備を始めることになりましたが、外貨割当の獲得⁷⁾や、経費、少年の選抜等、随分困難がありました。全国の代表委員の方には、度々上京を求めて、この実現のために、ご努力いただきました。或る時は、三日間の予定が一週間も延び、横浜と東京に滞在して、連日、大蔵省、国会、市長会、文部省、外務省との交渉をつづけ、外貨の割当が、殆んど絶望というような、悲観的な状況で、代表委員の諸君が、空しく帰郷されたこともありました。初め、三十名の少年を送る予定が漸く八名を送ることになったのですが、色々、紆余曲折があり、その陰には、青木君はじめ、関係者の並々ならぬ努力がありました。」

以上のように、我が国の代表団を派遣するためには、いくつかの障壁が存在したものの、全国都市体育研究協議会のメンバーたちが交渉にあたり、(表 3-2) のとおり全国の健民少年団から選抜された青少年 8 名と指導者 4 名が派遣されることとなった。

表 3-2. 第一回日独青少年交歓事業日本派遣団名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職
守 田 道 隆	福岡県八幡市長・派遣団団長
洲 崎 義 郎	新潟県柏崎市長
大 島 鎌 吉	毎日新聞社
井手口 仁	福岡県八幡市体育課長
堀 修一郎	関東ブロック・東京都慶応義塾中等部 3 年
宮 森 邦 郎	東北ブロック・福島県若松市第一中学校 3 年
新 沢 久 夫	北陸ブロック・新潟県柏崎市第一中学校 3 年
戸 谷 進	近畿ブロック・奈良県大和田市高田中学校 2 年
田 中 尚	中国・四国ブロック・岡山県玉野市玉中学校 3 年
迫 田 穆 成	中国・四国ブロック・広島県広島市庚午中学校 3 年
高 木 良 夫	九州ブロック・福岡県八幡市黒崎中学校 3 年
工 藤 隆 之	九州ブロック・熊本県熊本市出水中学校 3 年

[執筆不詳 (1954) [特別座談会] 僕らの見てきた西ドイツ. 中学時代. 6 (8) : 56-53. より作成]

第2項 第一回日独青少年交歓事業の活動実態

1954（昭和29）年8月7日に日本を出発した派遣団は8月10日に西ドイツに到着した。その後、フランクフルト（8月10日）、ロイトリンゲン（8月11日～14日）、ミュンヘン（8月15日～19日）、オーバーヴェーゼル（8月20日）、ケルン（8月21日～24日）、ハンブルク（8月25日～27日）、フランクフルト（8月28日～30日）の順に各都市を巡り、9月4日に東京へと戻った⁸⁾。およそ一ヶ月に亘る旅の行程⁹⁾は以下の通りであった。

＜第一回日独青少年交歓事業の主な行程＞

- 8/7 日本を出発（マニラ、サイゴン、カルカッタを經由してローマへ）
- 8/9 午後：パリに到着
- 8/10 午前：南フランス少年団の代表者が訪問 南フランス少年団と市内観光
夜：パリを出発。ドイツのフランクフルトへ移動（青少年の家に宿泊）
- 8/11 午前：フランクフルトを出発
午後：ロイトリンゲンに到着 3グループに分かれ少年の家に分宿
- 8/12 ロイトリンゲン市内の見学（郷土博物館、職業補導所など）
市内の少年団の招待で青少年の家で交歓会が開催
- 8/13 午前：リヒテンシュタイン城の見学
夜：市内の体育館で地元の少年団並びにスペインの少年団との交歓会
- 8/14 午前：ロイトリンゲン市長の招待会
午後：現地のスポーツクラブでサッカーや卓球等を実施
- 8/15 午前：ロイトリンゲンを出発
移動の途中にハンドボールの国際試合（ドイツ VS スウェーデン）を見学
夜：ミュンヘン近郊のキャンプ場に到着
- 8/16 午前：キャンプ場で過ごす（体操、卓球、バレーボール、水泳など）
午後：ミュンヘン市内観光
夜：ホルツキルヘン市の招待でドイツ・スポーツユース役員との会食
- 8/17 午前：テーゲルン湖・ワルベルグ山を観光
午後：国民学校・少年の家を見学 ロータッハ・エーゲルン市役所訪問
- 8/18 午前：ミュンヘン市の少年局を視察

夜：キャンプ場からミュンヘン市内のスポーツ学校に移動

(スポーツ学校泊)。

8/19 午前：ドイツ・スポーツユエグント本部のガースナー事務局長を訪問

夜：ドイツ・スポーツユエグント及び青少年運動の幹部との懇談会

8/20 午前：ミュンヘンを出発 オーバーヴェーゼル市に到着（午後6時）

夜：市長主催の歓迎会 青少年の家に宿泊

8/21 午前：首都ボンへ移動。内務省にて懇談 内務省主催の歓迎会

午後：国会議事堂、日本大使館等を見学 ケルンへ移動

夜：ケルン・スポーツ大学の食堂にてカール・ディーム氏と懇談

(ケルン・スポーツ大学の寮に宿泊)

8/22 午前：ケルン市内を観光

カール・ディーム氏とケルン・スポーツ大学にて昼食

午後：世界自転車選手権大会を見学

8/23 午前：子供たちはスポーツ活動 指導者は市役所を訪問

午後：炭坑・カイザー宮殿の見学

8/24 午前：バイエルン工場視察

午後：マンネスマン鉄工所・デュイスブルグのスポーツ学校を視察

8/25 午前：ケルンを出発しハンブルグへ移動

夜：ハンブルグ到着 少年の家宿泊

スポーツ協会長主催の歓迎会に出席してハンブルグ少年団と交歓

8/26 午前：市内観光

午後：市の教育委員会を訪問

少年スポーツ祭の開催（ハンブルグの少年たちとスポーツ交流）

8/27 午前：市庁舎での歓迎会に出席

午後：ハンブルグ国民公園競技場の視察・動物園の見学

8/28 午前：ハンブルグを出発

夜：グリェンベルグのスポーツ学校に到着（スポーツ学校泊）

8/29 午前：スポーツ学校の施設見学

午後：ユースホステルの創設者であるリヒャルト・シルマンを訪問

夜：フランクフルトにて日本団の送別会

8/30 午前：フランクフルトを出発

8/31—9/1 ローマに到着 観光・カトリック少年団との交歓

9/2 夜：ローマを出発（9/4：東京に到着）

日本からの派遣団は、ユーгент・ハイムやキャンプ場等に宿泊しながら、各都市を巡って、青少年団体やその指導者たちとの交流、行政機関への訪問や施設の視察、観光やスポーツ大会の観戦などを行った。

日本の派遣団は温かく迎えられ多くの都市で歓迎の宴が催されたが、この中で現地の青少年団体と交流を図る機会が多かった。そのような中、ハンブルグを訪れていた8月26日、市内のヤーン競技場において、両国の青少年たちの交歓を目的として、「スポーツ祭」なる事業が開催され、両国の青少年たちはスポーツ活動やレクリエーション活動に興じた。日本団の代表者であった守田道隆の報告書には、スポーツ祭の様子が以下のように記されている¹⁰⁾。

「午後六時からヤーン競技場でスポーツ祭が行われた。これは非常に健康的な愉快な行事であって、例によって西独乙至る処に見るような緑の芝生と森を持った陸上競技場に、最初は独乙流の儀式張った日の丸を先頭に掲げた入場式が行われた。併し後はスポーツというよりは、寧ろレクリエーションに近く、短距離、中距離のレースの間に日独少年の色々な遊戯を入れて、競技の優劣などは余り気にならない雰囲気の中に、実に面白く愉快に遊ばせるように仕組んでいた。こんな具合だから中にいる少年達には、勿論愉快だが、数百の観衆達にはさぞ面白くなかつろうと気の毒にさえ感じたのに、之もなにかやんやと騒いで愉快そうにやっていた。」

このほかにも、ミュンヘンやケルンに滞在していた時にも、現地の青少年たちと共にスポーツ活動に興じたことが記録されており、スポーツ活動を通じての交流が図られたことを確認することが出来る。

一ヶ月に亘る日独青少年交歓事業では、青少年とともに訪独した指導者たちも、西ドイツにおける青少年育成運動の理念や活動を把握するために、青少年の育成に携わる多くの関係者たちと交流を図った。

その中でも、ミュンヘン滞在時の8月9日に開催された懇談会は、我が国の指導者たちにとっては有意義なものとなった。この懇談会には、西ドイツにおける青少年育成運動を牽引していた、マルティン・ガースナー（スポーツユーゲン事務局長）、ヨーゼフ・ヴェンガーマイヤー（Joseph Wengermayer：スポーツユーゲント国際部長）らが出席して、西ドイツにおける青少年育成運動に関するこれまでの経緯、政府等の支援、さらには青少年育成運動においてスポーツ活動が果たす役割等について、意見の交換がなされた¹¹⁾。

また、戦後の西ドイツにおけるスポーツ活動の復興に貢献し、当時はケルン・スポーツ大学の初代学長を務めていたカール・ディーム（Carl Diem）¹²⁾ や、「ドイツ少年の父」と呼ばれ青少年育成運動を牽引してきたリヒャルト・シルマン（Richard Schirrmann）など、西ドイツにおける青少年の育成を中核となって進めてきた人物たちのもとを訪れて、彼らと懇談する機会が設けられた¹³⁾。

この他にも派遣団一行は、西ドイツにおける青少年教育やスポーツ活動の実情を把握するために、国民学校やスポーツ学校といった教育施設の視察、地域スポーツクラブやスポーツ施設の視察、さらには滞在中に西ドイツで開催されていた国際的なスポーツ大会の観戦などを行った。

9月4日に日本へと戻って来た際の様子を、「親善交歓の実をあげて 渡欧健民少年団帰る」（1954年9月4日付）と題した新聞記事として、以下のように記されている¹⁴⁾。

「ドイツをはじめイタリア、フランスなどをまわって外国の少年たちと交歓してきた第一回日独交歓健民少年団守田団長以下十二名は四日午前十時半羽田空港のエール・フランス機で一ヵ月の旅を終え帰ってきた。八人の少年たちはそろいのグレーの洋服、胸に日の丸の旗をつけボーイ・スカウトと似た格好。空港には日の丸の小旗を持った少年たちが歓声をあげて出迎えた。本社運動部大島鎌吉氏も同行していたが、一緒に帰ってきた。守田団長は『どこでも気持のいい歓迎を受け感激した。ドイツの少年運動はヨーロッパ連邦の構想の下に各国との交歓が行われている。三万の外国少年がドイツを訪れ八万の少年が外国へ派遣されていた。全く民主的に運営され復興の中心勢力となろうとしている。日本からの訪独はアジアとドイツとの交歓の最初のものだった。来年は日本がドイツ少年を迎える』と少年

たちにかわって語った。」

記事の中で、守田も述べているように日独青少年交歓事業を通じて、戦後復興の中枢に、青少年の育成が据えられた西ドイツの実情を見聞できたことは、青少年の問題を抱えていた日本にとって意義があった。

第3項 派遣メンバーによる座談会の開催と訪独の成果

西ドイツから日本に戻ってきた派遣団一行は、帰国後に第一回日独青少年交歓事業を振り返って座談会¹⁵⁾を行った。

この座談会は、「…初めて飛行機に乗った人が大部分かと思いますが、外国まで飛んだ感想はいかがでしたか。」¹⁶⁾という記者からの質問から始まった。質問からも明らかなように、当時の日本では、子どもたちが航空機を利用して海外へと渡航すること自体が非常に稀であったことが窺い知れる。

次に、西ドイツの青少年たちの様子について質問されると、生活態度が勤勉であり、その態度に感心したとの回答がなされた。さらに、新沢久夫は、青少年たちの間で盛んに行われていた自転車旅行について、以下のように述べている¹⁷⁾。

「ドイツでは自転車旅行をしている人がとても目につきます。キャンプ用品を荷物台にのっけて次から次と旅行していくのですが、そういうことは中学生のころから盛んにやって、からだをきたえると同時に、各地の人々と交歓をし、知識を豊富にしているのは大いに学ぶべきだと思いました。」

青少年だけでなく、引率した指導者たちにも質問はなされており、新潟県柏崎市長であった洲崎義郎は、最も印象に残ったことについて問われ、以下のように回答している¹⁷⁾。

「いちばん印象深いのは、ドイツの都市計画が非常に社会性を帯びているということです。心の美しさとか、あるいは感情の豊かさとかを養う場所として、都市全体が市民の美しい場所となっているのですね。…(中略)…。それから、日本だと盗難を恐れてあれこれ心配しにやいかんのですが、向こうの子どもたちは、他人

の物に手をつける人がいるなどということは信じられないことで、自分の置いて行ったものがなくなるという心配を一つもしないのです。」

市長として復興の陣頭に立っていた洲崎は、美しい都市の再建が進められていた状況を評価するとともに、青少年や子どもたちの犯罪が社会問題となっていた当時の日本と比較すると、青少年や子どもたちへの教育が浸透していた西ドイツの状況に感心したと思われる。

その後、座談会では西ドイツでの活動を振り返り、「一、学校と家庭の欠陥を補足してよい市民をつくる。一、青少年自体の資質の陶冶、その手段としてスポーツ並に芸術などの活動を促すこと。」¹⁸⁾ というドイツ・スポーツユーゲント活動の意義を評価した上で、青少年たちは、今後の我が国における健民少年団の活動について語り合っている。

まず、堀修一郎が西ドイツでの活動を振り返った上で、今後の健民少年団の取り組みについて、以下のように述べた¹⁹⁾。

「戦後西ドイツが復興したという中には少年の力が加わっていると思うのです。なぜかというと、少年運動の起りによって、少年が自覚を持って将来りっぱな国を建設していく意気に燃えているからです。それで、僕たちも互いに注意しあい、勉強しあって、自分たちがりっぱになっていき、日本の発展というか再建というか、その原動力になろうと思っています。」

次に、高木良夫が西ドイツで経験したユーゲント・ハイムでの生活を引き合いに出し、日本においても青少年が利用できる施設を充実させていくことの必要性を訴えた。

すると、高木の意見を聞いていた森宮邦郎が、「施設もたいせつだと思いますが、もう少し日本の少年は気持の持ち方を別にして、少年活動（健民少年団の活動—引用者注）をもっと盛んにやったらよいと思いますので、あちこちの少年と交歓したいと思います。」²⁰⁾ と、施設よりも健民少年団の活動を発展させるべきであると述べた。

この森宮の意見を踏まえて、迫田穆成は健民少年団の規模拡大について、以下の

ように述べている²⁰⁾。

「そのような交歓（日本国内における健民少年団の交歓活動—引用者注）をするために、まず、健民少年団を各地方に多く作り、そして手紙だけでもよいですから、それを交換しあって、少年団を大きくして行って、ついには日本を背負うような大きなものにしていきたいと思います。」

最後に工藤隆之が、西ドイツの青少年たちの活動を評価した上で、各都市の青少年の交歓活動の推進について、以下のように述べている²⁰⁾。

「ドイツの少年は健康になるために努力しています。というのは、自転車で旅行をし、スイスの国境を越えて行ったり、北から南まで行ったりすることが普通になっています。そして強いからだをつくり、かつ各都市に寄って人々と交歓をやり、そこに集まった各地方の少年たちと親しくなり、少年問題についても考えあっているのです。このように日本の少年も交歓の機会を見つけて各地方の少年と仲よくし、からだを強く鍛えていたら施設はそのあとでもいいと思います。」

このように、訪独した青少年たちは、西ドイツにおける青少年たちの活動を評価するとともに、各都市での交歓活動を盛んに展開して、健民少年団の活動を拡充していくことを望んだ。

さらに、座談会の最後では、日独青少年交歓事業で青少年たちと共に訪独した指導者たちに対して、今後の健民少年団の活動に対する方針についての質問がなされた。この問いに対して、健民少年団の活動に尽力し、西ドイツとの交渉担当者として日独青少年交歓事業を実現させた大島鎌吉は、次のように語っている²¹⁾。

「…この運動（健民少年団—引用者注）はようやくスタートを切ったところで、これからは、これをどのように育てるかという大きな問題があり、これには各国の少年運動を研究し、調査して良いところを採り悪いところは捨ててほんとうに日本的なものとして進んで行かねばならぬと信じます。」

他国の青少年運動を参考として、健民少年団の活動を如何に展開していくかが

課題であるという大島の意見を聞いた上で、派遣団の代表者であった守田道隆は、以下のように述べている²¹⁾。

「…やはり向こうの物まねでなく、日本民族の中に根ざすものでなければならぬということですね。形式だけ取り入れてもその底にあるものを汲みとらなければならぬということですね。」

また、日独青少年交歓事業の準備委員会の一員であり、座談会に出席していた文部省社会教育局体育課長の西田泰介は、今回の訪独について以下のように述べた²¹⁾。

「日本の少年運動として各種団体があることはありますが、それに加盟している子どもたちはほんの一部でしかない状態にあります。最近になって、これではだめで、もっと理屈なしに実際にやらなければという声が高まってきている今日、少年運動の先輩国たるドイツを見てきたことは非常によかったと思います…。」

このように、健民少年団の活動を牽引してきた指導者たちは、始動されたばかりの健民少年団の活動を、日本独自の青少年運動として発展させていくことの必要性を痛感するとともに、西ドイツとの交歓事業を実現出来たことを高く評価した。

さらに、第一回日独青少年交歓事業での訪独した成果について、「交歓団（日本からの派遣団—引用者注）は約一ヶ月に亘ってドイツに滞在し西独全土を巡遊して各地の青少年と交歓し、青少年運動の実際を体験し、吾が国都市の青少年運動発展に多大の寄与する成果を収め得た。」²²⁾と述べられた。

第4項 日独青少年交歓事業の成果としての大島謙吉によるドイツ・スポーツユーゲントの紹介

派遣メンバーの一員であった大島謙吉は、帰国後に雑誌『体育の科学』（1954年11月号）で「西ドイツの少年スポーツ」という題目の論文を発表した。大島は、この論文を通じて訪独して入手したドイツ・スポーツユーゲントに関する情報を初めて本国に紹介した。

大島は論文の冒頭で、「戦後の西ドイツの少年運動をながめるときスポーツを取り除いて考えることはできない…」²³⁾と述べた上で、西ドイツで盛んに展開されていた青少年組織の活動状況やその歴史的な経緯を説明した上で、最も多くの青少年たちが所属して活動を行う組織として、ドイツ・スポーツユーゲントを以下のように紹介している²⁴⁾。

「スポーツ・ユーゲンド（ドイツ・スポーツユーゲントー引用者注）というような概念は日本では誠につかみ難いものである。多くのは、そしてわれわれ自身もこれが軍事豫備訓練に重点のあった悪名高いあのヒットラー・ユーゲンドの衛兵であると考えた。スポーツという概念が競争競技に直接結びつき易いものであって見れば、ドイツの古いプロイセンの軍國主義やあるいは最近の再建とにらみ合わせて一應そのように考えるのは無理のないことである。

一方ドイツの最近のスポーツの隆盛を考え合わすとき、この少年團（ドイツ・スポーツユーゲントー引用者注）は一流の選手をつくるための組織であるという風にも考えられた。すなわち日本のオリンピック関係者が國會などで拍手をうける口實として『オリンピックで上る日章旗だけが』という古いお題目を唱えるが、それと同じような思調によって敗戦の瓦礫の中から生まれたものゝように考えられた。しかし事實には可成というよりも雲泥の差があった。

定款によれば、目標は次の通りである。

- 1) 先ずその會員が身体的に精神的にまた良習の上で自分自身を磨くこと。
- 2) オリンピックの精神を守ること。
- 3) スポーツの友情に基いて努力すること。

である。それによれば、全人教育の機關としてこのスポーツ少年團（ドイツ・スポーツユーゲントー引用者注）が活動していることを物語っているのである。殊にオリンピック精神を守るという第 2 項については、それが良い時代の古代のギリシャを支配したオリンピック精神そのものであった。この精神的な裏付けでスポーツ活動が推進されていることは興味あることであった。

全人教育機關としてのスポーツ少年團であるからスポーツの名を借りているとはいえずスポーツだけをやっているのでは決してなかった。映畫觀賞、演劇、合唱、ダンス、讀書會などのいわゆる文化活動がこれに並行して行われていることはい

うまでもない。」

大島の論文から、大島自身もドイツ・スポーツユーゲントを理解することに苦勞したようで、当初は戦前のヒトラー・ユーゲントと類似した軍事的な組織や、トップスポーツ選手を育成するための組織と考えていたことが明らかである。

しかし、ドイツ・スポーツユーゲントの目的を理解したことによって同組織の概要を正確に把握することができ、その中でも、全人教育の推進を目的に掲げ、スポーツ活動だけではなく文化活動も実施していた点や、古代オリンピックの精神を継承していたために、スポーツ活動を重視していたこと等を高く評価した。

この他にも大島は、ドイツ・スポーツユーゲントの団員は、休暇に入るとワンダーフォーゲルに出かけ、ドイツ連邦共和国内に約 700 ヶ所設置されている少年宿泊施設（ユースホステル）に宿泊しながら生活を送ることや、各スポーツユーゲントの指導者の 3 分の 2 が学校教師であり、彼らが無報酬で指導を行っている点などを注目すべき点として紹介している²⁵⁾。

以上のように、大島はドイツ・スポーツユーゲントを紹介した論文から、ドイツ・スポーツユーゲントが全人教育に重点を置き、古代オリンピックの精神を継承しながら、スポーツ活動を展開していた点に共鳴して、この活動を我が国へ紹介したと考えられる。

第 2 節 第二回日独青少年交歓事業の開催と西ドイツ青少年問題視察団の派遣

第 1 項 日独青少年交歓事業の日本開催に向けた準備

第一回日独青少年交歓事業を成功裡に終えた我が国では、翌年に開催予定の第二回日独青少年交歓事業で、西ドイツから代表団を招くための準備が全国都市体育研究協議会を中心として開始された。

そして、1954（昭和 29）年 11 月 8 日、全国都市体育研究協議会の会長であった平沼亮三は、第二回日独青少年交歓事業に関する以下のような招待状²⁶⁾を、西ドイツの総理大臣、国務大臣、外務大臣に宛てて発送した。

「拝啓 去る八月、貴国の絶大なる好意と御尽力により、日本の健民少年団代表が日独青少年交歓のために訪独し、戦後の復興顕著な貴国の実情と光輝ある文化に

ふれ、親しく少年と交歓して日独両国の親好を深めました。この交歓事業の実施の責任に当った全国都市体育研究協議会は、実現に尽力せられたドイツの関係者各位に対して心から感謝の意を表するものであります。

日独少年交歓は、明一九五五年、貴国の少年代表を日本に迎えることによって、一応の完了を見るものと考えます。この計画の頭初に、貴国内務省より小生宛に通告せられた通り、全国都市体育研究協議会は、本年の日本少年の訪独と同一規制で貴国少年を迎え、貴国の示された絶大な御好情に報い、併せて本事業の完遂による日独親善と次代を荷負う両国少年の友好に寄与したいと考え、貴国少年の来日を心よりお待ちし、その準備を行っている次第であります。

全国都市体育研究協議会では、本年十二月一、二、三の三日間、全国大会を開催、青少年運動に関する主要な議題として、日独少年交歓並びに全国健民少年大会の開催を審議する次第であります。

ついでには、明年度の計画と準備のために、貴国少年代表の来日計画につき、至急その概要でも通告願えれば甚だ幸とするものであります。当方では三十名程度の貴国少年を迎えることを好都合と存じます。

明一九五四年²⁷⁾の貴国少年代表の訪日で、日独少年交歓が所期の目的を達成するよう、ここに御招請申上げる次第であります。敬具

一九五四年十一月八日

全国都市体育研究協議会々長

横浜市長 平沼亮三 』

また平沼は、毎日新聞に寄稿した「西独の少年育成活動」(1955年3月15日付)と題した記事において、西ドイツから代表団を迎え入れる経緯とその意義について以下のように記した²⁸⁾。

「今夏西ドイツから、同国少年団連盟の代表がはるばる日本へ訪れて来る。これは昨年、夏季休暇を利用して西独を旅行した日本の健民少年団代表と交換に派遣されて来るもので、両国少年たちの親善のクサビであるとともに、ヴァンダーフォーゲル(ワンダーフォーゲル—引用者注)(渡り鳥)運動などで著名な同国の少年活動に直接触れることは発足まだ日の浅い日本の健民少年団にとって、大きな刺

激となるであろうことを私は期待している。」

さらに平沼は、この記事の中で第二回日独青少年交歓事業の準備の進捗状況並びに、事業内容についても以下のように記した²⁸⁾。

「西独の少年代表を迎えるに当っては、全国都市体育研究協議会が中心となつて、昨夏西独政府や同少年団連盟が我々に示してくれた暖かい好意にこたえるため目下滞在中のプランを検討しているが、日独交歓を単なる交歓事業に終らせずに、これを機会に日本の各都市に少年の健全な育成運動を発展させることを念願し、ドイツ少年には生活交流を基調とした日本の都市生活の体験、農村生活の体験、大自然の中の共同生活などを味ってもらいたいと思っている。」

以上のように、全国都市体育研究協議会を中心として、我が国では第二回日独青少年交歓事業を開催するための準備が着実に進められた。

第2項 日本における日独青少年交歓事業開催の中止とドイツ青少年大会への日本代表団の派遣

日本での日独青少年交歓事業の開催へ向けた準備が進められる中、西ドイツからの派遣団が来日する時期にあたる1955（昭和30）年の夏に、ドイツ青少年大会がロイトリンゲンで開催されるために、派遣団を日本へ送ることが不可能になったという連絡が西ドイツから伝えられた²⁹⁾。

しかしながら、この連絡では、ドイツ青少年大会に日本の代表団を来賓として招待したいということも併せて伝えられるとともに、文部大臣であった松村謙三と全国都市体育研究協議会会長であった平沼亮三に宛てて、以下の案内状が送付されてきた³⁰⁾。

「ドイツ・スポーツ少年団」（ドイツ・スポーツユーゲント—引用者注）の委託により日本代表のドイツ訪問に関し、ここに公式に御招待申上げる名誉をもちます。

われわれは、この招待を閣下が承諾され、貴国と貴民族の代表として渡独される

諸氏を御決定下さるならば、これに越した幸はありません。さらに代表団を、わが国の来賓として御接待申上げることが許されるならば、これを非常な名誉と存じます。

御滞在の時期は、八月が適当であることを提案します。同時に代表団は、十二名～四名であることを御了承願います。

上述の通り、代表団をわが国の賓客として迎えるに当り、当方で、ドイツにおける滞在費並びに旅費を負担いたします。

暫定的な旅行日程として、当方では、次の諸都市の御滞在を提案いたします。シュトゥットガルト（シュトゥットガルトー引用者注）、ロイトリンゲン、ミュンヘンとその近郊、ボン、ケルン、ハンブルグ、フランクフルト。

各都市では貴代表団が、国、州並びに青少年団体の代表者と会合し、青少年施設を御視察できるよう準備いたします。

閣下の御承諾を得、かつ代表御到着の時日が判れば、閣下に正確な日程を御通知申し上げることを御許し下さい。

ドイツにおける関係各機関との準備打合せは既に進行中であります。

日本代表団の御来訪によって、二つの民族間に有効な意見の交換が行われることを望んでおります。

一九五五年七月二十日

ドイツ・スポーツ少年団国際青少年交歓委員会委員長
ヨーゼフ・ヴェンガーマイヤー

この招待状を受諾したことで、日本での日独青少年交歓事業の開催は中止されることとなり、我が国では前年に引き続き、西ドイツへ青少年問題の視察団を派遣することが決定した。そして、前年の訪独を支援したメンバーが中心となって、「西ドイツ青少年問題視察団派遣準備委員会」（表 3-3）が結成され、二度目の訪独に向けた準備が進められた。

その後、坂上安太郎（高槻市長）を団長として、林田正治（熊本市長）、林谷主計（福島市長）、中村寅太（衆議院議員）、伊藤隆治（衆議院議員）、木戸重治（大津市教育委員会）、市島仙三（新発田市教育員会）の七名で構成される派遣団が³¹⁾、ロイトリンゲンで開催される青少年大会への参加及び、西ドイツで実施されてい

る青少年運動の視察を目的として派遣されることが正式に決定した。

表 3-3. 西ドイツ青少年問題視察団派遣準備委員会委員名簿

役職	氏名	備考
会長	平沼 亮三	全国都市体育研究協議会長・横浜市長
顧問	松村 謙三	文部大臣
顧問	川崎 秀二	厚生大臣
顧問	ウィルヘルム・ロエル	駐日西ドイツ大使館文化部長
顧問	武者小路 公共	日独協会会長
委員	守田 道隆	全国都市体育研究協議会副会長・八幡市長
委員	洲崎 義郎	柏崎市長
委員	寺中 雄作	文部省社会教育局長
委員	西田 泰介	文部省体育課長
委員	中島 茂	文部省体育課
委員	大島 鎌吉	毎日新聞社
委員	小島 秀雄	日独協会理事長
委員	万代 秀三郎	全国都市体育研究協議会常任理事
委員	大堀 三男	全国都市体育研究協議会常任理事
委員	若月 芳夫	全国都市体育研究協議会常任理事
委員	今井 哲夫	全国都市体育研究協議会常任理事・柏崎市保健体育課長
委員	長坂 正三	全国都市体育研究協議会常任理事
委員	木戸 重治	全国都市体育研究協議会常任理事・大津市教育委員会
委員	山根 力男	全国都市体育研究協議会常任理事
委員	井手口 仁	全国都市体育研究協議会常任理事・八幡市体育課長
委員	青木 壯五	全国都市体育研究協議会常任理事・横浜市健康教育課長
委員	増田 清一	全国都市体育研究協議会常任理事・横浜市健康教育課

[全国都市体育研究協議会(1956) 立ち上がるドイツ青少年. 万有出版:東京. 321-

322. より作成]

第3項 第二回日独青少年交歓事業の活動実態とその成果

1955（昭和30）年8月3日に日本を出発した派遣団は8月5日に西ドイツに到着した。その後、ロイトリンゲン（8月6日～7日）、シュトゥットガルト（8月8日～10日）ミュンヘン（8月11日～15日）、ロットアッハ・エーガーン（8月16日～17日）、オーバーヴェーゼル（8月18日）、ケルン（8月19日～24日）、ブラウンシュヴァイク（8月25日～28日）、フランクフルト（8月29日）の順に各都市を巡り、その後、9月7日まで欧州に滞在し、各々が各国を訪問して、9月7日にローマから揃って帰国の途に就いた³²⁾。一ヶ月に及ぶ旅の行程³³⁾は以下の通りである。

<第二回日独青少年交歓事業の主な行程>

- 8/3 夜：午後11時に日本を出発
- 8/5 夜：午後8時に西ドイツ到着 宿泊先のホテルにて歓迎会の開催
- 8/6 午前：ロイトリンゲン訪問
午後：市長主催の歓迎会に出席 市内のスポーツ施設の視察
青少年のスポーツ大会に参加して西独の青少年たちと交流
- 8/7 午後：青少年のスポーツ大会を視察 市内を観光
- 8/8 午前：シュトゥットガルトへ移動
到着後に市の庁舎を訪問して青少年問題に関して懇談会を実施
午後：市内観光 市主催のお茶会 市のスポーツ関係者との交歓会等が開催
夜：同市に滞在している西ドイツの青少年団体の活動を見学
- 8/9 午前：市内のメルセデス・ベンツの工場を見学
夜：市主催の歓迎会の開催
- 8/10 午前：市営のユーゲント・ヘアベルグを視察 南ドイツ放送会館にて懇談
午後：市営のユーゲント・ハイム及びベール冷凍工場を視察
- 8/11 午前：ミュンヘンへ移動（道中、子どもたちの保育施設を視察）
午後：午後5時頃にミュンヘンのスポーツ大学に到着
- 8/12 午前：市庁舎を訪問。市関係者との懇談会を開催 実業専門学校を視察
午後：小学校及び付属幼稚園・市立の孤児院を視察
- 8/13 午前：バイエルン州文部省主催の懇談会が開催

- 午後：自由行動
- 8/14 午前：市内のスポーツ学校を視察 市長を訪問
午後：市内観光
- 8/15 午前：スポーツ連盟のユーгент・ハイムを視察
午後：小学校及び公共のキャンプ村を視察
- 8/16 午後：バイエルン放送局を訪問
夜：スポーツ学校で青少年運動に関する懇談会が開催
懇談会終了後にロットアッハ・エーガーンへ移動
- 8/17 午前：町役場・郡役場を視察
午後：ロットアッハ・エーガーン市役所を訪問 市長らと懇談
- 8/18 午前：オーバーヴェーゼルへ移動
午後：オーバーヴェーゼルに到着 市長主催の歓迎会が開催
- 8/19 午前：市内の観光
午後：オーバーヴェーゼルを出発
ボンを経て午後 6 時頃にケルンのスポーツ大学に到着
晩餐会が開催
- 8/20 午前：ドイツ青少年団体連合の事務局を訪問して懇談
午後：フォルクスワーゲンの工場・キリスト教青少年の家を視察
- 8/21 午前：ミュンスターアイフェル近郊の青少年施設を視察
午後：ヘネフのスポーツ学校を視察
- 8/22 午前：ベルトリヒの青少年施設等を視察
午後：デュイスブルクのスポーツ学校を視察
- 8/23 午前：ボンの内務省を訪問 青少年問題に関する会談を実施
内務省主催の歓迎会が開催
午後：市内の観光
夜：日本大使館主催の歓迎会が開催
- 8/24 午前：ケルン市内のスタジアムを視察
午後：市内観光
- 8/25 午前：ブラウンシュワイクへ移動
夜：ブラウンシュワイクに到着して市主催の歓迎会が開催

- 8/26 午前：市内の工場を視察
午後：市内の小学校や青少年施設の視察
- 8/27 午前：市内のフォルクスワーゲンの工場を視察
午後：市主催の歓迎会の茶会が開催
- 8/28 午前：ブラウンラーゲにて医療施設を視察 懇談会が開催
午後：クラウスタール・ツェラーフェルトでドイツ・スポーツユージュメントの施設を視察
- 8/29 午前：フランクフルトへ移動
午後：フランクフルトに到着

二度目の訪独の目的の一つが、ロイトリンゲンで開催された青少年大会への参加であった。8月6日にロイトリンゲンに到着した派遣団は、市庁舎での歓迎会、市内のスポーツ施設等の視察の後、午後から青少年大会に出席した。視察団の日記には、青少年大会に出席した際の様子が以下のように記されている³⁴⁾。

「一行は、青少年大会スポーツ競技会の表彰式に出席した。数千のスポーツ青少年団員は日本代表団一行の入場を嵐の歓呼を以って迎え、坂上市長の挨拶ののち、万才を三唱するや、歓呼は最高潮に達した。坂上市長は日本健民少年を象徴するペナントをドイツ・スポーツ少年団（ドイツ・スポーツユージュン—引用者注）会長チンメルマン（ツィンマーマン—引用者注）氏に伝達した。少女達は一行をワルツに誘うなど微笑ましい光景が見られた。」

このように青少年大会に出席した日本の派遣団は、西ドイツの青少年たちから熱烈な歓迎を受けた。そして、派遣団一行は、青少年大会に参加していた青少年たちと積極的に交流を図りながら、西ドイツにおける青少年運動の実態の把握に努めた。

このことについて視察団の日記には、「…一行（日本からの派遣団—引用者注）が親しく青少年団員と交わり、ドイツ青少年運動の集団生活を知る機会を得たことは特記すべき収穫であった。」³⁵⁾と記されている。

また、西ドイツで実施されている青少年運動を学ぶために、訪問した多くの都市

において行政機関を訪れて、各自治体が実施している青少年に関する施策についての説明を受け、担当者らと懇談した。

8月23日には内務省を訪問して、政府の青少年問題に関する取り組みや青少年教育の組織及び青少年教育に関連する立法、政府や各州が実施する青少年計画や西ドイツにおける青少年運動の沿革及びその現状等について、様々な部局の職員から説明を受けた。

そして、二度目の日独青少年交歓事業の成果として、「…1955年夏期一ヶ月に亘りドイツに滞在、青少年大会参加の上ドイツの青少年運動並びに国情等について広い範囲に亘り、つぶさに視察して帰国し、これ又吾が国の青少年運動発展のために多大の効果を収めることができたのである。」と述べられている³⁶⁾。

以上のように、第二回日独青少年交歓事業は日本の青少年たちの参加はなかったものの、我が国の青少年運動を牽引する指導者たちが訪独して、西ドイツにおける青少年運動を見聞できたことは、その後の健民少年団の活動や日本の青少年運動の発展に、大きな影響を与えたと考えられる。

第4項 全国都市体育研究協議会編『立ち上るドイツ青少年』（1956）におけるドイツ・スポーツユーゲント規則の紹介

第二回日独青少年交歓事業が終了してから半年が経過した1956（昭和31）年4月、健民少年団の活動を推進していた全国都市体育研究協議会が『立ち上るドイツ青少年』を発行した。

二度の日独青少年交歓事業を通じて見聞してきた西ドイツは、我が国と同じ敗戦国でありながら、再建を図るための施策の中心に青少年活動を据え、いち早く復興を遂げていた。同書では、西ドイツにおける青少年活動を核とした復興を先進的であると評価した上で、西ドイツにおける青少年活動の実態を周知するとともに、西ドイツを見本として日本における青少年活動を検討していくことが刊行の理由であると記された。

『立ち上るドイツ青少年』では、青少年問題を中心に戦後の西ドイツの変遷が整理された上で、具体的な青少年活動としてドイツ青少年団体やドイツ青少年計画等が紹介されている。また、実際に西ドイツに派遣団として訪問したメンバーたちによる座談会の記録や、二度に亘る日独青少年交歓事業の詳細が記された日誌も

掲載されている。

そして巻末には、西ドイツにおける青少年問題に関する内務大臣通達や、西ドイツで活動する青少年団体の規則が付録として掲載されており、この中で、ドイツ・スポーツユーゲントの規則が、以下のように紹介されている³⁷⁾。

「第一条

種目別スポーツ団体と州のスポーツ協会の少年組織で『ドイツ・スポーツ少年団』（ドイツ・スポーツユーゲントー引用者注）を組織する。スポーツ少年団は、選ばれた男女の少年指導者によって代表される。

第二条 少年活動の目的

- ・『ドイツ・スポーツ少年団』（ドイツ・スポーツユーゲントー引用者注）は、会員を肉体的、精神的、道徳的に教育する目的をもつ。少年団はオリンピック理念を奉ずる。
- ・『ドイツ・スポーツ少年団』は、人間は肉体と心と精神が不離一体のものであるとの自覚に基づいて、その考えを奉ずる凡ての人々に、高い肉体的精神的行為と、スポーツ的友情を重んずる道徳的価値に向って行う努力を求め、人権の尊重（良心と個人と結社の自由）はスポーツ的少年活動の前提である。
- ・『ドイツ・スポーツ少年団』はその教育活動で政党政治的、宗教的、人種的に中立性を守る。少年団は、体操、スポーツ、遊戯並びに個人的な接触を通じ、意識して団体精神を養い、国際理解を深める。
- ・少年活動の基本は、スポーツ行動と少年共同体の生活形成である。」

第三条 組織

1. 会員団体から選ばれた男女の少年指導者で、『ドイツ・スポーツ少年団』（ドイツ・スポーツユーゲントー引用者注）の総会を組織する。総会は最高決議機関で、少なくとも年一回開かれる。総会の任務は次の通りである。
 - a 執行委員会並びに委員長の選任と解任
 - b 少年委員会活動の方針の決定

c 会員団体の提議に対する審議決定

総会は、正規の手続（開会の三週間前）で招集され、執行委員会並びに総会に席をもつ代表者の過半数が出席する場合成立する。

2. 執行委員会は、委員長二名、男子の少年指導者五名、女子の指導者二名で組織される。女子の少年指導者は、女子少年指導者会議の議を経て総会に推薦される。委員会は、総会で与えられた方針に基づいて業務を執行する。
3. 第一委員長は、内外に対し『ドイツ・スポーツ少年団』を代表する。特に政府機関執行委員会と共に『ドイツ青少年団体連合』青少年体育民生活動共同体、同様の目的をもつ青少年施設新聞、映画放送に対して代表する。委員長は『ドイツ・スポーツ連盟』の最高機関に議席と投票権をもつ。委員長に事故あるとき、第二委員長又は指名された執行委員会委員が代理する。
4. 特別の任務を計画し遂行する場合、専門委員会を作ることができる。専門委員会は、執行委員会によって組織される。提案するに当っては、執行委員会の同意を必要とする。
5. 常務は、『ドイツ・スポーツ少年団』の書記局が執行委員会と密接な連絡をとって行う。『ドイツ・スポーツ少年団』書記長は執行委員会が決め『ドイツ・スポーツ連盟』から派遣される。

※『スポーツ少年団』の会員は、10才～18才までであることを特徴とする。これは18才以上はスポーツ的に成人と見られるからである。」

このように、ドイツ・スポーツユーゲントの規則が紹介されたことで、ドイツ・スポーツユーゲントに関する具体的な情報が、我が国でも周知されることとなった。

その中でも、ドイツ・スポーツユーゲントが種目別のスポーツ団体と州のスポーツ協会の少年組織によって構成されていることや、青少年たちを肉体面、精神面、道徳面から教育するためにスポーツ活動や共同生活が展開されていることなど、組織に関する基礎的な情報が明らかになったことは、ドイツ・スポーツユーゲントを理解する上で、意義があったと考えられる。

この他にも、規則が紹介されたことで、ドイツ・スポーツユーゲントの最高決議機関として、加盟団体から選出された指導者によって構成された総会が存在することや、この総会においてドイツ・スポーツユーゲントの方針や課題などが審議されることが明らかになった。

さらに、ドイツ・スポーツユーゲントの役員がドイツ・スポーツ連盟の最高機関に議席と投票権を保持していたことや、ドイツ・スポーツユーゲントに入会できる年齢が10歳から18歳に制限されていたことなど、規則が明示されたことで、日本でのドイツ・スポーツユーゲントに対する理解が進んだと考えられる。

第3節 第三回日独青少年交歓事業の開催

第1項 第三回日独青少年交歓事業の開催準備

1956（昭和31）年2月18日、ドイツ連邦共和国の内務省からドイツ・スポーツユーゲント代表団来日の決定についての知らせが伝えられ³⁸⁾、初めて我が国で日独青少年交歓事業が開催されることとなった。

この決定を受け3月5日には、受入れ準備のための会合が、国会議員、文部省、外務省、全国都市体育研究協議会等の関係者が参加して開催され³⁹⁾、第三回日独青少年交歓事業の開催に向けての準備が開始された。

そして、4月16日には、平沼亮三全国都市体育研究協議会会長、清瀬一郎文部大臣、重光葵外務大臣、国会議員代表（川崎秀二、松村謙三、中村寅太）との会合が行われ、政府の同意に基づく正式な招聘状を発送することが決定され⁴⁰⁾、その後、日独青少年交歓世話人会の代表であった平沼亮三からドイツ連邦共和国の内務大臣に宛てて、以下のような招待状が送付された⁴¹⁾。

「青少年運動に関する貴国少年と日本の少年との交歓について貴下に文書を差し上げることがを私は非常に光栄に存じます。

日本の全国都市体育研究協議会は一昨年一九五四年親愛なる貴国青少年との青少年交歓を要望し、日本の都市代表少年団を貴国に派遣し、帰国政府、スポーツ少年団（ドイツ・スポーツユーゲント—引用者注）並びに各関係機関の絶大なる御協力により大きな成果を収めることが出来たのであります。

一九五五年には貴国の少年代表を日本に招聘して、日独少年交歓を実施したい

と考え準備を進めておりました処、一九五五年夏季は貴国少年団の全国大会が開催されるため来日不可能とのことで延期され改めて貴国の招聘に接して再度日本より七名の青少年運動視察団をドイツ連邦共和国に派遣したのであります。

この視察団も貴国の絶大な好意により貴国の青少年活動の実態に接して日本の青少年運動の発展の重要な示唆と資料を得て帰朝したのであります。

二回に亘る貴国訪問に対して貴国の接遇に対して心から感謝の意を表すものであります。

本年一九五六年に於て是非貴国のスポーツ少年団代表を日本にお迎えして一九五四年以来一貫して日独の青少年活動の交歓意義を全うしたいと考え、こゝに日本の文部省、外務省の同意を得て、下記条件により貴国のスポーツ少年団に対して来日の御招待を申上げる光荣をもつものであります。

- 一．来日独乙スポーツ少年団代表男女二〇名程度とする。
- 二．独乙代表少年団の日本国内の滞在費の一切は日本が負担する。
- 三．滞在日程は一ヶ月程度としたい。

目下貴国少年団代表を迎えるために準備を進めているのですが計画については追って詳細に御返報いたします。貴国の御希望について御返事下されば誠に幸いです。」

このように、西ドイツよりドイツ・スポーツユーゲントの代表団を招き、三回目の日独青少年交歓事業を日本で開催するために、文部省と外務省から同意を得たことを報告した上で、男女 20 名程度の代表団を約一ヶ月に渡って受入れ、期間中の滞在費は全て日本側が負担することが提示された。

西ドイツとの調整が進められる中、国内における準備も着実に進められ、4月26日には日独青少年交歓事業の準備を進めるための組織として準備委員会が結成され、さらに、日独青少年交歓事業の実施計画の原案が提示されるとともに、交歓活動を希望する都市の申込みが開始された⁴²⁾。

5月後半には交歓活動の開催都市が決定し、6月1日には準備委員会のメンバーを中心に、文部、外務、厚生といった各大臣、国会議員や各都市の首長、全国都市体育研究協議会の幹部らによって、「1956年日独青少年交歓実行委員会」⁴³⁾が結成され、政府及び全国の各都市が一体となった受入れの体制が構築された。

実行委員会の開催案内文には、実行委員会を結成した理由が、「…独乙青少年を迎えるに当り、これを機会に一層わが国の青少年運動の発展をはかり、青少年問題解決に寄与したいと考え、一九五六年日独青少年交歓実行委員会を設立して、独乙青少年代表を迎える準備と併せて、わが国の青少年運動の発展を推進したいと考えるものであります。」⁴⁴⁾と記されている。また、実行委員会の規約や、第三回日独青少年交歓事業の基本方針（表 3-4）も随時、作成され準備は進められた。

表 3-4. 第三回日独青少年交歓事業の基本方針

-
-
1. 来朝ドイツ少年団が指導者 4 名と、18 才から 20 才の男女団員 8 名であるから、これにふさわしい交歓内容を取り、特に歓迎と親善の意に表すると共に、相互の青少年運動の交流が図り得るようにする。
 2. 我が国の自然、社会、文化、教育等の実際に触れ得るような計画を立てる。これは単に視察に止らず、交歓団の体験を通じて日本の実情に触れ得るようにする。
 3. 交歓の計画は各都市、地方の実情に応じて計画する。

内容例

- A. 歓迎交歓：文化的交流、共同生活、集団活動等
- B. 生活の体験：家庭生活、生産作業、風俗、習慣、民芸、民謡等
- C. スポーツ交歓：親善試合、演技交歓等
- D. 見学・観光：名所、史蹟、文化財、工場、体育厚生施設、文化施設等
- E. 自然生活：日本の特色ある大自然の地で遍歴、宿泊して自然生活を体験
- F. 講演、研究、懇談会 ドイツ指導者による講演、青少年運動の情報交換、並びに少年を交えた懇談会等
- G. 作業 共同作業

※宿泊については、少年の家、合同キャンプ、民家宿泊、公共施設宿泊、神社仏閣、山小屋、ホテル等を広く用いる。

[1956 年日独青少年交歓実行委員会 (1956) 1956 年日独青少年交歓実施要綱. 14. より作成]

7 月 4 日に開催された実行委員会では、第三回日独青少年交歓事業の日程が決定

され、開催へ向けた準備は大詰めを迎えた。この委員会の様子が、「各地で野営や交歓会 来日するドイツ少年団の日程決る」(1956年7月5日付)と題した記事で、以下のように報じられている⁴⁵⁾。

「日独青少年交歓実行委員会(会長平沼亮三横浜市長)の打合せ会は四日午後一時から横浜市役所で開かれ関係十九都市代表約三十名が出席して、交歓計画などの日程を決めた。…(中略)…、二十四日夜羽田着で来日、日本の青少年団とスポーツ、日本家屋への宿泊、野営などを通じて両国の理解を深め、また日独青少年の共同記念事業も行い、八月二十二日羽田発で帰国する。」

以上のように、第三回日独青少年交歓事業の開催が正式に決定されると、その準備を進める組織として日独青少年交歓実行委員会が結成され、同実行委員会を中心に政府や全国の各都市が支援をして、我が国が一体となりながら、開催までの準備は進められた。

第2項 ドイツ・スポーツユーゲントの来日と日本への紹介

ドイツ・スポーツユーゲントの代表団が来日することは、彼らが日本に到着する前から日本国内では注目されており、毎日新聞は「来日する」(1956年7月22日付)と題した記事で、第三回日独青少年交歓事業の開催に対する期待を以下のように記した⁴⁶⁾。

「…青少年問題が世論の関心を高めているとき今回の『日独青少年交歓事業』の成果には大きな期待が寄せられている。…日本でもこの機会に青少年団体の拡大強化計画を進めており、わが国の青年運動と青少年育成運動史に新しいページが加えられることになろう。…」

このように我が国で初めて開催される日独青少年交歓事業に対する期待が高まる中、1956(昭和31)年7月24日、西ドイツから12名の派遣団(表3-5)が羽田空港に到着した。

表 3-5. 第三回日独青少年交歓事業西ドイツ派遣団名簿

氏 名	所 属 ・ 役 職
Karl Zimmermann	ドイツスポーツユーゲント会長・派遣団団長
Martin Gaßner	ドイツスポーツユーゲント事務局長
Ella Große-Wächter	ドイツスポーツユーゲント女子部長（女性）
Joseph Wengermayer	ドイツスポーツユーゲント国際部長
Hanny Borbies	映画製作所勤務 18 才（女性）
Ingrid Koriath	保母養成所在学 18 才（女性）
Ute Roeder	会社勤務 21 才（女性）
Marianne Schindelhauer	教育専門学校在学 20 才（女性）
Gero Bisane	ケルンスポーツ大学在学 20 才
Uirich Schuelke	エーリングゲン大学 20 才
Helmut Weiß	教育専門学校在学 20 才
Manfred Purucker	ローゼンハイム高校在学 18 才

[1956 年日独青少年交歓実行委員会（1956）来日のドイツ青少年団. 10. より作成]

ドイツ・スポーツユーゲントの会長であり派遣団の代表を務めたカール・ツィンマーマンは、「二十八年の日独青少年交歓協定に基いて二十九年、三十年と日本の代表者がドイツを訪問されたが、こんどは私たちがお招きにあずかり待望の日本訪問が実現した。民族の復興は何よりも青少年運動の健康な発展にある。私たちは日本の各地で青少年たちと親しく語り合い両国の青少年運動発展に役立つものを見つきたい」⁴⁷⁾ と語り、一ヶ月に亘る第三回日独青少年交歓事業が開始されることとなった。

第三回日独青少年交歓事業の実行委員会は、来日したスポーツユーゲントのメンバーとその活動を理解した上で、各都市における交歓活動が実施されるように、西ドイツ派遣団の紹介と、ドイツ・スポーツユーゲントの活動が記された「来日のドイツ青少年団」という冊子を作成した。

この冊子では、ドイツ・スポーツユーゲントは、西ドイツで最も盛んに活動が実施されている青少年団であり 240 万人が所属しており、西ドイツの 10 歳から 18

歳までの子どもたちの約3割が会員であると説明されている⁴⁸⁾。

さらに、ドイツ・スポーツユージュンの目的として、以下の項目が挙げられている⁴⁹⁾

- 「1. 会員を肉体的・精神的・道徳的に教育する目的を持つ。
2. オリンピックの理念（古代ギリシャの教育理念を汲んだ人間形成）を信奉する。
3. 高い肉体的精神的行為とスポーツ的友情を重視する道徳的価値に向い努力する。
4. 教育活動では、政治的、宗教的、人種的な偏見にとらわれず中立を守る。
5. 体操、スポーツ、遊戯等によって団体精神を養い、国際理解を深める。
6. 活動の基本は、スポーツ活動と共同生活の形成である。」

また、ドイツ・スポーツユージュンは、通常の活動として週に三日間ほど、陸上競技、サッカー、水泳、体操などのスポーツ活動を実施し、この他にも音楽や国際交歓など、様々な活動を展開した。ドイツ・スポーツユージュンの来日を報じた新聞記事（1956年7月27日付）では、活動内容について以下のように説明されている⁵⁰⁾。

「彼ら（ドイツ・スポーツユージュントー引用者注）の仕事はスポーツだけではない。音楽会、旅行、国際交歓会、戦災孤児の世話、ソ連占領地からの追放、逃亡青少年の救済もする。こうした社会事業を通して、よい市民になろうと真剣な努力を続けているのである。」

さらに、実行委員会が作成した冊子では、西ドイツにおける青少年問題に対する財政面での充実した支援について、以下のように記されている⁵¹⁾。

「西ドイツでは国や地方自治体が青少年問題について責任をとっています。従って青少年活動について多額の補助金や助成金を出しています。政府の分だけで毎年度27億円、地方自治体は1州当たり5億円から3億円です。市では人口300万のハンブルグ市だけで2,700万円出しています。さらに、宗教団体、社会福祉団

体、教育団体、財界、労働界も援助しています。」

以上のように、ドイツ・スポーツユーゲントの来日を契機として、日本国内では、ドイツ・スポーツユーゲントの組織概要や具体的な活動内容、西ドイツが実施していた青少年の育成策などが紹介された。

第3項 第三回日独青少年交歓事業の活動実態

来日したドイツ・スポーツユーゲントの代表者たちは、東京都(7月26日～27日)、福島県福島市・会津若松市(7月28日～30日)、新潟県新発田市・新潟市(7月30日～31日)、滋賀県長浜市・大津市(8月1日～3日)、大阪府高槻市・大阪市(8月4日～6日)、兵庫県神戸市(8月6日～8日)、広島県広島市(8月8日～9日)、福岡県八幡市(8月9日～11日)、福岡県福岡市(8月11日～12日)、熊本県熊本市(8月13日～15日)、徳島県高松市・徳島市(8月16日)、三重県上野市(8月17日～18日)、愛知県名古屋市(8月18日～19日)、愛知県豊田市(8月19日～20日)、神奈川県横浜市(8月21日)と、全国を巡りながら各都市の青少年たちと交歓活動を行った⁵²⁾。

<第三回日独青少年交歓事業の主な行程>⁵³⁾

- 7/24 夜：23時50分に西ドイツからの派遣団が羽田空港に到着
- 7/25 午後：実行委員会会長招宴の開催 記者会見 関係機関の挨拶
夜：東京都内の散策
- 7/26 午前：NHK放送のテレビ出演
午後：NHK招宴の開催 都内見学 中央交歓大会の開催
夜：歓迎交歓式典の開催 キャンプファイヤーの実施
- 7/27 午前：交歓事業の実施
午後：東京都の歓迎招待宴・交歓会の開催
午後11時45分に上野駅から福島駅へ移動
- 7/28 午前：7時30分に福島駅到着 駅頭歓迎交歓 市内の視察
午後：歓迎パーティー・交歓大会・県知事招宴の開催
夜：講演会及び映画鑑賞会の開催 民家分宿

- 7/29 午前：会津若松市へ移動
 午後：苗代湖畔迎賓会にて交歓会昼食 14時に会津若松市に到着
 歓迎式及び交歓座談会の開催 競技大会の見学 市内の見学
 夜：歓迎パーティーの開催
- 7/30 午前：新発田市へ移動
 午後：12時20分に新発田市に到着 交歓キャンプ・講演会の開催
 夜：市民歓迎会の開催（盆踊り大会）
- 7/31 午前：市長庁舎訪問後に新潟市へ移動 新潟市内の見学
 午後：新潟県知事・市長招宴の開催 14時に米沢市へ移動
- 8/1 午前：3時に米沢駅に到着 8時に市役所訪問 市内見学
 午後：講演会・座談会の開催
 夜：市長招待の宴及び盆踊り大会の開催
- 8/2 午前：7時30分に大津市へ移動（9時30分に到着） 市役所を訪問
 午後：県庁を訪問
 夜：講演会と映画の会及びレセプションの開催 比叡山に宿泊
- 8/3 午前：勤行に参加 京都市へ移動 10時に京都市庁に到着
 午後：市内観光
 夜：歓迎交歓会の開催 記念講演と映画の上映 高槻市に宿泊
- 8/4 午前：朝のレクリエーション開催 高槻市内の見学
 午前10時に奈良市へ移動
 午後：奈良市庁訪問 奈良市内の見学 大阪市の生駒キャンプ場へ移動
 夜：キャンプファイヤーの開催
- 8/5 午前：軽スポーツ交歓 座談会の開催 生駒山散策
 午後：大阪府知事訪問 対談放送（大阪中央放送局） 市内の視察
 夜：市長招宴交歓会の開催
- 8/6 午前：大阪市内視察
 午後：大阪市内視察 市長訪問 16時30分に神戸市へ移動（17時到着）
 夜：日独青少年合同野営の開催
- 8/7 午前：交歓のつどい開催
 午後：市内観光

- 夜：交歓の夕の開催
- 8/8 午前：広島市へ移動
午後：14時に広島駅到着 市内見学 市長招待宴の開催
夜：青少年交歓会の開催
- 8/9 午前：宮島見学
午後：広島市戦災児育成所を訪問 13時に下関市へ移動
夜：18時に門司市到着 門司市内の見学 21時に八幡市に到着
- 8/10 午前：八幡市内の見学
午後：九州交歓大会の開催
夜：歓迎夕食会・懇談会の開催 キャンプ大会に参加
- 8/11 午前：福岡市へ移動 12時に博多駅到着
午後：市内見学 市中行進・交歓大会の開催
夜：市長主催のレセプション及び懇談会の開催
- 8/12 午前：太宰府見学
午後：県下高校キャンプ会へ参加 平原野営訓練所に宿泊
- 8/13 午前：熊本市へ移動
午後：13時30分に熊本駅到着 市内の見学
夜：懇談会・交歓会の開催
- 8/14 午前：阿蘇山へ登山
午後：交歓キャンプ大会及びレクリエーションの開催
夜：キャンプファイヤーの実施
- 8/15 午前：別府市へ移動
午後：13時に別府駅到着 市内見学 17時にフェリーで高松市へ移動
- 8/16 午前：5時に高松市到着 9時30分に徳島市に到着
市民歓迎・市中行進・青少年交歓会を実施
午後：鳴門観潮
夜：歓迎パーティーの開催 市内観光
22時に小松島へ移動 フェリーにて大阪へ移動
- 8/17 午前：6時30分に大阪到着 伊賀上野へ移動（9時30分に到着）
街頭交歓の開催 市内の見学

午後：青少年交歓の集いの開催

夜：招待宴・懇談会の開催 盆踊り・キャンプファイヤーの実施
農家へ分宿。

8/18 午前：農村視察（4Hクラブとの交歓）。

9時45分に名古屋へ移動（11時15分に到着） 歓迎行事
市役所を訪問。

午後：市内見学・懇談会・交歓会の開催

夜：鶺鴒の見学

8/19 午前：市内の見学 豊橋市へ移動

午後：15時に豊橋駅に到着 市中行進・青少年交歓会・懇談会の開催

夜：市民歓迎

8/20 午前：豊橋市内の見学

午後：講演会・スポーツ・レクリエーション交歓の開催

夜：懇談会の開催 横浜市へ移動

8/21 午前：5時30分に横浜駅に到着

午後：青少年交歓の開催 市内の見学

夜：市長招待宴の開催

各都市での交歓活動は、「歓迎と親善の意を表して、日本の自然、社会、文化、教育等の実情を学べるように体験型の活動を通じて交流を図る」⁵⁴⁾ という第三回日独青少年交歓事業の目的に基づいて、モデル事業（歓迎交歓、生活の体験、スポーツ交歓、見学・観光、自然生活、講演・研究・懇談会、作業）の中から各都市の実情に応じて実施され、事業に係る経費は各都市の分担金と国庫補助金等が充てられた。

最初の交歓活動として、7月26日から27日にかけて東京都で開催された中央交歓会では、全国から集められた約一千名⁵⁵⁾の青少年たちが、ドイツ・スポーツユースセンターの青少年とともに、会場である明治神宮外苑競技場でのキャンプ生活やスポーツ・レクリエーション活動などを通じて交流が図られた⁵⁶⁾。

また、8月16日に開催された徳島交歓では、徳島駅前での市民歓迎会から始まり、市内の行進、四国四県の青少年代表者たちとの交歓会、歓迎パーティー等が実

施された⁵⁷⁾。このことを「“日独の友”きたる 市民会館で青少年交歓会」(1956年8月16日付)と題して報じた記事では、市民歓迎会の様子が以下のように記されている⁵⁸⁾。

「朝午前八時半、照りつける真夏の太陽のもと日独両国旗がひるがえる徳島駅前広場市民歓迎場にはガールスカウト、ボーイスカウトをはじめ県下の青少年代表約百名が歓迎アーチを中心に二列に整列、西独代表団を待ち受けた。やがて午前九時、城西中学のブラスバンドに迎えられて一行十二名は団長カール・チンマーマン(カール・ツィンマーマン—引用者注)教授を先頭に紺の上衣にグレーのズボンと紺のスカートのユニフォームを着た長身の団員たちが宿舎観光ホテルから入場、わき起る拍手のアラシ、歓迎の煙火に全員ニッコリ笑って答礼しながら歓迎式に臨んだ。大会宣言について原知事が力のこもったドイツ語で歓迎のあいさつを述べたあと一行を代表してチンマーマン団長から『自動車また自動車の旅で疲れはしたが、美しい美景を左右に見ながらの旅は全く素晴らしいものだった。徳島に入ってから自然美に囲まれた街の美しさに魅せられ全く楽しい気持だ。われわれが日本を訪れたのは日本とドイツが深い友情で結ばれた親善の国だからで、こんごとも両国青少年団を通じてお互いに平和のためにつくしましょう』と親しみと確信に満ちた口調で歓迎に応えた。」

このように、各都市を巡回しながら実施された交歓活動では、訪日したドイツ・スポーツユーゲントの代表団は、盛大に歓迎され各都市が準備したプログラムに従って、日本国内の青少年たちと交流を図った。

さらに、第三回日独青少年交歓事業では、交歓活動以外にもドイツ・スポーツユーゲントの活動や西ドイツにおける青少年の育成に関する方策を、我が国で紹介することを目的として、NHKへのテレビ出演やドイツ・スポーツユーゲントの指導者による講演会の開催、ドイツ・スポーツユーゲントの代表団が持参した映像の上映会なども実施された⁵⁹⁾。

小括

本章では、日独青少年交歓事業に着目して日本の代表団が西ドイツを訪れて

1954（昭和 29）年及び 1955（昭和 30）年に開催された第一回と第二回の日独青少年交歓事業、1956 年（昭和 31）年に西ドイツの代表団が日本を訪れて開催された第三回日独青少年交歓事業について、開催経緯や活動の実態から事業の詳細について論じた。

日独青少年交歓事業は、日本国内で活動を展開していた健民少年団が活動の発展を目指す中で発案した事業であり、健民少年団の活動に尽力していた大島鎌吉が 1953（昭和 28）年 8 月に訪独した際に、西ドイツの担当者と交渉を行い、許可を得たことで、第一回目の日独青少年交歓事業が開催されることとなった。

第一回日独青少年交歓事業は、健民少年団の代表者 12 名で構成された派遣団が 1954（昭和 29）年 8 月 7 日に日本を発って訪独し、一ヶ月に亘り西ドイツの各都市を巡りながら、青少年団体やその指導者たちとの交流、行政機関や青少年関連施設の視察などを実施した。

訪独した日本のメンバーは、西ドイツにおける青少年の育成方策やドイツ・スポーツユーゲントの活動を見聞したことで、健民少年団とドイツ・スポーツユーゲントの活動意義や組織規模の違いを認識し、始動されたばかりの健民少年団の活動を発展させたいという機運が醸成された。

第二回日独青少年交歓事業は、当初、我が国に西ドイツの代表団を迎えて開催する計画で準備が進められていたが、事業の開催を予定していた時期にドイツ青少年大会が開催されることとなり、西ドイツの代表団が来日することが不可能となった。そこで西ドイツ側の提案で、ドイツ青少年大会に日本の代表団が来賓として招待されることとなり、坂上安太郎を団長として七名で構成された西ドイツ青少年問題視察団が派遣されることとなった。

視察団一行は、1955（昭和 30）年 8 月 3 日に日本を出発して、約一ヶ月に亘って西ドイツに滞在して各都市を巡った。この中で、ロイトリンゲンで開催されたドイツ青少年大会に参加して、西ドイツにおける青少年運動の実態を視察した。また、訪問した都市の行政機関を訪れて、各都市が実施する青少年育成事業等、青少年に関連する施策の把握に努めた。

また、第二回日独青少年交歓事業終了後には、全国都市体育研究協議会が『立ち上るドイツ青少年』を出版し、同書を通じてドイツ・スポーツユーゲントをはじめとした西ドイツにおける青少年活動が我が国に紹介された。

三度目となる日独青少年交歓事業は、初めて日本で開催されることとなり、我が国では政府及び全国の各都市が一体となって受入れの準備が進められた。そして、ドイツ・スポーツユーゲントの来日を契機として、日本国内では、ドイツ・スポーツユーゲントの組織概要や具体的な活動内容、西ドイツが実施していた青少年の育成策などが紹介された。

1956(昭和31)年7月24日から約一ヶ月、西ドイツからドイツ・スポーツユーゲントの代表者12名が来日して、日本の各都市を巡りながら交歓活動を展開して、日独両国の青少年と指導者たちは、互いに交流を図った。また、ドイツ・スポーツユーゲントの指導者による講演会の開催や、新聞やテレビといったメディアが交歓事業を報じたことによって、国内においてドイツ・スポーツユーゲントの活動が広く紹介された。

以上のように、日独青少年交歓事業を開催したことで、ドイツ・スポーツユーゲンや西ドイツにおける青少年育成に関する施策が日本に紹介されるとともに、我が国の青少年育成の発展にも寄与したと考えられる。

<注記及び引用・参考文献>

- 1) 全国都市体育研究協議会（1956）立ち上がるドイツ青少年．万有出版：東京．164.
- 2) 毎日新聞（1953）7月18日付5面．
- 3) 全国都市体育研究協議会（1956）前掲書．164.
- 4) 伴義孝（2013）大島鎌吉というスポーツ思想：脱近代化の身体文化論．関西大学出版部：大阪．309-313.
- 5) 1956年日独青少年交歓実行委員会（1956）1956年日独青少年交歓実施要綱．6.
- 6) 守田道隆（1954）少年渡り鳥の旅：西ドイツの青少年運動．洋々社：東京．5-6.
- 7) この問題については、第19回国会衆議院外務委員会（1954年5月22日開催）において、並木芳雄委員が岡崎勝男国務大臣に対して、外貨の割当について要望を求めている。岡崎外務大臣は健民少年団が訪独して、国外の青少年と交流を図ることには理解を示しながらも、現状としては日本国民の生活を安定させることが急務であるだけに、一、二年間は我慢してほしいと回答している。（第19回国会衆議

院外務委員会議録第五十四号（1954）昭和 29 年 5 月 22 日：8-9.)

- 8) 守田道隆（1954）前掲書.
- 9) 第一回日独青少年交歓事業の行程については、守田道隆（1954）少年渡り鳥の旅：西ドイツの青少年運動. 洋々社：東京. 5-6. 及び全国都市体育研究協議会（1956）立ち上がるドイツ青少年. 万有出版：東京. 164-168. に基づき作成した。
- 10) 守田道隆（1954）前掲書. 84-86.
- 11) 同上書. 51-55.
- 12) 同上書. 61-62.
- 13) 同上書. 96-98.
- 14) 毎日新聞夕刊（1954）9 月 4 日付 3 面.
- 15) この座談会には、日本の派遣団として訪独した 12 名と、文部省社会教育局体育課長であった西田泰介が出席している。なお、座談会の記録は、雑誌『中学時代』に掲載されている。（執筆者不詳（1954）〔特別座談会〕僕らの見てきた西ドイツ. 中学時代. 6（8）：56-63.）
- 16) 執筆者不詳（1954）〔特別座談会〕僕らの見てきた西ドイツ. 中学時代. 6（8）：57.
- 17) 同上書. 60.
- 18) 全国都市体育研究協議会（1956）前掲書. 167.
- 19) 執筆者不詳（1954）前掲書. 61-62.
- 20) 同上書. 62.
- 21) 同上書. 63.
- 22) 1956 年日独青少年交歓実行委員会（1956）前掲書. 6.
- 23) 大島鎌吉（1954）西ドイツの少年スポーツ. 体育の科学. 4（11・12）：431.
- 24) 大島鎌吉（1954）同上書. 432-433.
- 25) 大島鎌吉（1954）同上書. 433-434.
- 26) 1956 年日独青少年交歓実行委員会（1956）前掲書. 7-8.
- 27) 史料には「明一九五四年」と記されているが、招待状の内容から「明一九五四年」を誤って「明一九五五年」と記載したと推測される。
- 28) 毎日新聞（1955）3 月 15 日付 2 面.
- 29) 1956 年日独青少年交歓実行委員会（1956）前掲書. 6.

- 30) 同上書. 8.
- 31) 全国都市体育研究協議会 (1956) 前掲書. 318.
- 32) 同上書. 169-182.
- 33) 第二回日独青少年交歓事業の行程については、全国都市体育研究協議会 (1956) 立ち上がるドイツ青少年. 万有出版: 東京. 169-182. に掲載されている「西ドイツ青少年問題視察団日記」に基づいて作成した。
- 34) 全国都市体育研究協議会 (1956) 前掲書. 170.
- 35) 同上書. 170.
- 36) 1956 年日独青少年交歓実行委員会 (1956) 前掲書. 6.
- 37) 全国都市体育研究協議会 (1956) 前掲書. 373-376.
- 38) 同上書. 6.
- 39) 一九五六年日独青少年交歓準備会 (1956) 一九五六年 日独青少年交歓実施計画(案). 35.
- 40) 同上書. 36.
- 41) 1956 年日独青少年交歓実行委員会 (1956) 前掲書. 9.
- 42) 実施計画の原案では、交歓を希望する都市は申込様式を準備委員会に申込みこととなっており、決定した際には、十日以内に、分担金 (一都市あたり三万から十万円) を納入することとなっている。さらに、交歓都市は、全国を地域的に配慮して、準備委員会の常任委員会で決定すると示されている。
- 43) 1956 年日独青少年交歓実行委員会は、会長 1 名、副会長 1 名、顧問 9 名、監事 2 名、常任委員 11 名、参与 66 名、委員 48 名から構成された。(1956 年日独青少年交歓実行委員会 (1956) 1956 年日独青少年交歓実施要綱. 11-12.)
- 44) 1956 年日独青少年交歓実行委員会 (1956) 一九五六年日独青少年交歓実行委員会の御案内.
- 45) 毎日新聞 (1956) 7 月 5 日付 7 面.
- 46) 毎日新聞 (1956) 7 月 22 日付 3 面.
- 47) 毎日新聞 (1956) 7 月 25 日付 7 面.
- 48) 1956 年日独青少年交歓実行委員会 (1956) 来日のドイツ青少年団. 7.
- 49) 同上書. 7-8.
- 50) 毎日新聞 (1956) 7 月 27 日付 1 面.

- 51) 1956 年日独青少年交歓実行委員会 (1956) 来日のドイツ青少年団. 9.
- 52) 1956 年日独青少年交歓実行委員会 (1956) 1956 年日独青少年交歓実施要綱. 15-16.
- 53) 第三回日独青少年交歓事業の行程については、1956 年日独青少年交歓実行委員会 (1956) 1956 年日独青少年交歓実施要綱. 15-38. に基づいて作成した。
- 54) 1956 年日独青少年交歓実行委員会 (1956) 1956 年日独青少年交歓実施要綱. 13.
- 55) 全国各地から参加した青少年の内訳としては、都道府県青少年代表 300 名、全国都市青少年代表 200 名、青少年団体代表 500 名であり、特に学生ワンダーフォーゲル連盟から協力を得ていた。また参加要項として、5 名以上の男女で申し込み、団員 10 名につき 1 名の指導者をつけることされていた。
- 56) 1956 年日独青少年交歓実行委員会 (1956) 一九五六年日独青少年交歓中央大会実施要項. 17.
- 57) 1956 年日独青少年交歓実行委員会 (1956) 1956 年日独青少年交歓実施要綱. 34.
- 58) 徳島新聞 (1956) 8 月 16 日付 3 面.
- 59) 1956 年日独青少年交歓実行委員会 (1956) 1956 年日独青少年交歓実施要綱. 15-38.

第4章

オリンピック招致活動を通じた日本スポーツ少年団設立構想の浮上（1956～1959）

日本スポーツ少年団の設立へと繋がる活動は、西ドイツにおけるドイツ・スポーツユースの設立を起点として、健民少年団の設立、日独青少年交歓事業の開催と 1950年代初頭から展開されてきた。それでは、これらの 1950年代初頭から実施されてきた活動は、如何にしてオリンピック青少年運動という国策の中で展開されるようになったのだろうか。

そこで本章では、日本スポーツ少年団の設立へ向けた活動が、オリンピック青少年運動の中で展開されるきっかけとなった、第 18 回オリンピック大会開催を巡る本国の招致活動に着目する。具体的には、招致活動の最終段階において招致活動を支援するために設立されたオリンピック青年協議会とオリンピック・メダリスト・クラブという二つの組織の活動を通じて、日本スポーツ少年団の設立の原点といえる構想案が出された経緯について検討する。

第1節 第18回オリンピック大会の東京開催に向けた招致活動の展開

第1項 オリンピック招致活動の始動と第54次IOC総会の東京開催の決定

1955（昭和 30）年 6 月 10 日に開催された東京都議会において、第 18 回オリンピック大会の東京招致の決議案が可決されたことで、オリンピック東京大会の招致活動は開始された。我が国にとって招致活動を展開していく上でのポイントは、1958（昭和 33）年に我が国での開催を予定していた第三回アジア競技大会の運営を成功させることと、第 54 次 IOC 総会の日本開催を実現することであった¹⁾。

招致活動の最初の活動として、第 54 次 IOC 総会の日本開催を目指し、第 54 次 IOC 総会の開催都市への立候補を表明していたデンマークのコペンハーゲン、パキスタンのチカラに対して、開催都市からの辞退を依頼した。この時の状況が、東京都の報告書には以下のように記されている²⁾。

「すなわち 1956 年（昭 31）2 月、都議会招致実行委員長、出口林次郎氏が、日本アマチュアレスリング選手団の団長としてイランに遠征する際にチカラに立寄り、辞退の懇願をし、さらに同年 8 月、同氏が西独ケルン大学の招へい教授として渡独した際にも、

足をのぼしてコペンハーゲンに赴き、同様の懇請をした結果、何れも快く辞退してくれた。」

このように、コペンハーゲンとチカラに開催都市からの辞退を要請するとともに、日本国内では第 23 回世界卓球選手権大会や日独親善ハンドボール大会といった国際規模の大会を開催して、スポーツ活動に対する本国の理解と国際的な大会を運営する能力を示した。

こうした日本陣営の努力の結果、1956（昭和 31）年 11 月 22 日、メルボルンで開催された第 52 次 IOC 総会の最終日に、1958（昭和 33）年の第 54 次 IOC 総会を東京で開催することが決定した。

IOC 総会の東京開催が決定したことについて、決定の直前までメルボルンで活動を行なった東京都知事の安井誠一郎は、「実際は八都市が立候補していた。とくにロンドン、ミュンヘンが強敵で心配していたが、色々と努力しているうちに投票にかけても大丈夫という見通しがついた。高石、東両 IOC 委員の並々ならぬ努力があったからで感謝にたえない。」³⁾と述べている。

また、副知事として安井を支えた佐藤基は、IOC 総会の東京開催が決定してオリンピックの招致活動が前進したことについて、「昨年末ブランデー IOC 委員長、ケント・ヒューズ・メルボルン大会組織委員長を招いて総会招待のために努力してきたたまものだと思う。オリンピックの東京開催は一九六四年のチャンスしかないが五八年の総会でオリンピックに対する東京の関心と、同年開かれるアジア競技大会を各国の委員にみてもらい、六四年大会をぜひ東京に招きたい。とにかくオリンピック東京招致のため一歩を進めたわけで今後東京はもちろん全国をあげて努力してゆきたい。」³⁾と述べている。

以上のように、東京都議会での可決を受けて、第 18 回オリンピック大会を東京で開催するために招致活動が開始された。そして、そのための第一段階として、第 18 回オリンピック大会の開催都市が決定する前年に、各国の IOC 委員を招いて、東京で第 54 次 IOC 総会を開催することが決定した。

第 2 項 オリンピック招致活動における日本政府の関与と活動体制の構築

招致活動は東京都がオリンピックの開催都市に名乗りを挙げたことで開始されたが、初期の招致活動は東京都と日本体育協会によって進められ、政府は積極的に関与しな

った⁴⁾。

しかし、第 54 次 IOC 総会の東京開催が決定した頃から、次第に国家として招致活動に取り組むべきだという考えが高まっていった。これを受けて内閣総理大臣の諮問機関として設置されていたスポーツ振興審議会が、1957（昭和 32）年 6 月 14 日に以下のよ
うな答申を出した⁵⁾。

「オリンピック大会を招致することは、わが国のスポーツ振興のためきわめて有効であるばかりでなく、国際理解と国際親善を深めるとともに、特にわが国の実情を全世界の人々に正しく認識させるための絶好の機会ともなることはいうまでもない。今やオリンピック大会をわが国に招致することは、国民をあげての宿願であるばかりでなく、アジア各国の大きな熱望でもあるから、国としても積極的に招致運動の推進を助成する必要があるものと考えられる。このような見地から、国は新たにオリンピック招致に必要な国内体制の整備のための機関として、すみやかに『東京オリンピック招致対策委員会』（仮称）を設置すべきである。」

これに基づき、政府が主導となって招致対策懇談会が実施され、1958（昭和 33）年 1 月 22 日に内閣総理大臣を会長とする東京オリンピック準備委員会が結成された。準備委員会のメンバーは、これまで招致活動を牽引してきた日本体育協会や東京都だけでなく、政府機関や財界、報道機関などからも選出された。準備委員会の結成は「四月に初総会ひらく 東京五輪準備委が発足」（1958 年 1 月 23 日付）⁶⁾と題して、以下のように報じられた。

「昭和三十九年に予定されている第十八回オリンピックを東京に招致する東京オリンピック設立準備会の設立総会は二十二日午後二時から総理官邸で開かれ、岸首相、松永文相、愛知官房長官ほか約六十人が出席、前日候補にあげられた百十二人の準備委員と準備委員会の規約を正式に決定した。さらに会長に岸首相、副会長に松永文相、安井都知事、足立日商会長、東体協会長（IOC 委員）、監事に藤原総理府総務副長官、佐藤副都知事、桜田日清紡社長を選任した。また事務の実際を取扱うため川崎秀二氏、田畑 NOC 総務主事ら国会、体協、政府、東京都、財界など各界代表三十九人を決定。四月に初総会を開くこととなった。」

そして、準備委員会の会長に就任した岸信介は、設立総会において「会長の指名を受けた以上責任をもって職務を遂行したい。伝統あるオリンピック大会を東京に招致することは国民全体、とくに青少年にはよりよい刺激になるものと思う。日本も日増しに国際的地位が高まっている折柄、スポーツを通じて世界の平和に尽くしたい。」⁷⁾と挨拶して、オリンピック大会を招致することの意義を強調した。

さらに、オリンピック準備委員会の結成から三ヶ月が経過しようとしていた4月中旬、国会においても、第18回オリンピック大会の招致活動を積極的に推進し、そのための体制を整備していくことが決議された(表4-1)。

このように、東京での第54次IOC総会が開催される直前に、国を挙げてのオリンピック大会の招致体制が構築された。

表4-1. 第18回国際オリンピック大会東京招致に関する決議

◆衆議院(4月15日)

衆議院は、来る1964年の第18回国際オリンピック大会を東京に招致するために、その促進運動を強力に推進し、もってその準備態勢を整備すべきものと認める。

◆参議院(4月16日)

参議院は、来る1964年の第18回国際オリンピック大会を東京都に招致するためその促進運動を強力に推進しもってその準備態勢を整備すべきものと認める。

[文部省体育局編(1965)オリンピック東京大会と政府機関等の協力. 11. より作成]

第3項 第54次IOC総会と第三回アジア競技大会の日本開催を契機とした招致活動の進展と第18回オリンピック東京大会開催の決定

1958(昭和33)年5月14日、アジアで初めてとなるIOC総会の開会式がNHKホールで開催された。この開会式は、世界25ヶ国のIOC委員30名をはじめ、総勢600名もの関係者が集い、天皇陛下の開会宣言によって開幕した⁸⁾。

IOC委員たちによる具体的な審議は帝国ホテルに会場を移し、5月16日まで行われ、1960(昭和35)年に開催予定のローマ大会(夏季)とスコーバレー大会(冬季)に関する事項やオリンピックのマーク・標語・歌の商業的利用の乱用防止等について協議がなされた。

第54次IOC総会を契機に、第18回オリンピック大会の招致活動を前進させたいと考

えていた我が国の関係者たちは、開会式が実施される前々日の5月12日、IOC会長であったアベリー・ブランデージ (Avery Brundage) や IOC 役員を連れて、東京都内のスポーツ施設を視察している。

この時の様子が「最高級とほめる IOC 役員 施設を初視察」(1958年5月12日付)と題した新聞記事に、以下のように記されている⁹⁾。

「十四日から東京で開かれる IOC (国際オリンピック委員会) 総会に出席のため来日中のブランデージ IOC 会長 (米国)、マッサール同副会長 (フランス)、エケルンド (スウェーデン)、ストイチェフ (ブルガリア) 同委員の四氏は十二日午前十時から東京明治神宮外苑の国立競技場などスポーツ施設を初視察した。IOC の有力メンバーの『初診断』は日本のオリンピック招致可否の大きなカギとなるだけに、案内役の東京都、体協、文部省などが総がかりでよい印象を残そうと馬力をかけていた。一行は国立競技場から東京都立屋内プール、東京体育館、小石川の都立サッカー場を三時間ほどでぐるり一周した。この診断では『世界のスポーツ施設のなかでもまず最高級』というおホメの言葉を頂いた…」

上記の記事からも明らかなように、招致活動を進めていた本国の関係者たちは、オリンピックという国際規模の大会を開催するための準備が整っていることを IOC 委員たちにアピールした。

そして5月13日には、東京都知事の安井誠一郎が IOC 理事たちのもとを訪れて、正式に東京招致の意思を表明した。新聞の報道によると、この時の様子は以下の通りである¹⁰⁾。

「一九六四年の第十八回オリンピック大会を招致しようという東京都では十三日帝国ホテルで開かれている IOC 第五十四回会議理事会のメンバーに東京招致の意思を正式に表明した。理事会は同午前九時半から帝国ホテル新館六階のブランデージ会長の私室で“非公開”で行われた。午後一時安井都知事は上条都議会議長、菊池招致実行委員長をともなって帝国ホテルを訪れ、理事会の昼食の部屋である南亀の間でブランデージ会長 (米)、マッサール (フランス)、エクゼター (英) 両副会長、エケルンド (スウェーデン)、ストイチェフ (ブルガリア) の五人の理事に会見した。」

安井は、東京での開催を望む招待状と IOC から開催希望国に出されていた質問に対する回答書を持参し、ブランデー IOC 会長に提出した。そして、IOC 委員たちに、「正式の回答はことし十二月一日の期限までにお送りするが、よい機会なのでこの際第十八回オリンピックを東京に招致する。東京都をはじめ国をあげてオリンピックを開きたいと熱望していることを考慮されたい」¹¹⁾ と挨拶した。

また、招待状と回答書を受け取ったブランデー IOC 会長は、「IOC を代表して東京の招待状をいただく。東京は施設も十分よいし国民のオリンピック運動に対する熱意もすばらしく、オリンピック開催の資格が十分あると認められる。東京の招待は IOC で十分考慮されると思う」¹²⁾ と述べた。

ブランデー IOC 会長をはじめ、IOC の理事たちに好印象を与えた日本は、東京への招致活動をさらに進めるために、第 54 次 IOC 総会が終了した直後の 5 月 24 日に開幕した第三回アジア競技大会に、IOC 総会に出席していた IOC 委員たちを招待した。

同大会には、20 ヶ国から選手 1,700 名が参加して、九日間に亘り 17 種目が実施され、20 の競技会場に約 70 万人の観客がつめかけた¹²⁾。同大会は、我が国が初めて開催した大規模な国際総合競技大会であったが、一部の競技における運営や、観客の受入れで発生した問題を除いては、大会は順調に運営され、オリンピック大会の招致という点においても、大会は成功裡に終えた。

大会の事務総長を務めた田畑政治は、閉会式終了後の記者会見で、「事務的な手落ちはあったが、大会は成功であり、日本はオリンピックを組織しうる力が十分あることを立証した」¹³⁾ と述べ、本国にオリンピック大会を運営する能力が備わっていることをアピールした。

さらに、第 54 次 IOC 総会と第三回アジア競技大会に出席したブランデー IOC 会長は、「IOC 総会はもとより、9 日間の大会（第三回アジア競技大会—引用者注）で日本は優れた大会運営能力を示した。私は、日本がオリンピックのような大きな国際競技大会を十分開催し得ることを確信している。競技の面でも、日本はオリンピック国家群の中でトップグループに突入したことも証明した」¹⁴⁾ と述べた。

このように、第 54 次 IOC 総会と第三回アジア競技大会の開催が評価されたことによって、オリンピック東京大会開催の招致活動は大きく前進した。

その後の招致活動は、国外に対しては、日本体育協会と東京都の代表者が手分けして、世界各国を巡ってオリンピック関係者に招致工作を行ない、国内では東京オリンピック

準備委員会が中心となって、IOC 本部からの質問事項に対する回答書の作成が重点的に行なわれた。

11 月 11 日に首相官邸で開催された東京オリンピック準備委員会の三回目の会合では、「オリンピック大会開催希望都市に対する質問への回答書」が満場一致で可決され、オリンピック東京大会の最終構想が決定した¹⁵⁾。そして、ここで決定された回答書が IOC 本部に提出された。

12 月 1 日の締切日までに第 18 回オリンピック大会の開催地に立候補した都市は、東京、ウィーン（オーストリア）、デトロイト（アメリカ）、ブリュッセル（ベルギー）の四都市であった。

12 月 5 日の毎日新聞には、オリンピック大会の東京招致について、IOC 委員の高石真五郎と東竜太郎にインタビューした内容が記事として掲載され、この中で、当時の東京の招致の状況が以下のように記された¹⁶⁾。

「…去る五月のアジア大会と初めてアジアで開かれた IOC 会議がきわめて効果的であったとの印象は自他ともに認めているが、ミュンヘン会議を半年後にひかえたいま“アジアで初めての大会”という有利なキャッチ・フレーズを考慮に入れても、強敵を前にして“東京開催”は手放しで楽観してもらえないようだ。高石 IOC 委員のいうとおり、ことを成就させる原動力は日本国民の熱意以外にはない。…」

ミュンヘンでの IOC 総会の開催を一ヶ月後に控えた 1959（昭和 34）4 月 24 日に実施された東京都知事選挙によって、IOC 委員であり日本体育協会会長でもあった東竜太郎が新たに東京都知事に就任した。

5 月 18 日に開催された臨時都議会の冒頭、東は挨拶を行ない、「…なお二十三日からミュンヘンで開かれる IOC 総会に出席するため、私は二十日出発する。オリンピック招致は長い間の都の念願であり、都議会でも招致を決議しているので、こんどの総会で一九六四年のオリンピックの東京招致のため最善の努力を傾けたい¹⁷⁾」と招致活動への決意を述べた。さらに、議会終了後に開催された全員協議会では、再度、オリンピック大会の招致が決議された。

そして、5 月 23 日に開会した第 55 次 IOC 総会に、竹田恒徳 JOC 委員長を団長とする招致使節団を派遣し、5 月 26 日に実施された第 18 回オリンピック大会の開催都市を決

める投票で、投票総数 58 票のうち 34 票を獲得して、対立候補の都市を退けて開催都市に東京が決定した¹⁸⁾。

第 2 節 日本体育協会理事の総辞職と招致活動の担い手としてのオリンピック青年協議会とオリンピック・メダリスト・クラブの発足

第 1 項 オリンピック後援会の不祥事による日本体育協会理事の総辞職

日本国民の念願であったオリンピック大会が、1964（昭和 39）年に本国で開催されることが決定した。この招致活動は順調に展開されたように思われるが、第 55 次 IOC 総会の開催を半年後に控えた 1958（昭和 33）年 12 月、招致活動を牽引してきた日本体育協会において、理事と監事が総辞職する事態が発生した¹⁹⁾。

招致活動が佳境に差し掛かった時期に、招致活動の実行部隊としての役割を担っていた日本体育協会の幹部が総辞職へと追い込まれた原因は、日本体育協会の財政機関として 1954（昭和 29）年 2 月に設立された、日本オリンピック後援会における多額の使途不明金の問題であった²⁰⁾。

この問題は、1958 年 7 月に開催された日本体育協会理事会で、オリンピック後援会が約四百万円の赤字を抱えているという報告に端を発し、その後、清算委員会を設けて不正事実の追求を行うと、約一千万円もの使途不明金が明らかになったというものであった²¹⁾。

さらに、この問題は国会でも追及され 10 月 17 日の衆議院文教委員会では、オリンピック後援会の常任理事の半数が日本体育協会の役員であり、後援会の設立に、日本体育協会会長の東と専務理事の田畑が尽力していることから、日本体育協会関係者の道義的責任が追及された²²⁾。

このように、オリンピック後援会の問題に対して日本体育協会が如何に道義的責任を果たすかということが注目されるようになり、日本体育協会内でも検討された結果、12 月 27 日に開催された緊急理事会で理事の総辞職が決定した。翌日の新聞では、緊急理事会の様子が以下のように報じられた²³⁾。

「日本オリンピック後援会の不祥事からんで日本体育協会理事の進退が注目されていたが、二十七日午後四時半からお茶の水岸体育館で開かれた緊急理事会で議決の結果、出席者全員の賛成で、さる二十五日の理事懇談会で決意したとおり理事二十二人の

総辞職を決定した。…（中略）…この日の出席者は田畑、東（俊）両専務理事を初め浅野、大庭、岡田、竹田、小山、保坂、栗本、近藤、久富、金田一、高島各理事、松沢監事の十四人。理事会は開会早々から沈んだ空気に包まれ、田畑専務理事が現在までの経過を説明、各理事の協議に入った。栗本氏が『先日の理事会で田畑、東（俊）専務理事と浅野、高島両理事の四人を直接の責任者と決めたが四人が抜けたあとの体協理事会では到底うまく運営できない。結局社会的に責任をとるにはこの際全理事がやめる方がよい』と発言、久富氏や地方代表の保坂理事らも『体協理事全員がそろってやめた方がすっきりする』と同調して全理事の意向は辞任に傾き、ついに総辞職に踏み切った。」

上記の記事にも記されているように、専務理事2名（東俊郎、田畑政治）、理事20名（東竜太郎、浅野均一、小川勝次、岡田正一、大庭哲夫、金田一丈夫、栗本義彦、近藤天、小山賢之助、竹田恒徳、竹腰重丸、八田一朗、久富達夫、藤山愛一郎、保坂周助、森勇、安井誠一郎、津島寿一、高石真五郎、高島文雄）の22名全員が辞職した。

日本体育協会理事の総辞職は、オリンピック大会の招致活動を展開する上で、懸案事項となったことは否めない。これに対して毎日新聞は、日本体育協会への要望を「東京五輪招致に善後措置を」（1958年12月26日付）と題して以下のように記した²⁴⁾。

「オリンピック後援会問題は体協幹部の道義的責任は免れないものとしてその動きが注目されていた。二十五日の体協理事懇談会に出席した理事の顔ぶれをみると、理事会の主導権をにぎっているとみられる人たちなので、総辞職のハラをきめたことによって大勢はきまるとみてよい。体協としては前例のない理事全員陳謝の姿をとることになったものである。しかし総辞職したあとの体協執行部をどうするか、オリンピック招致の重大な時期だけに緊急評議員会を招集し善後措置を講ずべきであろう。体協役員の改選期（三月）までほおっておくことは、東竜太郎会長が辞任して空席となっている後任会長とともに体協執行部の空白は許されない。体協の理事は評議員会で評議員、参与のうちから選出されることになっているので、一日も早く評議員会が召集されることが望まれる。」

日本体育協会の理事が総辞職して二週間が経過した1959（昭和34）年1月10日、日本体育協会の評議員会と理事会が開催され、同年3月までの暫定的な理事の選出が行わ

れた上で、会長代理と専務理事を竹田恒徳が兼任することが決定された²⁵⁾。

以上のように、オリンピック大会の招致活動が最終段階へと入った時期に、オリンピック後援会の金銭問題によって日本体育協会の幹部が総辞職したことは、招致活動を進める本国にとっては悪影響を及ぼした。しかしながら、この危機的状況こそが、スポーツ少年団の設立をオリンピック青少年運動という新しい枠組みの中で推し進めるきっかけを生み出すこととなる。

第2項 招致活動の新たな担い手としてのオリンピック青年協議会とオリンピック・メダリスト・クラブの発足

オリンピック大会の東京招致を中心となって進めていた日本体育協会が、オリンピック後援会の使途不明金問題で混乱し、招致活動が停滞しつつあった1958（昭和33）年12月、最終段階に入った招致活動を支援するために、オリンピック青年協議会とオリンピック・メダリスト・クラブが設立された。

オリンピック青年協議会はオリンピック東京大会の招致活動だけではなく、子どもたちの自己開発、社会体育文化の振興、国際親善による世界の子どもたちの交流等を実施した団体で²⁶⁾、初代の会長に就任した古橋広之進は結成式において、「一九六四年の東京オリンピック招致活動の一環として、我々若人の力を結集し、オリンピックの意義の徹底と招致に協力し、将来は日本はもちろん、世界の若人に呼びかけて文化運動の一環としての大きな運動を起したい」²⁷⁾と述べている。そして、同団体の理事長を務めた李代哲雄は著書²⁸⁾の中で、具体的な招致活動として東京都内の中高生に、「IOCのおじさんへ」と題して、東京でのオリンピック大会の開催を懇願する手紙を書いてもらい、二千枚程度を各国のIOC委員やオリンピック関係者に送付したと記している。

一方、オリンピック・メダリスト・クラブは、オリンピック大会に参加してメダルを獲得したメダリスト約60名で結成された組織であった。12月20日に開催された設立総会では、国内外に向けて招致活動を展開するという方針が定められるとともに、直近の活動として、各国のメダリストへ手紙を送付することが決定された²⁹⁾。同組織の役員構成（表4-2）からも明らかなように、会長には1928（昭和3）年のアムステルダム大会において陸上競技の三段跳びで、日本人初の金メダルを獲得した織田幹雄、副会長には同じくアムステルダム大会において、水泳競技の800mリレーで銀メダル、100m自由形で銅メダルを獲得した高石勝男、理事には陸上競技の大島鎌吉や西田修平、水泳の

北村久寿雄や小池礼三らが就任した。

このように、我が国は招致活動が最終局面を迎えた時期に、オリンピック青年協議会とオリンピック・メダリスト・クラブという新たな二つの組織を結成して、招致活動を展開した。そして、この二つの組織は、我が国の子どもたちや青少年、オリンピック大会のメダリストといった人材によって組織化され、ともに初期の活動として、東京でのオリンピック大会の開催を祈願する手紙を各国のオリンピック大会の関係者らに送付した。

表 4-2. オリンピック・メダリスト・クラブ役員名簿

役 職	氏 名	競 技 種 目
顧問	熊谷 一弥	テニス
顧問	柏尾 誠一郎	テニス
会長	織田 幹雄	陸上
副会長	高石 勝男	水泳
理事	大島 鎌吉	陸上
理事	西田 修平	陸上
理事	北村 久寿雄	水泳
理事	小池 礼三	水泳
理事	笹原 正三	レスリング
理事	近藤 天	体操
理事	上迫 忠夫	体操
理事	猪谷 千春	スキー
理事	小西 健一	ホッケー
理事	小林 定義	ホッケー

[毎日新聞 (1958) 12月21日付7面より作成]

第3節 オリンピック青年協議会とオリンピック・メダリスト・クラブの活動における日本スポーツ少年団設立構想の浮上

第1項 オリンピック青年協議会の招致活動における貢献と日本スポーツ少年団の設立へ向けた活動

オリンピック青年協議会の理事長を務めた空代哲雄によると、スポーツ界において競

技別の隔たりを越えた横の繋がりを構築することが、オリンピックの招致活動に好循環をもたらすという考えに基づいてオリンピック青年協議会は設立され、招致活動を展開する中で突発的に発生する課題への対応も期待されていた³⁰⁾。

オリンピック青年協議会の設立総会から一週間が経過した1958(昭和33)年12月27日、日本オリンピック後援会の不始末に対する道義的責任という理由から、日本体育協会の理事と監事が総辞職する事態が発生した³¹⁾。これによって、オリンピック東京大会の招致活動を牽引してきた日本体育協会は、舵取り役であった幹部を突如として失った。

オリンピック東京大会の招致活動の最終局面で劣勢を強いられる中、危機的状況をはねのけて、第18回オリンピック大会の開催地を東京へと導くことが出来た要因の一つが、オリンピック青年協議会の貢献であった。このことについては、第55次IOC総会にオリンピック招致使節団の一員として出席した大島謙吉が記した、「IOC会議の舞台裏」(1959年5月30日付)³²⁾と題した新聞記事からも確認することができる。

大島によると、オリンピック青年協議会が日本の子どもたちと協力して展開した、手紙によるアピールが各国のIOC委員やオリンピック関係者に高く評価され、東京でのオリンピック大会開催の決定につながったと記している。また、大島はスポーツ少年団の構想を記した論稿の中で、スポーツ少年団の指導者としてオリンピック青年協議会に期待を寄せていると述べた上で、同組織がスポーツ少年団の設立準備を進めていると記している³³⁾。

オリンピック青年協議会は、招致活動を子どもたちと協同になって展開したことで、東京都を中心とした子どもたちとの繋がりを構築するとともに、オリンピック東京大会に子どもたちを参画させる機会を創出したと考えられる。

オリンピック青年協議会が、子どもたちにオリンピックの意義や歴史を理解させるために発行した『少年少女のためのオリンピックの話』³⁴⁾の中では、日本にはスポーツによる子どもたちの組織が存在しないことが説明された上で、スポーツ少年団を結成することが呼び掛けられている。さらに同書では、西ドイツのスポーツユースが先進的な子どもたちのスポーツ組織として紹介され、その活動は、日本の子どもたちの見本であると述べられている。

このようにオリンピック青年協議会が、オリンピック東京大会の招致活動における危機的状況下で果たした役割は大きく、招致活動を通してオリンピック東京大会に子どもたちが関わる機会を創出した。さらに、招致活動を展開する傍ら、スポーツ少年団の設

立準備も進めていた。

第2項 オリンピック・メダリスト・クラブによる岸信介首相への日本スポーツ少年団設立へ向けた協力の要請

オリンピック・メダリスト・クラブはオリンピック東京大会の招致活動を支援するために設立された組織であるが、オリンピック・メダリスト・クラブの規約の第二条に「クラブは会員相互の親睦を計り、オリンピック思想の普及、オリンピック理想の実現に寄与し、併せて後進会員（将来のオリンピック・メダリスト）の育成に協力することを目的とする。」³⁵⁾と記されているように、オリンピック大会の招致活動だけを目的に設立された組織ではなかった。

そのため、オリンピック・メダリスト・クラブは、招致活動以外の活動も実施した。このことについて、オリンピック・メダリスト・クラブの初代理事の一人であった大島鎌吉は、「オリンピック招致に第一矢を放った後、クラブは本来の目的を達成するために外部に働きかけをしたのである。…」³⁵⁾と述べている。そして、この「外部への働きかけ」こそが、スポーツ少年団の設立へ向けた活動を大きく前進させた。

1958（昭和33）年12月29日、内閣総理大臣を務めていた岸信介の私邸を、オリンピック・メダリスト・クラブのメンバーであった、西田修平、北村久寿男、笹原正三、近藤天、山辺貞雄、大島鎌吉が訪れ、スポーツ少年団の設立に向けた協力を政府に要請した。そして面会した岸に、「趣旨は大いに賛成だ。私の政策としても青少年の教育を最も重要視しており、できるだけ期待にそうよう努力する」³⁶⁾と言わしめた。

政府への要請が実現した背景には、子どもたちの体育・スポーツ問題に興味や関心を持っていた自民党の議員であった竹下登、原田憲、坂田道太、文部省の職員であった西田泰介、松島茂善らの橋渡しが存在した。

このことは翌日の新聞に、『『スポーツ少年団』の創立を 五輪関係者 首相に協力頼む』（1958年12月30日付）と題して³⁷⁾、スポーツ活動を通じて青少年の心身の鍛錬を目標とした団体であり、結成助成費や指導者養成費などに約七千万円が必要であり、国庫補助も合わせて岸首相に依頼したと報じられた。そして、この時に初めて、日本スポーツ少年団の設立構想が世間に知られることとなった。

第3項 大島鎌吉による日本スポーツ少年団構想の提示

前項で述べたように、オリンピック・メダリスト・クラブの役員が政府に対して、スポーツ少年団なる組織の設立支援を要請したことで、スポーツ少年団なる組織の設立構想が初めて公になった。そして、この一連の展開をつくり出したのが、大島鎌吉であった。

大島は、オリンピック・メダリスト・クラブの一員として岸首相の私邸を訪れてから三ヶ月が経過した1959（昭和34）年3月、『『スポーツ少年団』への胎動』³⁸⁾と題した論考の中で、具体的な構想を初めて提示した。

大島が描いた構想案では、団員の対象年齢は10歳から19歳までとされ、学校区を中心に学校や地区ごとに「学校スポーツ少年団」を設立した後、中学校や高校の卒業生たちで構成された「地域スポーツ少年団」を創設することが提案された。また大島は、組織化を検討する上では、各都市で盛んに活動が展開されている健民少年団が大いに参考になると説明した³⁹⁾。

スポーツ少年団の活動場所としては、学校の運動場や公私の運動施設などが適当であるとされ、指導には体育指導委員⁴⁰⁾や学校の体育教員などがあたり、おおよそ一団あたり、指導者1名と団員50名から構成されるとしている。また、スポーツ少年団の活動については、従前青少年団体がやってきたものに、体育・スポーツ活動が加わるだけであると述べても、スポーツ活動だけの団体ではないことを強く説明している。その上で、心肺の力、弾力、器用さ、機敏さ、持久力の五つの項目から体力を測定する「少年体力検定」を、独自の事業として実施したいとしている⁴¹⁾。

大島は具体的なスポーツ少年団の構想内容を示す中で、青少年の非行や犯行が社会問題化したことで、青少年教育に対する関心が非常に高まっており、これらの課題に対して、体育・スポーツ活動を通じて貢献したいという考えから、スポーツ少年団の構想に至ったと述べ、スポーツ活動だけを行う団体ではなく、新しい時代を担っていく人材を養成する場でなくてはならないと記している⁴¹⁾。

大島が提示した構想案の内容を検討してみると、この構想は、その後オリンピック青少年運動として設立される日本スポーツ少年団の原形になったことが明らかである。それだけに、大島の構想案において、先駆形態である健民少年団の活動がスポーツ少年団を設立していく上で、大いに参考になると指摘している点については注視する必要があると考える。

小括

本章の目的は、オリンピック東京大会の開催を巡る招致活動の変遷を整理するとともに、招致活動の終盤に設立されたオリンピック青年協議会とオリンピック・メダリスト・クラブという二つの組織の活動を通じて、日本スポーツ少年団の設立構想が提示された過程を論じることであった。ここでは、本章の結果についてまとめる。

第 18 回オリンピック大会の招致活動は、日本体育協会と東京都が中心となって開始された。招致活動を展開する上で、我が国が重点を置いて取り組んだことが、第 54 次 IOC 総会の東京開催の実現と第三回アジア競技大会の運営を成功させることであった。

まず、1956（昭和 31）年 11 月に開催された第 52 次 IOC 総会で、第 54 次 IOC 総会の東京開催が決定した。これによって、日本国内では、招致活動に国をあげて取り組むべきだという機運が高まり、政府も内閣総理大臣を会長とした東京オリンピック準備委員会を発足させる等、積極的に招致活動に関与するようになった。

その後、1958（昭和 33）年 5 月に各国の IOC 委員やオリンピック関係者を招いて第 54 次 IOC 総会を開催するとともに、初めての国際総合競技大会である第三回アジア競技大会が 20 ヶ国から来日した 1,700 名の選手たちの参加によって実施された。

この二つの事業を成功させた本国は、IOC 委員たちから高い評価を受けるとともに、オリンピック大会を運営する能力を保持していることを証明できたことで、招致活動は大きく前進した。

第 54 次 IOC 総会と第三回アジア競技大会を成功へと導いた本国は、第 18 回オリンピック大会の開催都市に決定するが、招致活動が佳境に入った 1958 年 12 月、日本体育協会の財政機関であったオリンピック後援会の使途不明金問題によって、日本体育協会の理事が総辞職し、招致活動は一時的に停滞するような状況に陥ってしまった。

この状況を打開したのが、日本体育協会の理事が総辞職する直前に、招致活動を支援するために結成されたオリンピック青年協議会とオリンピック・メダリスト・クラブという二つの組織であった。

招致活動の新たな担い手としての役割を果たした二つの組織は、我が国の子どもたちや青少年、オリンピック大会でのメダリストによって構成された。そして、日本体育協会理事の総辞職によって、各国のオリンピック関係者に与えた不安を払拭するために、東京でのオリンピック大会の開催を祈願する子どもたちの手紙を、各国のオリンピック関係者らに送付した。

オリンピック青年協議会とオリンピック・メダリスト・クラブが展開した、子どもたちの手紙による招致活動は、各国の IOC 委員やオリンピック関係者に高く評価され、東京でのオリンピック大会の開催決定につながった。

さらに、オリンピック青年協議会とオリンピック・メダリスト・クラブは、日本スポーツ少年団の設立に向けた活動にも関与していた。特に、オリンピック・メダリスト・クラブの役員は、内閣総理大臣であった岸信介の私邸を訪れて、スポーツ少年団なる組織の設立に向けた政府の支援を要請した。

オリンピック・メダリスト・クラブによってスポーツ少年団の設立構想が世に出た後、オリンピック・メダリスト・クラブの役員でもあった大島鎌吉は、『『スポーツ少年団』への胎動』という論考において、スポーツ少年団構想の具体的な内容を示すとともに、当時、各都市で活動が盛んに行われていた健民少年団の活動が参考になると説明した。

そして、この論考を通じて大島が提案したスポーツ少年団なる組織の構想案こそが、その後、オリンピック青少年運動として設立されることとなる日本スポーツ少年団の原点であった考えられる。

<注記および引用・参考文献>

- 1) 東京都（1965）第 18 回オリンピック競技大会東京都報告書． 5-6.
- 2) 同上書． 6.
- 3) 毎日新聞夕刊（1956）11 月 22 日付 5 面.
- 4) 東京都（1965）同上書． 6.
- 5) 文部省体育局編（1965）オリンピック東京大会と政府機関等の協力． 11.
- 6) 毎日新聞（1958）1 月 23 日付 7 面.
- 7) 同上書.
- 8) 毎日新聞夕刊（1958）5 月 14 日付 1 面.
- 9) 朝日新聞夕刊（1958）5 月 12 日付 3 面.
- 10) 毎日新聞夕刊（1958）5 月 13 日付 3 頁.
- 11) 同上紙.
- 12) 同上紙.
- 13) 毎日新聞（1958）6 月 2 日付 9 面.
- 14) 東京都（1965）同上書． 7.

- 15) 毎日新聞 (1958) 11月12日付9面.
- 16) 毎日新聞 (1958) 12月5日付9面.
- 17) 毎日新聞東京版 (1959) 5月19日付12面.
- 18) 毎日新聞 (1959) 5月27日付1面.
- 19) 日本体育協会 (1963) 日本体育協会五十年史. 244.
- 20) 伴義孝 (2018) 大島鎌吉のオリンピック運動(その5)一九六二年随想「もう一度省みよう!」の展望について. 關西大學文學論集 68(1). 74-78.
- 21) 毎日新聞 (1958) 12月23日付7面.
- 22) 毎日新聞夕刊 (1958) 10月17日付5面.
- 23) 毎日新聞 (1958) 12月28日付9面.
- 24) 毎日新聞 (1958) 12月26日付11面.
- 25) 毎日新聞 (1959) 1月11日付9面.
- 26) 日本オリンピック・アカデミー編 (1981) オリンピック事典. プレスグムナスチカ : 東京, 50-51.
- 27) 毎日新聞 (1958) 12月14日付7面.
- 28) 杳代哲雄 (1988) 評伝田畑政治. 国書刊行会 : 東京, 157-161.
- 29) 毎日新聞 (1958) 12月21日付7面.
- 30) 杳代哲雄 (1988) 評伝田畑政治. 国書刊行会 : 東京, 157-159.
- 31) 日本体育協会・日本オリンピック委員会 (2012) 日本体育協会・日本オリンピック委員会 100年史. 620.
- 32) 毎日新聞 (1959) 5月30日付7面.
- 33) 大島鎌吉 (1959) 「スポーツ少年団」への胎動. 体育科教育 7(4), 17.
- 34) オリンピック青年協議会編 (1962) 少年少女のためのオリンピックの話. ベースボール・マガジン社 : 東京. 145-150.
- 35) 大島鎌吉 (1959) 「スポーツ少年団」への胎動. 体育科教育 7(4), 14.
- 36) 毎日新聞 (1958) 12月30日付7面.
- 37) 同上紙.
- 38) 大島鎌吉 (1959) 「スポーツ少年団」への胎動. 体育科教育 7(4), 13-18.
- 39) 大島鎌吉 (1959) 「スポーツ少年団」への胎動. 体育科教育 7(4), 17.
- 40) 体育指導委員は戦後日本の地域スポーツ界において指導の中心を担ってきた。1957

(昭和 32) 年に制度化され、1961 (昭和 36) 年に公布されたスポーツ振興法では、市町村の非常勤公務員という法的な位置づけが明確化された。地域住民に対するスポーツ実技の指導や地域スポーツ振興の推進を行ってきた。(中村敏雄ほか編 (2015) 21 世紀スポーツ大事典. 大修館書店：東京. 52.)

41) 大島鎌吉 (1959) 「スポーツ少年団」への胎動. 体育科教育 7(4), 17.

第5章

オリンピック青少年運動としての日本体育協会による日本スポーツ少年団の設立 (1959～1964)

大島鎌吉が提示した体育・スポーツ活動を通じた青少年育成を行なうスポーツ少年団なる組織の構想案が、オリンピック東京大会へ向けたオリンピック・ムーブメントの一環であるオリンピック青少年運動の中に取り込まれたことで、国策として展開されることとなる。

そして、オリンピック青少年運動を推し進めるとともに、大島が提示した構想を日本スポーツ少年団と定め、設立へ向けた具体的な準備を行い、1962（昭和 37）年 6 月 23 日に正式に発足させたのが、日本体育協会であった。

そこで本章では、日本スポーツ少年団の設立が国策として展開されるに至った経緯を、我が国の青少年スポーツの振興策という視角から検討した上で、日本体育協会における日本スポーツ少年団の設立過程について、日本体育協会の会務が決定された日本体育協会理事会¹⁾での、日本スポーツ少年団の設立に関する審議事項を中心に論じる。

また、日本スポーツ少年団が設立された後に、日本スポーツ少年団の理念及び哲理が作成された経緯についても検討する。

第1節 青少年スポーツ振興策を通じた日本スポーツ少年団設立の促進

第1項 文部省における青少年スポーツ活動特別育成費の予算化

日本スポーツ少年団の設立へ向けた準備が、オリンピック青少年運動という国家的な活動の中へ誘われていった要因の一つとして、我が国の体育・スポーツ振興策に青少年のスポーツ活動が加わったことが考えられる。

当時の体育・スポーツ振興策は、1958（昭和 32）年 5 月に設置された文部省体育局²⁾が中核を担い、オリンピック東京大会の開催に向けてのスポーツにおける国民の体力づくりが主軸として展開されていた³⁾。

文部省に体育局が設置されて 7 カ月が経過した 1958（昭和 33）年 12 月、前章で説明したようにオリンピック・メダリスト・クラブが、当時の内閣総理大臣であ

った岸信介の私邸を訪れて、日本スポーツ少年団の設立に対する政府の支援を依頼し、結成助成費や指導者養成費など約七千万円の予算化を要請した。

このオリンピック・メダリスト・クラブからの要請に応えるように、昭和34年度の体育・スポーツ関連予算（表5-1）では、「青少年スポーツ活動特別育成費」が新たに計上された。

表5-1. 昭和34年度体育・スポーツ関連予算（文部省）

体育振興費	73,277,000
市町村体育指導委員研修費府県補助	13,717,000
スポーツセンター設置費補助	30,100,000
国民体育大会補助	10,475,000
国際スポーツ交換行事参加費補助	8,954,000
日本体育協会補助	10,031,000
体育振興特別助成費	68,032,000
青少年野外活動助成	6,835,000
グライダー指導者養成	1,731,000
全国レクリエーション大会開催	451,000
全国青年大会開催	1,615,000
日独青少年交歓行事補助	950,000
全国高校大会補助	2,200,000
アジアレクリエーション大会開催	1,350,000
国際青少年大会参加費補助	800,000
競技技術研究費補助金	5,100,000
青少年スポーツ活動指導者養成等	47,000,000
国立競技場運営費	32,579,000
文部本省体育関連経費	6,954,000
合計	180,842,000

[文部省（1959）国と地方の文教予算 昭和34年度. 145-146. より筆者作成]

この青少年スポーツ活動特別育成費について、文部省は以下のように説明している⁴⁾。

「次代を背負う青少年にスポーツを奨励し、スポーツがかれらの生活の中に生き生きと躍動するような施策を講ずることは、国の発展に大きな影響をするものであり、これが新規に計上されたことは注目される。34年度は、この予算によって、青少年がその団体活動を通してスポーツを実践するよう奨励するため主として団体のリーダーとなる者の養成に主眼を置いた事業計画を予定している。この場合、成人指導者青少年リーダーおよびユースホステル指導者の養成のための中央および地方の講習会を実施する考えで、地方講習会分については、都道府県に補助金として交付する計画である。なお、特に2箇市町村を指定して青少年スポーツ活動のモデル的重点指導を行うよう計画を進めている。」

また、文部省体育局の体育課長であった西田剛は、青少年スポーツ活動特別育成費の意義について以下のように述べている⁵⁾。

「…すなわちこの経費を明年度（昭和34年度—引用者注）に新たに計上することの意義は少しでも多くの青少年が日常生活を通じてそれぞれに適したスポーツを実践するよう、まずそのための指導者の養成を図ろうとするものである。その結果あるいは個々の市町村にスポーツ青少年クラブというようなグループが結成されることも有意義なことであろう。要は青少年の日常生活においてつねにスポーツを実践する気風を育て、スポーツ実践を通して体力の増強、ひいては郷土社会・国家社会の建設に積極的に参加させるよう期待するものである。」

以上のように、体育・スポーツ関連予算の中に、青少年のスポーツ活動を奨励するための経費が計上されたことは、言い換えるならば、日本が国策として青少年のスポーツ活動を推進するということの表れであると言える。それだけに、青少年スポーツ活動特別育成費の予算化は、日本スポーツ少年団の設立へ向けた準備を後押ししたと考えられる。

第2項 国策としての青少年スポーツ活動推進地域の選定

昭和34年度の文部省の体育・スポーツ関連予算に、青少年スポーツ活動特別育

成費が計上されたことで、国策としての青少年や子どもたちのスポーツ活動の推進が開始される。文部省はいくつかの事業を実施したが、その一つが各都道府県におけるモデル地域への助成事業であった。1959（昭和34）年11月21日、文部省の体育局長から各都道府県の教育委員会に宛てて、「青少年スポーツ活動助成指定市町村の運営要領について」という通知が出された。

この通知文では、同事業を実施する趣旨が以下のように述べられている⁶⁾。

「各都道府県に指定市町村を設定し、これらの指定市町村が行う青少年スポーツ活動の普及奨励のための事業を国で助成してその成果を高め、もって全国の青少年スポーツ活動のよりいっそうの発展に資する。」

また通知文には、①青少年のスポーツ団体活動の育成を図る、②青少年スポーツ活動の指導者の充実を図る、③青少年スポーツ活動に必要な施設、設備および用具の整備充実を図る、④青少年が進んで参加できるような講習会・競技会等のスポーツ行事を積極的に実施するという四つの事項を実現するために、計画を定めるよう記されている⁷⁾。

さらに、同事業を通じて青少年や子どもたちに指導を行う際の留意点が以下のように述べられている⁸⁾。

- 「(1) 青少年の自主性の尊重に努めること。
- (2) 体育指導委員制度をじゅうぶんに活用すること。
- (3) 指導にあつては、スポーツ団体、青少年団体その他の関係団体の協力を求め、また、これらの団体相互間の自主的研究を奨励すること。
- (4) 自主的なスポーツクラブの結成を促進するとともに、これらのクラブの指導にあつては、それぞれのグループの特性に応じた指導を行うこと。
- (5) 管内の適切な団体を青少年スポーツ活動のモデルグループとして指定し、このグループに対して重点的指導を行う等のことも考慮すること。
- (6) 事業実施のつど、その成果を反省し、つねに指導上の改善を期すること
- (7) その他管内の青少年団体の活動の一般状況を明確に把握し、それらの活

動と密接に連携しつつ、スポーツ活動の普及奨励に努めること。」

青少年や子どもたちのスポーツ活動を奨励するモデル地域を定め、国が財政面での支援を行ったことで、全国で青少年や子どもたちがスポーツ活動を行う場を創出したことは、我が国の青少年スポーツ振興策を前進させたと言える。また、通知文の中で、青少年や子どもたちが、日常生活の中でスポーツ活動に親しむことができるように、自主的なスポーツ組織の結成を促したことは、その後の日本スポーツ少年団の設立に影響を与えたと考えられる。

第3項 保健体育審議会の答申とスポーツ振興法における青少年スポーツの振興

青少年や子どもたちのスポーツ活動が推奨され始めた中、1960（昭和 35）年 8 月 4 日付で、文部大臣の諮問機関である保健体育審議会から文部大臣に、「オリンピック東京大会の開催を契機とする国民とくに青少年の健康・体力の増強のための施策について（答申）」⁹⁾が提出された。

この答申¹⁰⁾では、オリンピック大会の開催を端緒に我が国の青少年や子どもたちの体力を向上することの意義について以下のように記されている¹¹⁾。

「戦後におけるわが国民、とりわけ青少年の健康・体力の伸びは顕著であるが、諸外国との比較において、これがいっそうの向上を図ることは、国力の根幹を培ううえに必要欠くことのできない緊要事といえる。ことにオリンピック東京大会の開催を契機として、この好機に国民の健康・体力の飛躍的振興を図ることは、オリンピック本来の意義に照らしても、大会の円滑な実施と同様に重要なことであり、両者があいまってはじめて大会の完全実施が期しえられるものである。…」

そして、具体的な施策として、①学校体育および社会体育の充実（1．国民一般とくに勤労青年および婦人の体育・スポーツ・レクリエーションの普及、2．体育指導者の充実および資質の向上、3．体育施設の整備、4．体育・スポーツ・レクリエーション関係団体の活動の助成、5．体育・スポーツ・レクリエーションの国際交流の促進）、②学校における保健管理の充実と学校安全の強化、③学校給食の

普及と充実、④国立総合体育研究所の設置が掲げられた¹²⁾。

さらに、1961（昭和36年）年6月には、スポーツ振興の基盤を形成することとなる「スポーツ振興法」が制定された。同法は、スポーツ振興に関する施策の基本を明らかにすることを目的としており、我が国では初めてのスポーツ振興に関する法律であった。

このスポーツ振興法の第八条では、青少年スポーツの振興として、「国及び地方公共団体は、青少年スポーツの振興に関し特別の配慮をしなければならない。」と述べられている。

この法案の立案を中心となって進めた衆議院法政局の川口頼好らによって記されたスポーツ振興法の解説書¹³⁾では、同法で青少年スポーツ振興をあげた理由が、「青少年が心身の発達期にあつて、健全なスポーツの実践がその円満な発達を助長するうえにとくに重要な意義をもつものであるからにほかならない。…（中略）…次代の国家社会を背負って立つ大切な青少年であるから、彼らが強健な身体と旺盛な意欲を養い育てるよう、一人残らず日常生活においてスポーツを実践する習慣を養いたいものである。そして、それはとかく問題となる青少年の非行や不良化の防止のためにも有効な手段となるであろう」と説明されている¹⁴⁾。

さらに、この解説書によると、青少年の生活指導の重要方策としてスポーツ活動を奨励することが指摘された上で、具体的な施策として、青少年のスポーツクラブの育成、青少年の家等の健全施設の整備、青少年スポーツリーダーの育成充実などを積極的に展開することが述べられている¹⁵⁾。

以上のように、青少年や子どもたちのスポーツ活動の振興策は、保健体育審議会の答申やスポーツ振興法で取り上げられたことで大きく前進し、これらの振興策が国策として展開されるようになったことで、日本においても学校体育以外で青少年や子どもたちがスポーツ活動を実施するという風土が醸成されていったと考えられる。

第2節 日本体育協会による日本スポーツ少年団設立に至る経過

第1項 日本体育協会理事会での大島鎌吉による日本スポーツ少年団設立提案の承認とそれに伴うオリンピック青少年運動の始動

1959（昭和34）年3月に日本オリンピック委員会の委員に選出された大島鎌吉は、オリンピック東京大会の開催が決定すると翌年の1月18日に発足したオリンピック選手強化対策本部の副本部長に就任した¹⁶⁾。

国民スポーツの裾野を拡大することが、その上に形成されるトップ・スポーツの強化につながると捉えていた大島は¹⁷⁾、選手強化の要職に就いた理由の一つとして、スポーツ活動の基盤であると考えていた青少年のスポーツ振興に関する政策が十分に展開されていない状況を改善するためであったと述べている¹⁸⁾。

大島は、オリンピック東京大会の開催を契機に、日本の子どもたちのスポーツ活動を振興したいと考えていた。そのために、1960（昭和35）年5月に開かれた日本オリンピック委員会で、青少年に対するオリンピック啓蒙運動を推進することが決定すると、同月開催された日本体育協会理事会において、オリンピック青少年運動を同協会が積極的に進めていく案を提示し、同理事会での承認を得た¹⁹⁾。

日本体育協会が関与し始めたことによって、日本体育協会内にオリンピック青少年運動に関する小委員会が設けられ、6月15日には日本体育協会が提唱する形で、高等学校体育連盟、中学校体育連盟、小学校体育連盟、東京都、文部省、東京オリンピック組織員会等のメンバーが出席して、第一回目の会合である「オリンピック青少年運動推進世話人会」が開催された²⁰⁾。

そして、この世話人会に出席していた面々から、オリンピック青少年運動に対する理解を得られたことで、ようやくオリンピック青少年運動が開始される。最初の会合から一週間が経過した6月22日に開催された日本体育協会理事会では、大島が日本スポーツ少年団の設立について、以下のような提言を行った²¹⁾。

「オリンピック東京大会に対する一般の関心を盛り上げる計画の一環として『日本スポーツ少年団(仮称)』を結成し、青少年時代をスポーツと体育に結びつけて健全な発育をはかるのがねらいで、団の性格を体協の専門委員会または外部団体とし、本部を指導管理機関にし、地方団体を実施機関とする。団員は主に既成青少年団体に属さない未組織の18才以下の少年少女を対象とし、指導者は社会体育指導員、オリンピック青少年協議会等が当たり、来年のオリンピック・デーに実現するよう準備を進めたい」

大島による、オリンピック青少年運動として日本スポーツ少年団を設立するという提言は、日本体育協会理事会において承認された。さらに大島は、同理事会において、オリンピック青少年運動推進世話人会が日本スポーツ少年団の具体的な設立準備を進めていくことを提言し承認を得た。

このように、これまで大島が描いてきた日本スポーツ少年団の設立構想が、オリンピック選手強化対策副本部長という要職に就いたことをきっかけとして、オリンピック青少年運動という国の政策の中で展開されるようになった。このことは、日本スポーツ少年団の設立史において大きな意義があるとともに、設立へ向けた活動を大きく前進させた。

そして、日本体育協理事会での提言をはじめ、日本スポーツ少年団の設立をオリンピック青少年運動という枠組みの中で実施するために、大島が果たした役割は多大であったと考えられる。

第2項 オリンピックローマ大会の国際スポーツキャンプへの青少年指導者の派遣

1960(昭和35)年6月22日に開催された日本体育協会理事会では、日本スポーツ少年団の設立についての提案とともに、オリンピックローマ大会の国際スポーツキャンプへの青少年指導者の派遣について、大島鎌吉から以下のような提案がなされた²²⁾。

「先に第17回ローマオリンピック大会組織委員会から、参加国の青少年に大会を見る機会を与えるとの厚意で48人以内の青少年団(同伴役員を含む)のキャンプを用意するとの連絡があった。但しキャンプの宿舎はOCによって無料提供されるが旅費、食事などは派遣団の自弁となっている。この問題についてJOC(日本オリンピック委員会—引用者注)で検討、ボーイスカウト連盟や文部省、中央青少年問題協議会の意を聴したが参加の希望がなくJOCとしても時間的にも検討の余地がないので本件は見送ることになったが『日本スポーツ少年団』の結成や将来を見越してオリンピック青少年協議会から指導者数名の派遣処置を講じてもらいたい」

日本体育協会理事会では、オリンピック青少年協議会が旅費を工面するという条件のもと派遣することが承認された²³⁾。

7月13日に開催された日本体育協会理事会ではオリンピックローマ大会の期間中に実施される国際スポーツ少年キャンプへ、青少年スポーツの指導者6名を派遣することが正式に決定された。同理事会で、大島は日本スポーツ少年団の設立を見据えた青少年スポーツ指導者の派遣が決定した経緯とその意図を以下のように説明している²⁴⁾。

「…オリンピック青少年運動推進準備会では、スポーツ少年団結成の機運が漸く高まりつつあるとき、この機会をぜひ共活用したいので、少年の派遣が困難視される現在、青少年運動の指導者を派遣したいと考え、この旨ローマオリンピック組織委員会あて連絡したところ、6名の受け入れを承知して来た。但し旅費は自己負担である。全国的に青少年組織化運動を盛り上げるための支柱として、東京にモデルとなる少年団を組織するためにも、青少年運動の指導者を是非派遣したい…」

翌日の新聞では、「六代表をローマへ “スポーツ少年団” の下準備」(1960年7月14日付)と題して、「…体協は十三日の理事会で現在計画中の“全国スポーツ少年団”結成の際の指導的立場に立つ六人の代表を派遣することとなり…」²⁵⁾と報じられた。

このように日本体育協会の理事会において、日本スポーツ少年団の構想が提示され、設立へ向けた事項が審議され始めた直後に、日本スポーツ少年団の設立を見据えて、オリンピックローマ大会に青少年スポーツの指導者を派遣したことによって、我が国において醸成されつつあった日本スポーツ少年団を設立するという機運を一層、高めたと考えられる。

第3項 大島鎌吉の要請によるカール・ディームの招聘と青少年運動の推進に関する懇談会の開催

オリンピックへ向けた日本選手の強化は、「東京オリンピック選手強化5カ年計画」²⁶⁾に則りながら展開され、その中の一つの方策として、海外から著名な研究

者やコーチが招聘された。その一人が、古代オリンピックの歴史研究の第一人者であり、1936（昭和 11）年に開催されたオリンピックベルリン大会で組織委員会事務総長を務めたカール・ディーム²⁷⁾であった。

カール・ディームを日本に招いたのは、彼を師と仰ぎ、戦前から親交のあった大島鎌吉であった。大島はカール・ディームの招聘についての審議がなされた日本体育協会理事会において、オリンピック思想の普及、選手強化対策の推進、スポーツ少年団の結成という三つの理由から来日を依頼したと述べた²⁸⁾。

1961（昭和 36）年 3 月 28 日、羽田空港に到着したカール・ディームは、東京をはじめ、福岡、神戸、大阪、京都、名古屋と各都市を巡りながら、講演会や体育・スポーツ関係者との懇談会を約三週間に渡って実施し 4 月 21 日に帰国の途に就いた²⁹⁾。

日本側の依頼によって、講演会の主要テーマは、「オリンピック競技の歴史と意義」、「スポーツ精神について」、「近代社会における青少年に対するスポーツの意義について」とされた。オリンピック大会の開催を契機として、我が国のスポーツ界でも、青少年問題に対して解決策を見出したいという考えから、青少年のスポーツがテーマの一つに設定された³⁰⁾。

4 月 3 日には、「青少年運動推進に関するカール・ディーム博士との懇談会」が開催され、カール・ディームが創設したドイツ・スポーツユーゲント（活動状況、設立までの変遷、学校体育との関係など）や、ドイツにおける青少年スポーツ活動についての懇談がなされた³¹⁾。

この懇談会には、日本スポーツ少年団構想を提示していた大島鎌吉をはじめ、竹田恒徳（日本体育協会専務理事）、栗本義彦（日本体育協会理事）、野津謙（日本蹴球協会会長）、塩沢幹（日本体育協会理事・日本体育協会事務局長）、御子柴博見（東京都オリンピック準備局長）、西田剛（文部省体育課長）などが出席しており、懇談会の進行を務めた竹田は懇談会の趣旨について、「本日ここに参集したものは、オリンピック青少年運動推進委員会のメンバーの代表であります。そこで、ドイツにおけるスポーツ青少年運動がどのように進められてきたかを伺い、今後日本において青少年運動を進める上の参考にしたい。」と述べている³²⁾。

懇談会の中で、カール・ディームは、スポーツユーゲントの変遷と組織の概要に

ついて、以下のように説明している³³⁾。

「ドイツにおける主なスポーツ・クラブは、それぞれ少年の組織を持っているが、それは150年の歴史がある。現在各競技団体に関係している壮年、老年層もかつてはその少年組織のメンバーであった。したがってその子供達を積極的にその少年組織に参加させるというように、代々少年スポーツ組織に入れることが慣例になっている。そこには常に有能な指導者が少年達をまっている。学校も、その生徒が少年スポーツ組織に入ることを止めないどころか、学校と少年スポーツ組織は同じ目的のために協力しているので、生徒が少年スポーツ組織に加入することを阻害するというようなことはない。それどころか、学校の教師達は自発的に進んで少年スポーツ組織の名誉会員となり、手弁当で奉仕している。これら各スポーツ・クラブの少年部が、全国的に横の連絡をとって統一した活動を展開している。これをドイツ・スポーツ少年団（ドイツ・スポーツユーゲントー引用者注）と総称している。スポーツ少年団の運営費は、まず各スポーツ・クラブが徴収している会費の一部でまかなわれるが、この事業のためこれだけの費用が必要だと計画を提出すれば、各市町村が補助金を出し、その補助で不足する場合は、各州政府が補助金を交付し、なお不足する場合は連邦政府が負担追加するというように、下から上に順次に補助していく仕組みになっている。これらの資金の使途は、その事業を行なうスポーツ少年団の自由意志にまかされている。日本の体協にあたる『ドイツ・スポーツ連盟』には、25の競技団体が加盟しており、全国の15地域に、地域スポーツ団体がある。」

以上のように、大島が日本スポーツ少年団の設立という目的のもと、カール・ディームを招聘して、各都市で講演会や懇談会を実施したことにより、子どもたちのスポーツ活動の重要性が認識され、子どもたちのスポーツ組織である日本スポーツ少年団を設立することに対する機運が醸成されたと考える。

また、オリンピック青少年運動を牽引し、日本スポーツ少年団の設立準備の中心を担っていた面々が、ドイツ・スポーツユーゲントの創設者であるカール・ディームから、ドイツ・スポーツユーゲントの活動概要や変遷についての話を傾聴できた

ことは、その後、彼らが日本スポーツ少年団の組織概要や活動方針などを検討する上での参考になったと考えられる。

第4項 オリンピック青少年運動推進準備委員会の発足

1960(昭和35)6月15日にオリンピック青少年運動推進世話人会が開催されたことで、オリンピック青少年運動は開始されることとなった。日本体育協会によると、この世話人会でオリンピック青少年運動の目標として、青少年のオリンピック・ムーブメントの正しい理解啓蒙と積極的な協力運動の展開およびスポーツによる青少年の健全育成が確認された³⁴⁾。

そして、恒久的な組織が設立されるまでは、スポーツを通じた青少年の健全育成に関する懇談会を定期的に行うことが決定し、第一回目の懇談会が6月24日に開催された。その後、懇談会は7月1日、7月8日、7月15日、7月20日と開催され、12月9日に開かれた六回目の懇談会において、懇談会を発展的に解消して、「オリンピック青少年運動推進準備委員会」を組織化することが決定した³⁵⁾。

12月13日に開催されたオリンピック青少年運動推進準備委員会の設立小委員会では、オリンピック青少年運動推進準備委員会の委員(表5-2)の選考と委嘱が行われた³⁶⁾。そして、1961(昭和36)年1月17日、「オリンピック青少年運動推進準備委員会・第一回常任委員会」が実施され、この会議の中で、「オリンピック青少年運動推進準備委員会の性格および趣旨」について、以下のような説明がなされた³⁷⁾。

「1. 青少年問題の対策については、今日ほど急を要し重大なことではない。すでに種々の形の対策が施されてはいるが、スポーツ界の立場からもぜひその対策を講じ、青少年問題の解決の一翼を担うべきだとの意向が各方面から台頭している。

2. 幸い1964年にオリンピック東京大会が開かれる。この機を頂点とし、それに至るまでの準備期間中に青少年を対象とした各種のオリンピックに関連する事業を企画し、既成の各種団体との調整を計って、とにかく無目標、無目的になりがち

な大多数の青少年を健全な方向に、向けさせる。

3. この運動を推進するための具体策の一例として次のことなどが考えられる。

①少年オリンピック章の制定（昔の体力章検定のようなもの）

②少年オリンピックの歌の普及

（本準備懇談会の提唱により体協において歌詞は公募当選作決定済み）

③オリンピック植樹等の運動

④オリンピック・キャンプの実施

⑤国際的公德心の啓蒙普及

⑥オリンピック写真新聞の刊行」

以上のように、日本体育協会が提唱して開始されたオリンピック青少年運動は、スポーツによる青少年の健全育成という目的のもと、オリンピック青少年運動推進世話人会によって展開された。そして、この世話人会は、スポーツによる青少年の健全育成に関する懇談会を開催した後、オリンピック青少年運動推進準備委員会へと発展した。

また、新たに発足したオリンピック青少年運動推進準備委員会における活動の趣旨には、日本スポーツ少年団の設立に関する事項は明文化されていなかったものの、スポーツによる青少年の健全育成という発想に基づいて活動が行われたことによって、日本スポーツ少年団の設立へと寄与していったと考えられる。

表5-2. オリンピック青少年運動推進準備委員会委員名(1960年12月13日時点)

役職	常任委員	氏名	備考	役職	常任委員	氏名	備考
委員長		竹田 恒徳	体協専務理事	委員		片峰 三雄	小体連研究部長
副委員長		栗本 義彦	体協理事	委員	○	山岡 二郎	中体連理事長
副委員長		久富 達夫	体協理事	委員		宮内 宏	中体連副理事長
委員	○	野津 謙	日本蹴球協会会長	委員		両角 英運	高体連会長
委員		東 俊郎	体協国体総務主事	委員		小野 光洋	私学協会
委員		鈴木 良徳	体協理事	委員		高田 通	学徒体育審議会委員
委員	○	塩沢 幹	体協理事(事務局長)	委員		保坂 周助	神奈川県体育課長
委員		杉江 清	文部省体育局長	委員	○	朝倉 政之	
委員		西田 剛	文部省体育課長	委員		加藤 橋夫	東大教授
委員		佐々木 吉蔵	文部省運動競技課長	委員		松平 頼明	ボーイスカウト日本連盟国際副部長
委員	○	西田 泰介	文部省体育官	委員		鶴沢 七郎	NHK運動部長
委員		中島 茂	文部省体育官	委員		植村 武彦	日本青年会議所
委員		御子柴 博見	東京都オリンピック準備事務局長	顧問		津島 寿一	体協会長、組織委員会会長
委員	○	尾崎 剛毅	東京都体育部長	顧問		東 竜太郎	IOC委員
委員		関 晴香	東京都オリンピック準備事務局企画部長	顧問		高石 真五郎	IOC委員
委員		田畑 政治	体協JOC総務主事、組織委員会事務総長	幹事		空代 哲雄	
委員		川本 信正	組織委員会総務委員会幹事	幹事		帖佐 寛章	
委員		松沢 一鶴	組織委員会事務局次長	幹事		高橋 英夫	
委員		富永 正信	組織委員会事務局弘報部長	幹事		星野 賢造	
委員	○	大島 鎌吉	東京オリンピック選手強化対策本部副本部長	幹事		永易 晴夫	
委員	○	中原 乾二	体協理事	幹事		飯塚 祥人	
委員	○	高崎 米吉	選手強化対策委員、高体連理事長	幹事		大熊 茂	
委員	○	古橋 広之進	オリンピック青年協議会	幹事		鳥海 清	
委員		笹原 正三	オリンピック青年協議会	幹事		緑川 貞男	
委員		上迫 忠夫	オリンピック青年協議会	幹事		藤森 喜代一	
委員		小野 喬	オリンピック青年協議会	幹事		北島 裕子	
委員	○	吉川 芳次	小体連理事長	幹事		田中 良子	
委員		小原 保	小体連副理事長	幹事		松田 昭雄	

※○は常任委員

※別途で中体連1名、高体連2名、小学校長会1名、中学校長会1名、高等学校長会1名を追加予定。[日本体育協会(1962)体協時報. 97:19-20. より作成]

第5項 オリンピック青少年のつどいの開催とオリンピック青少年運動小委員会の結成

1961（昭和36）年3月7日、オリンピック青少年運動推進準備委員会は最初の事業として、青少年に対するオリンピック・ムーブメントを高めることを目的に、「第一回オリンピック青少年のつどい」（主催：日本体育協会、後援：文部省・日本放送協会・毎日新聞社）を東京体育館にて開催した³⁸⁾。

同事業は、二部構成となっており、第一部では、全国の子どもたちから歌詞を募集した「少年オリンピックの歌」の発表会や歌詞の当選者・入選者の表彰式などが行われ、この模様はNHKによって全国へとテレビ中継された。第二部では、「少年スポーツのつどい」と称して、オリンピック選手や中高生による体操の模範演技、体育館内でのマイル・レースなどが実施された。

当日の状況については、毎日新聞が「少年オリンピックの歌発表 五輪青少年のつどい」（1961年3月8日付）と題した記事の中で、『少年オリンピックの歌』発表会をかねた第一回オリンピック青少年のつどい（日本体育協会主催）が七日午後、東京千駄ヶ谷の体育館で開かれた。義宮さま、秩父宮妃殿下のほか荒木文相、都知事代理らも出席、約六千人の小中高校生たちが集まった。この歌は東京オリンピックを明るく健康に迎えようという趣旨で募集していたもので、藤山一郎さんが東京上板橋小六年、増田正子さんの当選作（古関裕而作曲）を発表した。…」³⁹⁾と報じている。

このように、オリンピック青少年のつどいが、多くの青少年の参加のもとに開催され、その様子がテレビや新聞といった媒体を通じて全国へと発信されたことを加味すると、同事業は当初の目的を達成したと考えられる。

前項で述べたように、発足時のオリンピック青少年運動推進準備委員会では、活動の趣旨において、日本スポーツ少年団の設立については言及されていなかった。しかしながら、オリンピック青少年のつどいが終了した後に開催された第二回オリンピック青少年運動推進準備委員会では、同委員会が日本スポーツ少年団の設立に向けた活動を積極的に展開していくことが決定された⁴⁰⁾。

そして、オリンピック青少年運動推進準備委員会の中から選ばれたメンバーによって、「オリンピック青少年運動小委員会」が結成され、この小委員会において、

日本スポーツ少年団の設立へ向けた方針や活動内容といった具体的な事項を検討していくことが決定した。

1961年5月19日に第1回目のオリンピック青少年運動小委員会が日本体育協会にて開催された。この小委員会は、翌年の2月までに9回⁴¹⁾実施され、第9回目の小委員会で、同年のオリンピック・デー⁴²⁾までに、全国のモデルとなるスポーツ少年団を東京都内に結成することが決められた⁴³⁾。

このように、設立の青写真が提示されるにすぎなかった日本スポーツ少年団の構想は、オリンピック青少年運動小委員会が結成されたことによって、設立に向けた具体的な事項が検討されるようになり、設立時期や活動方針・内容といった事柄が決定されるようになる。

第6項 日本体育協会事業としての日本スポーツ少年団設立の決定

オリンピック青少年運動小委員会の結成によって、日本スポーツ少年団の設立へと向けた準備が進展する中、日本体育協会の理事会においても日本スポーツ少年団の設立を巡る審議が盛んに行われるようになっていく。

1961(昭和36)年12月6日に開催された日本体育協会理事会では、日本体育協会の専務理事を務めていた竹田恒徳から、日本スポーツ少年団の設立について以下のような提言がなされた⁴⁴⁾。

「オリンピック青少年運動推進準備委員会では、スポーツを通じての青少年の組織化のための対策について研究をすすめてきたが、このほど、運動(日本スポーツ少年団—引用者注)の基本方針について明年のオリンピック・デーを目標に、ドイツのスポーツ少年団(ドイツ・スポーツユーゲント—引用者注)を参考にした中学生中心のスポーツ少年団を結成することに、意見の一致をみた。すでに中体連では、全国理事会において、この運動に全面的協力を決定しているが、今後は東京を中心にスポーツ少年団のモデル地区を作り、全国に広める考えで、まず明年1月中旬に都中体連(東京都中学校体育連盟—引用者注)の体育関係の教師200名をもって指導者の協議会を組織し、教師1名あたり50名の中学生確保の見通しのもとに、東京に10,000名のスポーツ少年団を結成する方針である。…」

日本体育協会理事会での審議の結果、1962（昭和 37）年のオリンピック・デーである 6 月 23 日に、ドイツ・スポーツユーゲントをモデルとして、団員の中心を中学生とする団体を設立するという方針が正式に決定した。そして、全国に先駆けて東京都にモデル地区を設け、中学校の体育教員の協力を得ながら普及させていく計画が承認された。

東京都におけるモデル地区の設立計画は、日本体育協会理事会で承認された後、オリンピック青少年運動推進準備委員会の幹部が中心となって、東京都内の小・中・高校の体育連盟やその関係者と調整がなされた。そして、1962（昭和 37）年 3 月 14 日に「東京地区スポーツ少年団指導者協議会準備会」が発足し、東京都において、2 万名規模のスポーツ少年団を組織化するという目標が掲げられた⁴⁵⁾。

また、12 月 6 日に開催された日本体育協会の理事会では、文部省が準備を進めていたスポーツバッヂテスト⁴⁶⁾の実施機関として日本スポーツ少年団が機能することや、日本スポーツ少年団の設立後にオリンピック青少年運動推進準備委員会が日本スポーツ少年団の本部機関となることなどが審議を経て決定した。

さらに二週間後の 12 月 20 日に開催された日本体育協会理事会では、竹田から日本スポーツ少年団の育成方針について以下のような提案がなされ⁴⁷⁾、理事会での承認を得た。

「スポーツ少年団結成については、先般の理事会でその趣旨について了承を得たので、その後の小委員会（オリンピック青少年運動小委員会—引用者注）で構想の骨子をまとめたが、その中でこのスポーツ少年団の育成を体協の事業としてとりあげてもらうことが要望されており、明年のオリンピック・デーに模範的なスポーツ少年団を東京に結成し、事後これにならって各府県にそれぞれスポーツ少年団を結成するよう推進するため、従来オリンピック青少年運動推進準備委員会を発展的に解消して、新たに体協内にスポーツ少年団推進本部を設け、スポーツ少年団指導者協議会を通じて、スポーツ少年団の指導育成をすすめることになっている。」

このように、竹田からの提言が日本体育協会理事会で承認されたことによって、日本スポーツ少年団の設立及びその育成が、正式に日本体育協会の事業として展開されることとなり、これまで日本スポーツ少年団の設立準備を牽引してきたオリンピック青少年運動推進準備委員会を発展的に解消させて、日本体育協会内に新設される日本スポーツ少年団の推進本部が、活動の中枢を担っていくこととなった。

第7項 日本スポーツ少年団の正式発足に向けた基礎整備

a. 日本スポーツ少年団センターの建設計画

日本スポーツ少年団の設立へ向けた具体的な事項が審議され始めた頃、日本スポーツ少年団の活動拠点となる日本スポーツ少年団センターの建設に関する事項も審議され始める。

発端となったのは、昭和36年度第14回日本体育協会理事会において、静岡県加茂郡下田町から町有地を青少年育成のために無償提供したいという申し出があったことが報告されたことであった⁴⁸⁾。

そして、1962(昭和37)年1月17日に開催された昭和36年度第16回日本体育協会理事会では、建設予定地の視察を行った竹田恒徳から、以下のような報告がなされた⁴⁹⁾。

「静岡県下田町の町有地提供の申出では、先般の理事会において報告したが、1月12日現地の視察を行った結果、スポーツ少年団センター建設の場所として、相当見込みがあるとの感じを受けた。候補地の10万坪は下田町の海に突出した半島部分で既決定の水族館・博物館・建設用地以外は全部提供することである。現地は全体に丘陵地帯でその中のすりばち状の谷及び松林を造成、整地して、1周400mのトラックと宿舎を建設することは可能と思われるが、下田町ではこの土地を青少年育成のために使用する方針を早期に決定してほしいと熱望している。」

日本体育協会理事会での審議の結果、下田町に日本スポーツ少年団センターを

建設する方針が決定され、年度内に専門家の現地調査を実施して、建設へ向けた具体的な事項が検討されることとなった。この件について、朝日新聞(1962年1月18日付)⁵⁰⁾は、「伊豆の下田に建設 スポーツ少年団センター」として、以下のように報じた。

「体協の理事会は十七日午前、東京・赤坂プリンスホテルで開かれ、スポーツ少年団センター(仮称)を静岡県下田町に開くことを決めた。これは下田町から無償提供の申入れのあった約三十三万平方メートルの土地に体育施設やキャンプ場をつくり、少年にオリンピック精神やスポーツのあり方などを教育しようというもの。東京オリンピックの時、来日する外国の少年団のキャンプにも使う。体協ではまず二、三千万円の予算を計上して建設にとりかかる。なおこのスポーツ少年団はことし六月二十三日の体協創立五十周年記念事業の一つとして発足することになっている。」

その後、日本スポーツ少年団センターの基本設計は、東京大学の教授であった高山英華に委嘱された⁵¹⁾。そして、4月4日に開催された昭和37年度第1回日本体育協会理事会で、日本体育協会の事務局長を務めていた塩沢幹から、高山が作成した基本設計に基づいて考案されたスポーツ少年団センターの設置要項案の概略が以下のように説明され、日本体育協会理事会において承認された⁵²⁾。

「(1)下田町より無償提供をうけ町有地約10万坪にスポーツ少年団センターとして、宿泊設備を含む総合体育施設を37年度より3ヵ年の計画で建設する。(2)施設完成後の運営維持管理については別途下田町と協議する。(3)この総工費は1億1千万円の見込みであるが、全額寄附金をもって充当し37年度の当初予算を2,500万円とする。」

「日本スポーツ少年団センターの設置要項」^{<資料-1>}が作成されたことで、建設計画は前進したものの、その後の作業において、この候補地が地形の関係で施設建設の場所としては不適當であるとされ、スポーツ少年団センターが建設されることはなかった。しかしながら、日本スポーツ少年団の本部によると、幻となったス

スポーツ少年団センターの構想案が、その後、建設された日本スポーツ少年団本栖湖センターや青少年スポーツセンターの設置に繋がっていったと説明されている⁵³⁾。

日本スポーツ少年団設立の黎明期に、日本スポーツ少年団の活動拠点となる大規模な施設を建設することを計画していたという事実より、日本スポーツ少年団の設立へ向けた活動は進展していたと考えられる。

b. 日本スポーツ少年団の設立に対する支援の要請

日本スポーツ少年団の設立へと向けた準備が最終段階へと入っていく中、1962(昭和37)年4月25日に開催された昭和37年度第3回日本体育協会理事会では、日本スポーツ少年団の設立支援の要請について、文部省体育官であった西田泰介が以下のような発言を行った⁵⁴⁾。

「文部省ではスポーツ少年団結成の趣旨を了承しているが、この推進にあたっては、スポーツ国会議員懇談会、中央青少年問題協議会、都道府県教育委員会、PTA等に呼びかけ協力を求め、あらゆる世論の喚起につとめるとともに、団活動のための学校施設の開放について適切な方法を講じられたい。」

文部省の担当者として日本スポーツ少年団の設立準備を進めていた西田は、青少年の育成に携わる様々な機関から、日本スポーツ少年団の設立に対する支援を得ることの必要性を訴えた。

さらに、同日の理事会では、日本スポーツ少年団の設立支援を得ることを目的に作成された趣意書についての審議が行われ⁵⁵⁾、この趣意書が承認されたことで、翌日には「日本スポーツ少年団の結成に協力を要請する」⁵⁶⁾と題した以下のような文書が出され、日本体育協会が日本スポーツ少年団を設立する意義を公に表明した。

「20世紀の後半における急激な科学の進歩は、生産手段の機械化と集団化をもたらし、これに伴う都市の膨張と消費文化の普及によって、人の心や物に強い影響を与え、社会に大きな変革を招来しました。このような新事態に処して、人々がな

おかつ健全な生活を営み、堅実な社会を築くことは容易なことではありません。特に次の世代を担う感受性の強い少年に与える影響は、手をこまねいて見ているに忍びないものがあります。

これを救う道は、一層教育を充実する以外にないと考えられますが、とくに青少年教育に当たっては、体育・スポーツの実践を通じて誇りを持ち、能力の勝れた健全な少年を育成することが、まず第一に大切なことであります。申すまでもなく、少年が体育・スポーツを実践する場は、学校と社会との二面があります。しかし、学校は近年教育内容が激増してきている現状から、新しい体育・スポーツ実践の場は社会に求められねばならないと考えます。

たまたまわが国の社会体育は従来あまり振いませんでした。いまこれを欧米諸国の近年の驚くべき進展にくらべると、彼我の距離がますます大きく開いてきていることが痛感されます。少年たちは一人残らずスポーツを愛好し、スポーツによって心身を鍛錬することを好んでいるでしょう。しかし、学校体育だけではその機会と施設を十分に満足させることができない状態であります。たまたま 1964 年のオリンピック大会は、少年のスポーツを振興するために絶好の機会を提供してくれました。

また、昨年成立したスポーツ振興法では、青少年スポーツを重視するとともに、その責任と義務をわれわれに課したのであります。このときこそ社会における少年のスポーツを画期的に振興して、新しい世代に対処し得る第二の国民を育成することは、われわれの重大な重務であると言っても過言ではないでしょう。われわれは、このことを実現する具体的方策として組織的な体育・スポーツの実践のためにスポーツ少年団を結成し、これを育成することが、多くの経験を通じて最も適切であるという結論に到達しました。しかしながら、このことは心ある人々すべての良識と善意に期待しなければなりません。

よってここに政府、国会、全国の知事、市区町村長、教育委員会などの理解と協力を要望するとともに、すべての教師、スポーツマン、体育指導者、青少年教育に関心を有する人々はもちろん、広く国民に対しスポーツ少年団育成に対する心からの協力、援助を要請する次第であります。

昭和 37 年 4 月 26 日

財団法人 日本体育協会 会長 津島寿一

c. 日本スポーツ少年団に関する各規程の制定

1962(昭和37)年4月25日に開催された昭和37年度第3回日本体育協会理事会では、日本スポーツ少年団の諸規程についての審議がなされた。同理事会では、各規程の素案を考案する作業に携わってきた竹田から、以下のような説明がなされた⁵⁷⁾。

「(1)スポーツ少年団の育成、指導のため本会(日本体育協会—引用者注)内に日本スポーツ少年団本部を設けるが、そのための日本スポーツ少年団本部規程(案)を作成した。この本部は本会寄付行為第14章にもとづく専門委員会としたい。(2)都道府県におけるスポーツ少年団組織を育成し援助するため都道府県体育協会に都道府県スポーツ少年団本部を、市区町村又はそれにかわる機関に市区町村スポーツ少年団本部を設けることとし、またスポーツ少年団は登録することによって正式な団と認められることにして、その登録方法等を規定したスポーツ少年団の育成および登録規程(案)を作成した。(3)このスポーツ少年団は下からもりあがる少年中心のものとするため団長、副団長、班長、副班長は少年団員の互選とし、団の構成は20名を標準単位とした。団活動を指導援助する指導者は団の外にあって指導援助するものとして、これらおよびスポーツバッヂテストを含む団活動について規定するスポーツ少年団準則(案)を作成した。(4)スポーツ少年団指導者協議会の規程については目下検討中である。」

そして、日本体育協会理事会での審議を経て、「日本スポーツ少年団本部規程」^{<資料-2>}、「スポーツ少年団準則」^{<資料-3>}、「スポーツ少年団の育成および登録規程」^{<資料-4>}が承認された。制定された規程の内容は、6月20日に発行された日本体育協会の機関誌『体協時報』に掲載された⁵⁸⁾。

そして、日本体育協会は、日本スポーツ少年団本部規程、スポーツ少年団準則、スポーツ少年団の育成および登録規程を4月27日に正式に発表した。このことについては、各新聞社が翌日の紙面で取り上げており⁵⁹⁾、日本スポーツ少年団の設立に対する関心の高さを感じるとともに、日本体育協会の事業として日本スポーツ少年団が設立されることが、公に発信されることとなった。

d. 日本スポーツ少年団における本部委員の選定

日本スポーツ少年団の本部規程が制定されたことを受け、5月7日に開催された昭和37年度第4回日本体育協会理事会では、審議事項として日本スポーツ少年団の本部における委員の選出が挙げられた。そして、委員の選出について、日本体育協会の専務理事であった竹田恒徳から以下のような案が提示された⁶⁰⁾。

「日本スポーツ少年団本部規程により、日本スポーツ少年団本部の本部長は会長(日本体育協会会長—引用者注)が指名する理事(日本体育協会理事—引用者注)が就任し、委員は30名～50名が選出されることになっているが、この委員については、小委員会において検討の結果、本会(日本体育協会—引用者注)より5名、地方スポーツ少年団本部より5名、指導者協議会より3名、高・中・小体連より各2名で計6名、中学校長会より2名、関係官庁ならびに関係機関より5名、学識経験者より10名の計36名でとりあえず発足し、必要に応じて増員することにしたらどうかとの案についてご検討願いたい。小委員会では、現在までご尽力願った関係から、本会役員より選出する委員に、竹田、久富、栗本、塩沢の各理事を、また学識経験者に野津謙、大島鎌吉、森徳次、磯村英一、竹之下休蔵の各氏を委嘱したい意向である。関係官庁ならびに関係機関、中学校長会、高・中・小体連にたいしては、それぞれ適任者の推薦を願い、本会会長名で委嘱することになる。」

このことについて、日本体育協会理事会での審議の結果、委員を選出する方針については承諾されたが、日本体育協会からの委員の選出及び学識経験者の人選に関しては日本体育協会会長に一任されることとなった。

そして、5月23日に開催された昭和37年度第5回日本体育協会理事会では、日本体育協会会長の津島寿一が、日本体育協会から選出される委員と初代の本部長の人選について、以下のような案を提示した⁶¹⁾。

「日本スポーツ少年団本部規程によりその本部委員に本会理事(日本体育協会理事—引用者注)より5名選出することになっているが、竹田専務理事、久富、栗本、塩沢の各理事に委嘱したい。残りの1名については、IOC総会出発前に決定し

たいので会長に一任願いたい。なお、会長が指名することになっている日本スポーツ少年団本部長には竹田専務理事を指名したい。」

その後、日本体育協会理事会での審議を経て、竹田恒徳、久富達夫、栗本義彦、塩沢幹の四名が、日本スポーツ少年団本部の委員に選出され、日本スポーツ少年団の初代本部長に竹田が就任した。

第8項 「オリンピック・デー」(1962)における日本スポーツ少年団の発足

オリンピック・デーを二日後に控えた6月21日、日本スポーツ少年団の設立に先駆けて、日本スポーツ少年団の本部が発足し、約一千名の参加者のもと第一回目の総会が開催された⁶²⁾。

1962(昭和37)年6月23日、この年のオリンピック・デーは、結成から50周年を迎えた日本体育協会の記念式典を兼ねて、日本体育協会、オリンピック東京大会組織委員会、東京都の共催のもと、東京都新宿区の厚生年金会館で開催された。同式典は、二年後に迫ったオリンピック東京大会へ向けた機運を醸成するという意図もあり、約2,400名の参加者のもと、盛大に開催された⁶³⁾。

当日は、プログラム(表5-3)に沿って進行がなされ、オリンピック東京大会組織委員会会長であり日本体育協会会長であった津島寿一と、IOC委員で東京都知事の東竜太郎の挨拶、来賓であった池田勇人内閣総理大臣と荒木万寿夫文部大臣からの祝辞に続いて、皇太子殿下(平成の天皇陛下)からおことばが述べられた。

その後、日本スポーツ少年団のマーク入選者の表彰が行われ、日本体育協会会長賞を受賞した山口県の柴田恵美子さんが表彰された。そして、当日に登録を行った東京都と埼玉県のスポート少年団の22団には、竹田恒徳本部長から団旗が授与され、団旗の第一号を東京都の「新宿区スポート少年団」が受け取った。さらに、オリンピックに関する講演や、オリンピック讃歌とオリンピック国民歌の披露などが行われ、式典は終了した⁶⁴⁾。

以上のように、日本スポーツ少年団は、日本体育協会の創設50周年という節目の年のオリンピック・デーに開催された式典で、登録された22団753名によって、正式に設立された。

表 5-3. オリンピック・デー 日本体育協会創立 50 周年記念事業プログラム

1	音楽	「オリンピック・ヒム」「オリンピック交響詩」	N響演奏
2	挨拶	オリンピック東京大会組織委員会会長、日本体育協会会長	津島寿一
		IOC 委員、東京都知事	東竜太郎
3	祝辞	内閣総理大臣	池田勇人
		文部大臣	荒木万寿夫
4	お言葉		皇太子殿下
5	スポーツ少年団マーク入選者表彰		
6	スポーツ少年団団旗の授与		
7	講演	「オリンピックにちなみて」	小泉信三
8	「少年オリンピックの歌」		
9	オリンピック讃歌「走れ大地を」		
10	オリンピック国歌「この日のために」		
11	映画「東京オリンピック序曲」		
12	映画「体協 50 年」		

[日本体育協会日本スポーツ少年団 (1993) 日本スポーツ少年団 30 年史. 日本体育協会日本スポーツ少年団: 東京. 23. より作成]

第 3 節 日本スポーツ少年団の活動指針としての理念及び哲理の作成

第 1 項 大島鎌吉による哲理作成委員会発足の呼びかけ

日本スポーツ少年団の設立から一年が経過した頃、日本スポーツ少年団の本部委員会において、日本スポーツ少年団の理想や将来へ向けた展望を協議すべきであるという意見が大島鎌吉から出された。そして、日本スポーツ少年団本部の副本部長を務めていた野津謙を中心とした数名のメンバーによって、この問題について検討することになり、1963 (昭和 38) 年 8 月 23 日に協議の場が設けられた。

この協議の場において、今後の日本スポーツ少年団の在り方を検討することの必要性が認識され、「哲理作成委員会」を設けることが決定し、翌月の 10 日に、野津や大島らをメンバーとした哲理作成委員会 (表 5-4) が発足した⁶⁵⁾。

表 5-4. 第四次草案：日本スポーツ少年団の哲理の構成

氏名	日本スポーツ少年団 本部での役職	備考
野津 謙	副本部長	
大島 鎌吉	委員	
森 徳治	委員	元成城大学教授
松島 茂善	委員	文部省スポーツ課長
松田 岩男		東京教育大学教授
成田 十次郎		東京教育大学教授
飯田 芳郎		文部省調査官
飯塚 鉄雄	企画委員	東京都立大学教授
石河 利寛		東京大学助教授
上田 幸夫		東京学芸大学附属 小学校教諭
高田 通	総主事	
阿部 三也夫	指導主事	

[日本体育協会日本スポーツ少年団（1993）日本スポーツ少年団 30 年史．日本体育協会日本スポーツ少年団：東京．23．及び、武隈晃、前田晶子（2015）「日本スポーツ少年団の哲理・理念」における教育思想の形成過程．鹿児島大学教育学部教育実践研究紀要，24：59-69. より作成]

日本スポーツ少年団の拠り所とも言える哲理を作成する上では、スポーツの普遍妥当的な哲学を明らかにし、日本スポーツ少年団の理想と指導原理を形作っていくことが目的とされた。

哲理を作成することを提起した大島は、哲理の存在によって、日本スポーツ少年団の活動は分岐点を迎えると述べた上で、哲理を作成することの必要性について、以下のように語っている⁶⁶⁾。

「…哲理は、あたかも社の中の神像であります。神像が入ってはじめて社になる

と同じように、揃いの洋服を着せたとか、くつをはかせたとかという外見だけで、スポーツ少年団は成り立ちません。その中には魂がなければなりません。…」

このように、日本スポーツ少年団の設立を主導してきた大島が、活動の基幹と成りえる基本理念が存在しないままでは、日本スポーツ少年団の活動は一過性のもので終了するという危機感が端をなし、日本スポーツ少年団の哲理は作成されることとなり、その作業は哲理作成委員会によって進められた。

第2項 日本スポーツ少年団の基本的理念の制定

日本スポーツ少年団の哲理は、哲理作成委員会で何度も議論を重ね、委員の一人であった森徳治によって、その草案が起稿された。1963（昭和38）年12月、「第一次草案」が提示された後、わずか一カ月の間に三回に渡って改訂が行われ、翌年1月に開催された第一回日本スポーツ少年団中央指導者講習会において、「第四次草案」（表5-5）が発表された⁶⁷⁾。

表5-5. 第四次草案：日本スポーツ少年団の哲理の構成

I	日本スポーツ少年団綱領
II	日本スポーツ少年団指導者綱領
III	日本スポーツ少年団指導者心得
IV	日本スポーツ少年団要項
V	日本スポーツ少年団の理念
	第一章 民族の運命とその危機
	第二章 非行少年の実態とその絶滅対策
	第三章 学校教育と社会教育との相補関係
	第四章 時代の要求と新しい人間像
	第五章 スポーツの本質とその効果
	第六章 スポーツ少年団の指導原理

[執筆者不詳（1964）第四次草案 日本スポーツ少年団の哲理．哲理作成委員会．より作成]

この草案の中で、特に重要視されたのがVの「日本スポーツ少年団の理念」であり、その内容について、日本スポーツ少年団本部は以下のように説明している⁶⁸⁾。

「主文はVの『日本スポーツ少年団の理念』で、『理念』は大きく分けて2つの論旨から成り立っている。前半は敗戦から戦後にかけての日本社会の功罪についての考察と批判およびその結果としての青少年の現状と問題点について。後半は時代の求める新しい人間像を説き、スポーツ少年団運動の中軸となる『スポーツの本質』およびそれに基づく指導原理について、論述している」

そして、上記の理念は、中央指導者講習会における協議や出席者からの要望などを受け、再度、修正がなされた結果、日本スポーツ少年団の設立から2年が経過した1964（昭和39）年の秋頃に、「日本スポーツ少年団の理念」として、正式に発表された。

また、日本スポーツ少年団本部は、「スポーツ少年団設立とその理念の構想に当たって、先進諸外国の動向の中でも、最も参考とされたのは西ドイツであった。…」と述べており、日本スポーツ少年団の理念を検討する上でも、ドイツ・スポーツユエーゲントを見本としたことを認めている⁶⁹⁾。

小括

本章の目的は、戦後の青少年スポーツの振興策の中で、日本スポーツ少年団の設立が展開された経緯について述べた上で、オリンピック青少年運動として日本体育協会が日本スポーツ少年団を設立した過程を論じることであった。

戦後の本国の体育・スポーツ政策の中で青少年のスポーツ振興策が実施されるようになったきっかけは、オリンピック・メダリスト・クラブの代表者が岸首相の私邸を訪れて青少年スポーツ活動に対する政府の支援を要請したことであった。

これを受けて文部省は、昭和34年度に青少年のスポーツ活動を奨励することを目的として青少年スポーツ活動特別育成費を予算化するとともに、青少年のスポーツ活動を推進する地域を全国の市区町村の中から選出した。また、保健体育審議

会の答申やスポーツ振興法でも、青少年や子どもたちのスポーツ活動の振興が取り上げられた。

そして、国策として青少年スポーツの振興が実施されるようになると、その中の一つの施策として、青少年のスポーツ組織の結成を推し進めることが謳われ、これによって、日本スポーツ少年団を国策として育成していく風土が醸成された。

このような中、1960（昭和 35）年 6 月 22 日に開催された日本体育協会理事会において、オリンピック青少年運動の一環として日本スポーツ少年団を設立するという方針が決定された。そして、この決定によって、日本体育協会が日本スポーツ少年団の設立に携わるようになる。日本体育協会が日本スポーツ少年団の設立に関与し始めたことで、日本体育協会理事会でも日本スポーツ少年団の設立に関する事項が審議されるようになる。

このように、日本スポーツ少年団の設立へ向けた機運が高まる中、日本スポーツ少年団の設立準備を推し進めていた大島鎌吉が、ドイツ・スポーツユーゲントの創設者であるカール・ディームを招聘して、国内の各都市で青少年運動の推進に関する講演会や懇談会を開催したことも、日本スポーツ少年団の設立を後押ししたと考えられる。

さらに、それまで日本スポーツ少年団の具体的な設立準備を担っていたオリンピック青少年推進準備世話人会は、発展的に解消してオリンピック青少年運動推進準備委員会として結成された。そして、同委員会が日本スポーツ少年団の設立に向けた準備を担うこととなり、選出された委員によって、オリンピック青少年運動小委員会が結成された。オリンピック青少年運動小委員会では、日本スポーツ少年団の設立時期や活動方針といった具体的な内容が定められ、設立準備は大きく前進した。

設立準備が進展する中、日本体育協会の事業として日本スポーツ少年団を設立することが、日本体育協会理事会において正式に決定された。この決定により、日本体育協会理事会での審議を経て、日本スポーツ少年団の正式な発足に向けた基盤の整備が進められ、日本スポーツ少年団の拠点となる施設の建設計画、日本スポーツ少年団に関する各規定の制定、日本スポーツ少年団における本部役員を選定などが行われ、1962（昭和 37）年 6 月 23 日のオリンピック・デーに開催された日

本体育協会結成 50 周年の記念事業として、日本スポーツ少年団は設立された。

設立当初の日本スポーツ少年団は、組織の根幹とも言える基本理念が存在しておらず、このことに危機感を持った大島鎌吉によって、日本スポーツ少年団の基本理念を作成するための組織として哲理作成委員会が結成され、同委員会における度重なる議論を経て、1964（昭和 39）年に日本スポーツ少年団の理念が発表された。

<注記および引用・参考文献>

- 1) 当時の日体協寄付行為には、理事会は日体協の会務を執行する機関であると記されたおり、日体協における実務を計画して実行する役割を担っていた。（日本体育協会編（1963）日本体育協会五十年史．525．）
- 2) 文部省体育局が設置されたのは、1958（昭和 32）年 5 月が初めてではなかった。一度目は、1947（昭和 21）年 1 月に設置され、1950（昭和 24）年 6 月に廃止された。体育局の廃止で体育・スポーツ行政が多元化されたために、体育局の復活を望む意見は多かったものの設置には至らなかった。復活した体育局には、体育課、スポーツ課、学校保健課、学校給食課が設けられ、体育・スポーツ行政が一元化されることとなった。（栗本義彦編（1966）概説 社会体育．第一法規出版：東京．225-231）
- 3) 今村嘉雄（1970）日本体育史．不昧堂出版：東京．663．
- 4) 文部省（1959）国と地方の文教予算 昭和 34 年度．147-148．
- 5) 文部省（1959）文部時報．979：24．
- 6) 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課編（1959）教育委員会月報 11(8)，80．
- 7) 同上書．80．
- 8) 同上書．81．
- 9) オリンピック東京大会の開催を契機とする国民とくに青少年の健康、体力の増強のための施策について（答申）．保健体育審議会（諮問、答申、建議）昭和 35 年度（1）．請求番号：平 15 文科/00389100．
- 10) この答申は、オリンピック東京大会を目標とした文部省のスポーツ五カ年計画

案であるとの指摘もなされている。なお同答案は、表題が「体育振興総合計画要綱」（本文には、「趣旨」と「施策」が記載）となっており、別添として「スポーツ教室設置要綱試案」、「教育キャンプセンター設置要綱試案」、「学校保健関係試案」、「国立総合体育研究所設置要綱試案」が添えられている。（今村嘉雄（1970）日本体育史．不昧堂出版：東京，666-667）

11) オリンピック東京大会の開催を契機とする国民とくに青少年の健康、体力の増強のための施策について（答申）．保健体育審議会（諮問、答申、建議）昭和35年度（1）．請求番号：平15文科/00389100.

12) オリンピック東京大会の開催を契機とする国民とくに青少年の健康、体力の増強のための施策について（答申）．保健体育審議会（諮問、答申、建議）昭和35年度（1）．請求番号：平15文科/00389100.

13) 川口頼好、西田剛（1961）逐条解説：スポーツ振興法．柏林書房：東京.

14) 同上書．48-49.

15) 同上書．49.

16) 日本体育協会編（1960）体協要覧1959-1960.115.

17) 大島のスポーツ振興に対する考え方については、大島が記した論考や、岡邦行がオリンピック東京大会を軸に大島の一生涯を記した文書からも確認することができる。（大島鎌吉（1959）「スポーツ少年団」への胎動．体育科教育7(4)，14. 岡邦行（2013）大島鎌吉の東京オリンピック．東海大学出版会：神奈川，177-178）

18) 野津謙（1979）野津謙の世界：その素晴しき仲間たち．国際企画・学藝書林：東京．122-127.

19) 日本体育協会（1960）昭和35年度第3回理事会議事録．7.

20) 日本体育協会（1962）体協時報．119：71.

21) 日本体育協会（1960）昭和35年度第7回理事会議事録．4.

22) 日本体育協会（1960）昭和35年度第7回理事会議事録．3-4.

23) 日本体育協会（1960）昭和35年度第7回理事会議事録．4.

24) 日本体育協会（1960）昭和35年度第8回理事会議事録．7.

25) 毎日新聞（1960）7月14日付11面.

26) 選手強化対策本部は目的を遂行するために、五年間に渡る長期的な計画に基づ

きながら選手強化を図った。具体的には、1960年度（第一次基礎準備期）が、本部組織機構の確立、コーチ制度の設置、トレーニング・ドクターの配置、スポーツ科学研究の基礎固め、一般的強化と新人の発掘を目的として、1961年度（第二次基礎準備期）が、トレーニング思想の確立、からだづくりの展開、国際交流の実施、立地条件の整備を目的として、1962年度（第一次本格的強化活動期）が、からだづくりの積極的实施、海外事情の調査、精神教育の実施、トレーニング用器具・用具の整備を目的として、1963年度（第二次本格的強化活動期）が、体力と技術の融合、重点的英才教育の実施、東京国際スポーツ大会での実力評価、トレーニング・センターの確保、健康管理の実施を目的として、1964年度（仕上げ期）が、臨戦体制の確立とオリンピック代表選手団結成準備、仕上げ期トレーニングの実施、健康管理の実施を目的として活動が展開された。（日本体育協会（1965）東京オリンピック選手強化対策本部報告書．48-49.）

27) カール・ディームは、1882（明治15）年にドイツのヴェルツブルクで生まれ、1904（明治37）年にベルリン大学の研究生となり生理学を専攻した。その後、ドイツ・オリンピック委員会事務総長やドイツ体育委員会事務総長、オリンピックベルリン大会の組織委員会事務総長などを務めた。また、ドイツ体育大学やケルン・スポーツ大学においても要職を務めるとともに、後身の育成にも尽力した。日本には、1929（昭和4）年、1955（昭和30）年、1961（昭和36）年の三度、訪れている。（加藤元和（1985）カール・ディームの生涯と体育思想．不昧堂出版：東京．29-69）

28) 日本体育協会（1961）昭和35年度第18回理事会議事録．5.

29) 日本体育協会（1961）体協時報．99：4-5.

30) 日本体育協会（1961）体協時報．99：3.

31) 日本体育協会（1961）体協時報．100：28-30.

32) 日本体育協会（1961）体協時報．100：28.

33) 同上書．28.

34) 日本体育協会日本スポーツ少年団（1993）日本スポーツ少年団30年史．日本体育協会日本スポーツ少年団：東京．16-17.

35) 日本体育協会（1962）体協時報．109：71.

- 36) 日本体育協会 (1961) 体協時報. 97 : 19.
- 37) 日本体育協会 (1961) 体協時報. 97 : 19.
- 38) 日本体育協会 (1961) 体協時報. 98 : 34-35.
- 39) 毎日新聞 (1961) 3月8日付 11面.
- 40) 日本体育協会 (1962) 体協時報. 109 : 71.
- 41) 1961 (昭和 36) 年 5 月から 1962 (昭和 37) 年 2 月までに開催されたオリンピック青少年運動小委員会の開催日は以下の通りである。なお、全ての委員会が日本体育協会にて開催された。(日本体育協会 (1962) 体協時報. 109 : 71-72.)
- 第 1 回オリンピック青少年運動小委員会 (1961 年 5 月 19 日)
 - 第 2 回オリンピック青少年運動小委員会 (1961 年 5 月 26 日)
 - 第 3 回オリンピック青少年運動小委員会 (1961 年 6 月 6 日)
 - 第 4 回オリンピック青少年運動小委員会 (1961 年 10 月 24 日)
 - 第 5 回オリンピック青少年運動小委員会 (1961 年 11 月 4 日)
 - 第 6 回オリンピック青少年運動小委員会 (1961 年 11 月 24 日)
 - 第 7 回オリンピック青少年運動小委員会 (1961 年 12 月 8 日)
 - 第 8 回オリンピック青少年運動小委員会 (1961 年 12 月 18 日)
 - 第 9 回オリンピック青少年運動小委員会 (1962 年 2 月 9 日)
- 42) オリンピック・デーとは、1894(明治 27)年 6 月 23 日に開催された国際オリンピック委員会の創立会議で、近代オリンピック大会の復活が決議されたことを記念した日のことであり、オリンピック・ムーブメントを高揚するための競技会や記念行事等が各国で開催されている。(日本オリンピック・アカデミー (1981) オリンピック事典. プレス : 東京. 52-53.)
- 43) 日本体育協会 (1962) 体協時報. 109 : 71-72.
- 44) 日本体育協会 (1961) 昭和 36 年度第 14 回理事会議事録. 4-5.
- 45) 日本体育協会日本スポーツ少年団 (1993) 前掲書. 16-17.
- 46) 1949 (昭和 24) 年に日本体育協会がスポーツの普及を目的として作成した制度であり、男子 22 種目、女子 15 種目の各種スポーツが実施された。それぞれの種目では、技術の習熟度に応じて階級 (初級、中級、上級) が設定され、年度内に初級のレベルに 3 種目以上、到達することが出来た者には、バッヂが贈呈された。

(日本体育協会(1949)スポーツバッジテスト要項. 日本スポーツ出版協会:東京.
3-12.)

- 47) 日本体育協会 (1961) 昭和 36 年度第 15 回理事会議事録. 2.
- 48) 日本体育協会 (1961) 昭和 36 年度第 14 回理事会議事録. 5.
- 49) 日本体育協会 (1962) 昭和 36 年度第 16 回理事会議事録. 7.
- 50) 朝日新聞 (1962) 1 月 18 日付 7 面 東京朝刊.
- 51) 日本体育協会 (1962) 昭和 36 年度第 16 回理事会議事録. 4.
- 52) 日本体育協会 (1962) 昭和 37 年度第 1 回理事会議事録. 4.
- 53) 日本体育協会日本スポーツ少年団 (1993) 前掲書. 18-19.
- 54) 日本体育協会 (1962) 昭和 37 年度第 3 回理事会議事録. 3-4.
- 55) 日本体育協会 (1962) 昭和 37 年度第 3 回理事会議事録. 2-3.
- 56) 日本体育協会 (1962) 体協時報. 110 : 19.
- 57) 日本体育協会 (1962) 昭和 37 年度第 3 回理事会議事録. 2.
- 58) 日本体育協会 (1962) 体協時報. 110 : 19-22.
- 59) このことについては、朝日新聞が「一単位 10-30 人で スポーツ少年団の設置要項」、毎日新聞が「六月にまず東京で結成 スポーツ少年団」、読売新聞が「10-30 人で組織 『スポーツ少年団』の細目発表」と題して報じた。(朝日新聞 (1962) 4 月 28 日付 11 面 東京朝刊、毎日新聞 (1962) 4 月 28 日付 9 面、読売新聞 (1962) 4 月 28 日 6 面)
- 60) 日本体育協会 (1962) 昭和 37 年度第 4 回理事会議事録. 1-2.
- 61) 日本体育協会 (1962) 昭和 37 年度第 5 回理事会議事録. 5.
- 62) 読売新聞 (1962) 6 月 22 日付 7 面.
- 63) 日本体育協会日本スポーツ少年団 (1993) 前掲書. 22.
- 64) 日本体育協会日本スポーツ少年団 (1993) 前掲書. 92-93.
- 65) 日本体育協会日本スポーツ少年団 (1993) 前掲書. 39.
- 66) 日本体育協会日本スポーツ少年団 (1993) 前掲書. 314.
- 67) 日本体育協会日本スポーツ少年団 (1993) 前掲書. 41.
- 68) 日本体育協会日本スポーツ少年団 (2013) 日本スポーツ少年団 50 年史. 日本体育協会日本スポーツ少年団 : 東京. 102.

69) 1964 (昭和 39) 年に発表された「日本スポーツ少年団の理念」には、「なぜスポーツ少年団が育たねばならないのか。私達の考え方」という副題が添えられた。そして、第一章「平和への二つの道」、第二章「スポーツの本質」、第三章「スポーツの効果」、第四章「日本スポーツ少年団の指導原理」、第五章「時代の要求する少年像」によって構成された。(日本体育協会日本スポーツ少年団 (2013) 前掲書. 300-306.)

終章

まとめと今後の課題

本研究の目的は、1950年代におけるドイツ・スポーツユーゲンツ及び健民少年団の設立、日独青少年交歓事業の開催という事象を経て、オリンピック青少年運動の中で日本体育協会の事業として日本スポーツ少年団が設立された過程を明らかにすることであった。

そこで終章では、本研究を通じて検討してきた結果を、上記の課題に応えるべく、以下の三点に整理して論述する。

- 1) 日本スポーツ少年団の設立に至るまでの経緯
- 2) 日本スポーツ少年団の設立に大島鎌吉が果たした役割
- 3) ドイツ・スポーツユーゲンツ及び健民少年団と日本スポーツ少年団の共通点

1) 日本スポーツ少年団を設立する際にモデルとされたのが、西ドイツで設立されたドイツ・スポーツユーゲンツであった。戦後のドイツでは、1945（昭和20）年12月に発令されたドイツ管理委員会指令第23号に基づいて、地域的性格の非軍事的なスポーツ組織は一定の条件下で新設されることが認められた。これによって、新たに結成されたスポーツ組織では、青少年部門が設置されるとともに、統一的な組織の設立を求める機運が高まる中、ドイツ連邦共和国の建国を契機として、1950（昭和25）年4月7日から9日にかけて開催された会合において、ドイツ・スポーツユーゲンツが設立された。

ドイツ・スポーツユーゲンツは、青少年たちを肉体面、精神面、そして道徳面から教育することを基盤に据えて、スポーツ活動と共同生活を中心に活動が展開された。また、設立当初のドイツ・スポーツユーゲンツは、連邦青少年大会の導入やオリンピック大会の観戦、連邦青少年計画による財政面での支援によって活動の根幹が構築された。そして、戦後の西ドイツにおけるスポーツ振興策に着目した大島鎌吉によって、ドイツ・スポーツユーゲンツをはじめ、西ドイツのスポーツ振興策に関する情報が入手された。

ドイツ・スポーツユーゲンツが設立された1950（昭和25）年、横浜市において日本スポーツ少年団の設立へと繋がる健民事業が開始された。健民事業とは、戦後

復興に伴う急激な都市化により健康が脅かされていた横浜市民を守るために、横浜市が体育・スポーツ政策の施策として実施した事業であった。そして、健民事業の一つとして、1950（昭和 25）年に開始されたのが子供の遊び場設置運動であった。この活動により、子どもたちの遊び場が新設されるとともに、遊び場を管理するために子供の遊び場管理委員会が結成された。

健民事業が体育・スポーツ政策の中心事業に据えられると、子供の遊び場管理委員会を活用して、健民事業を推進する健民会なる組織が横浜市内に設立された。その後、健民会に所属する青少年たちの活動の興隆を目的として、横浜健民少年団が設立された。横浜健民少年団の設立に関して、横浜市長であった平沼亮三から相談を受けた大島鎌吉は、参考としてドイツ・スポーツユーゲントの活動を紹介しており、横浜健民少年団の組織体制や活動内容に影響を与えたと考えられる。また、横浜市を中心に健民少年団の活動は普及し、全国の都市でも健民少年団が設立されていった。

横浜健民少年団が設立された 1953（昭和 28）年、健民少年団は更なる活動の発展を目指して、西ドイツとの日独青少年交歓事業の開催を目論むようになる。同年 8 月、健民少年団の活動を牽引していた全国都市体育研究協議会は、大島鎌吉に日独青少年交歓事業の開催を託した。調整役となった大島は、西ドイツを訪問して現地の担当者との交渉を行い、日独青少年交歓事業を開催へと導いた。

大島の尽力によって、第一回目の日独青少年交歓事業が 1954（昭和 29）年 8 月に西ドイツで開催され、健民少年団の代表者 12 名で構成された日本からの派遣団が、一ヶ月に亘り西ドイツの各都市を巡りながら、ドイツ・スポーツユーゲントを中心とした現地の青少年たちとの交流を図った。

翌年の 8 月には、第二回日独青少年交歓事業が前年同様に、西ドイツで開催された。この交歓事業には、我が国の代表団として、西ドイツ青少年問題視察団が約一ヶ月に亘って派遣され、西ドイツの各都市を巡りながら様々な交流事業が実施された。さらに、同事業終了後には、『立ち上るドイツ青少年』が出版され、同書を通じてドイツ・スポーツユーゲントをはじめとした西ドイツにおける青少年活動が日本に紹介された。

1956（昭和 31）年 7 月、西ドイツからドイツ・スポーツユーゲントの代表者 12 名が来日して、第三回日独青少年交歓事業が開催された。訪日した代表団一行は、約

一ヶ月に亘って日本の各都市を巡りながら、我が国の青少年たちと交流を図った。

そして、日独青少年交歓事業を通じて、ドイツ・スポーツユーゲントや西ドイツにおける青少年育成に関する施策が日本に紹介された。さらに、青少年育成活動の先進国であった西ドイツの状況を把握したことで、健民少年団活動をはじめ、日本の青少年育成に関する活動が発展を目指す機会となった。

日独青少年交歓事業を通じて、ドイツ・スポーツユーゲントの活動が日本へと紹介される中、オリンピック東京大会の招致活動の中で、日本スポーツ少年団の設立構想が提示され、設立へ向けた動きは新たな局面を迎えることとなった。

1955（昭和 30）年 6 月の東京都議会における決議を受け、第 18 回オリンピック大会の招致活動は開始された。日本が招致活動を展開する上で重要視したのが、1958（昭和 33）年 5 月に東京で開催された 54 次 IOC 総会と第三回アジア競技大会であった。この二つの事業の開催を成功させた我が国は、オリンピック大会の運営能力を保持していると評され、招致活動を大きく前進させた。

しかしながら、招致活動が佳境に入った 1958 年 12 月、活動を牽引してきた日本体育協会の理事が総辞職する事態が発生し、活動は停滞せざるを得ない状況に陥った。この時、活動を支えたのが日本体育協会の理事が総辞職する直前に結成されたオリンピック青年協議会とオリンピック・メダリスト・クラブであった。

この二つの組織は、招致活動の新たな担い手としての役割を果たすだけでなく、日本スポーツ少年団の設立過程にも影響を与えた。特に、オリンピック・メダリスト・クラブは、役員が岸首相の私邸を訪れて日本スポーツ少年団の根幹となる組織の設立支援を政府に要請するとともに、同組織の理事であった大島鎌吉が 1959（昭和 34）年 3 月に発表した論考「『スポーツ少年団』への胎動」の中で、日本スポーツ少年団の基となる組織の構想案を提示した。

オリンピック・メダリスト・クラブの代表者が、政府に対して青少年スポーツ振興に対する支援を要請したことを受け、文部省は昭和 34 年度の予算に、青少年スポーツ活動特別育成費を計上した。さらに、保健体育審議会の答申やスポーツ振興法でも、青少年や子どもたちのスポーツ活動の振興について言及されるようになる。

そのような中、1960（昭和 35）年 6 月 22 日に開催された日本体育協会理事会で、オリンピック青少年運動の一環として日本スポーツ少年団を設立する方針が

決定される。これによって、日本体育協会が中心となって日本スポーツ少年団の設立準備が進められるようになる。

その後、オリンピックローマ大会の国際スポーツキャンプへの青少年スポーツ指導者の派遣や、ドイツ・スポーツユーゲントの創設者であったカール・ディームを招聘しての青少年運動の推進に関する講演会や懇談会の開催によって、日本スポーツ少年団の設立へ向けた機運が高まっていった。

そして、1961(昭和 36)年 1 月に結成されたオリンピック青少年運動推進準備委員会が、日本スポーツ少年団の設立へ向けた具体的な準備を担うこととなり、この委員会から選出された委員によって、オリンピック青少年運動小委員会が結成され、日本スポーツ少年団の具体的な設立時期や活動方針が決定された。

さらに、1961 年 12 月に開催された日本体育協会理事会で、日本体育協会の事業として日本スポーツ少年団を設立することが正式に決定された。これにより、日本スポーツ少年団の拠点となる施設の建設計画、日本スポーツ少年団に関する各規定の制定、日本スポーツ少年団における本部役員の選定といった設立へ向けた様々な事項が日本体育協会理事会で審議された後、1962(昭和 37)年 6 月 23 日に日本スポーツ少年団は設立された。

また、設立から二年後の 1964(昭和 39)年には、大島鎌吉の呼びかけで結成された哲理作成委員会において、日本スポーツ少年団の理想や将来へ向けた展望などが記された日本スポーツ少年団の理念が制定された。

以上のように、日本スポーツ少年団の設立過程を改めてまとめてみると、これまで日本スポーツ少年団設立の原点とされてきた、オリンピック青少年運動としての設立が決定されるまでには、ドイツ・スポーツユーゲント及び健民少年団の設立、日独青少年交歓事業の展開、オリンピック東京大会の招致活動における日本スポーツ少年団構想の提示といった事象の存在が明らかになった。

そして、この 1950 年代における一連の活動を通して、日本スポーツ少年団を設立するという機運が醸成されていたからこそ、オリンピック青少年運動として日本スポーツ少年団を設立することが可能であったと考える。

2) ここでは、日本スポーツ少年団の設立を中心となって進めた大島鎌吉が、日本スポーツ少年団の設立過程で果たした役割を整理した上で、大島の役割を通じ

て、ドイツ・スポーツユーゲントと健民少年団が日本スポーツ少年団の設立にどのように関連したのかを論じる。

大島鎌吉が日本スポーツ少年団の設立を目指すようになったきっかけは、戦後日本のスポーツ界の再生を担うメンバーの一員に選出された大島が、ドイツスポーツ界の重鎮であったカール・ディームを介して、ドイツ・スポーツユーゲントに関する情報を収集したことであった。

大島がドイツ・スポーツユーゲントに関する情報を入手し始めた1950年代初頭、横浜市では健民事業が開始され、同事業の中で青木壯五が設立案を構想した健民少年団なる組織が市内の各地域に設立されていった。大島は、健民少年団の考案者である青木を支援するとともに健民少年団を設立する際の参考として、ドイツ・スポーツユーゲントの活動を紹介した。

その後、健民少年団の活動が各都市へと普及していくと、さらなる発展を目的として西ドイツとの国際交流事業の開催が目指されるようになった。1953(昭和28)年8月、全国市長会から依頼を受けた大島は、西ドイツへ渡り内務省を訪問して家庭・青少年・スポーツ局長を務めていたハンス-ハインリッヒ・ジーフェルト(Hans-Heinrich Sievert)と交渉して、翌年に第一回日独青少年交歓事業を開催することを決定した。

1954(昭和29)年8月に開催された第一回日独青少年交歓事業には、大島も派遣団の一員として訪独し、西ドイツの青少年運動やドイツ・スポーツユーゲントを見聞した上で、帰国後に発表した論文でドイツ・スポーツユーゲントをスポーツ少年団と翻訳して、初めて日本に紹介した。

以上のように、日本スポーツ少年団の設立史の幕開けとも言える1950年代初頭、大島鎌吉は、西ドイツで設立されたドイツ・スポーツユーゲントに関する情報を入手するとともに、横浜市が設立を進めた健民少年団の活動も支援した。さらに、ドイツ・スポーツユーゲントと健民少年団を中心とした日独の青少年たちが交流を図った日独青少年交歓事業を開催へと導き、この事業を通じて西ドイツの青少年運動やドイツ・スポーツユーゲントの活動を日本へと紹介した。そして、大島の働きかけによって、健民少年団はドイツ・スポーツユーゲントの影響を受けながら設立されたと考えられる。

ドイツ・スポーツユーゲントと健民少年団の架け橋となった大島は、オリンピッ

ク東京大会の招致活動を通じて、日本スポーツ少年団の原型となる組織の青写真を提示するとともに、この構想を国策として展開する礎を築いた。

オリンピック大会の招致を目指していた我が国は、1958（昭和 33）年 5 月に東京で開催された第 54 次 IOC 総会と第 3 回アジア競技大会を成功裡に終え、招致活動を大きく前進させた。しかし、同年 7 月、日本オリンピック後援会の使途不明金問題により招致活動を牽引してきた日本体育協会の理事が総辞職する事態が発生した。この不測の事態を打開し、オリンピック東京大会が実現できた背景には、招致活動の支援を目的として結成されたオリンピック・メダリスト・クラブが存在していた。

この時、同組織の結成に尽力するとともに、理事に就任して招致活動を遂行したのが大島であった。彼はオリンピック・メダリスト・クラブの役員たちを率いて、日本スポーツ少年団の基となる組織の設立を日本政府に要請した。オリンピック・メダリスト・クラブが政府に要請したことをきっかけとして、同組織の設立構想は世間に知られるとともに、この構想を国策として展開していくための準備が進められた。

また、大島は 1959（昭和 34）年 3 月に発表した論考の中で、政府に支援を要請した組織についての具体的な内容を説明するとともに、同組織を設立する上では、健民少年団の活動が参考になると指摘した。このことを踏まえると、健民少年団の活動に影響を受けながら、大島は日本スポーツ少年団の基となる組織の構想を検討したと考えられる。

その後、大島は自らが提案した日本スポーツ少年団の基となる組織の設立構想を、オリンピック東京大会へ向けたオリンピック・ムーブメントの中で実現しようと試みる。当時、オリンピック選手強化対策副本部長を務めていた大島は、1960（昭和 35）6 月 22 日に開催された日本体育協会理事会に出席して、オリンピック東京大会へ向けたオリンピック青少年運動の一環として日本スポーツ少年団を設立し、その準備をオリンピック青少年運動推進世話人会で進めることを提案した。日本体育協会理事会は大島の提案を承認した。これによって、大島が思い描いてきた日本スポーツ少年団の設立へ向けた準備が、青少年スポーツ振興策の中で展開されていくこととなった。

日本スポーツ少年団の設立準備を、青少年スポーツ振興策の中に組み込んでい

った大島は、日本スポーツ少年団の設立を見据えて、西ドイツからカール・ディームを招き、西ドイツにおける青少年運動やドイツ・スポーツユーゲントに関する講演会を各都市で実施した。カール・ディームが各都市を巡ったことで、青少年育成におけるスポーツ活動の重要性が認識されるとともに、日本スポーツ少年団を設立するという機運が高まったと考えられる。

そして、1962（昭和 37）年 6 月 23 日に日本スポーツ少年団は設立され、大島鎌吉は初代の本部委員に就いた。さらに、設立から一年が経過した頃には、大島が日本スポーツ少年団の将来へ向けた展望を協議すべきであると提案した。これを受けて、哲理作成委員会が結成されるとともに、同委員会での度重なる協議を経て、「日本スポーツ少年団の理念」が 1964（昭和 39）年に制定された。

このように、日本スポーツ少年団の設立へ向けた活動が、オリンピック青少年運動の中で行われるようになる過程においても、大島鎌吉が果たした役割は大きかった。さらに、ドイツ・スポーツユーゲントの設立に携わっていたカール・ディームを招いて、西ドイツの青少年運動やドイツ・スポーツユーゲントについての説明がなされていたという事実から、日本スポーツ少年団を設立する際にドイツ・スポーツユーゲントが影響を与えたことを改めて確認することが出来た。

3) 日本スポーツ少年団は先駆形態であるドイツ・スポーツユーゲントと健民少年団の影響を受けながら設立された組織であった。ここでは、ドイツ・スポーツユーゲント、健民少年団、日本スポーツ少年団の共通点を検討するために、（表 6-1）のように、活動目的、活動内容、入会条件及び組織体制という項目から整理した。

三つの組織を比較すると、これらの三組織は、青少年の心身を教育して人間的な成長を促すという目的を達成するために、スポーツ活動や共同生活を中心に多様な活動を展開し、活動の基盤を地域社会に置いているという共通点を持っていた。特に、ドイツ・スポーツユーゲントを見本として日本スポーツ少年団が設立されたこともあり、両者には多くの共通する事項が存在した。

表 6-1. ドイツ・スポーツユーгент、健民少年団、日本スポーツ少年団の比較表

	ドイツ・スポーツユーгент	健民少年団	日本スポーツ少年団
活動目的	<ul style="list-style-type: none"> ①会員を肉体的、精神的、道徳的に教育する (良い市民の形成) ②オリンピック理念を奉ずる。 ③高い肉体的精神的行為とスポーツ的友情を重んずる道徳的価値に向って行う努力を求める。 ④活動において、政党政治的、宗教的、人種的に中立性を守る。 ⑤活動を通じて団体精神を養い国際理解を深める (スポーツ行動と少年共同体の生活形成が活動の基本)。 	<ul style="list-style-type: none"> ①野外活動により新鮮な大気と日光を受けて元気に愉快的活動をする。 ②自然の美しさや崇高さに触れた生活をし、又自然や動植物に親しみ自然の中で生活して自然に融け合う。 ③自然の中で衣・食・住等の簡易で原始的な生活を体験する。 ④自然の中で体力を養う。 ⑤自然の中で色々と条件の違った生活の工夫し、技術を身につける。 ⑥集団生活に慣れ自主的な態度を養う。 ⑦日本の国土を広く知り国を愛する心を養う。 ⑧交歓や集団生活で社会的な教訓を身につける。 ⑨各地域の少年と生活を共にし、親交を深める。 	<ul style="list-style-type: none"> ①団員が協力してスポーツおよびその他の文化的諸活動を行ない、心身を鍛錬して体力を強めて人間性を陶冶し、よき社会人を目指す。 ②スポーツ活動の中で友愛・協力・歓びを学び、日本及びその国民を愛する。 ③世界の友と力を合わせて立派な世界をつくる。
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ活動 (週3日間程度) ②スポーツ活動以外の活動 (音楽、旅行活動、郷土舞踊、素人劇、集会、討議等) ③連邦少年競技大会 (全国的なスポーツ大会、年間2回開催) ④スポーツバッジ・テスト ⑤オリンピックキャンプ等の国際交歓 ⑥共同生活 (共同宿泊) 	<ul style="list-style-type: none"> ①自然に親しむことを目的とした自然活動。 ②田園地域と都市地域のように環境が異なる地域で生活する青少年たちが、社会的経験を得ることを目的として行う交歓活動。 ③地域の単位組織で実施され、健民少年団としての相応しい動作や行動の習得を目的として実施された地域活動 (基礎活動、基礎技術、特殊技術、生活訓練の四つに分類される)。 	<ul style="list-style-type: none"> ①スポーツ活動や野外活動 (長期休暇を除き1日3時間程度に週3日間ほど実施。平日の夕方・土曜の午後・日曜・祝日・長期休暇中に実施)。 ②日本スポーツ少年団本部が規定したスポーツテスト。 ③スポーツ活動以外の音楽、奉仕活動、共同学習など。
入会条件 組織体制	<ul style="list-style-type: none"> ①ドイツ・スポーツ連盟が承認している団体の青少年組織に所属する者。 ②組織運営の諸機関として総会、執行委員会、専門委員会が存在する。 ③総会は最高決議機関であり、執行委員会並びに委員長の選任と解任、少年委員会活動の方針の決定、会員団体の提議に対する審議決定を担う。 ④執行委員会は総会で決定された方針に従い、事務規則に基づきながら業務を執行する。 	<ul style="list-style-type: none"> ①入団の対象者は11歳～15歳 (小学5年～中学3年)までの男女。 ②班(5名～10名)一隊(50名～100名)一管(市内の各区単位)一団(市全体で構成)という組織体制。 ③三年間の指導・訓練期間設けられ交歓活動と地域活動の実績に基づき昇進(初級一中級一上級)して、この期間を終えると指導(指導者に特別な制限は設けない)を行うことが可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ①入団の主要な対象者は中学生の男女(12歳～15歳)であるが10歳～18歳であれば入団は可能。 ②日本体育協会内に本部(委員総数30～50名:日本体育協会役員・地方スポーツ少年団本部・学校体育連盟等から選出)を設置。 ③団の構成人員は最低10人以上(各団には団長、副団長、指導者、リーダーが一名以上必要)。 ④各団は市区町村スポーツ少年団本部に登録。 ⑤指導者は体育協会及びスポーツ少年団の関者、体育指導委員、学校教育関係者などが担う。

そして、三組織の比較を通じて、「日本スポーツ少年団」とは、「青少年の心身の健全育成や社会性や団体精神を培うための、スポーツ—文化—社会体験等の多様な活動を包括する地域社会を基盤として展開する総合的な社会教育組織である」と定義することが出来よう。そして、このような団体としての特質は、日本スポーツ少年団が設立されるまでの過程の中で、形作られてきたものである。

現在、日本スポーツ少年団は変革期にあるが、今後も我が国においては少子化が進行し、子どもたちのスポーツ環境が多様化していくことを考慮するならば、日本スポーツ少年団の活動規模を維持・拡大していくことは大変厳しいと考えられる。

つまり、今後の我が国において、日本スポーツ少年団が存在していくためには、前述した日本スポーツ少年団の特質をアピールして、他の団体との差別化を図っていくことが重要であり、変革期にあっても、設立過程のなかで形成され、さらには今日まで踏襲してきた日本スポーツ少年団の特質を堅持していくべきであると考えられる。

最後に、今後の研究課題として、以下の三つの課題について言及したい。

まず、ドイツ・スポーツユーゲントの設立時の状況を一次史料に基づきながら明らかにすることである。本研究では、ドイツ・スポーツユーゲントを検討するために用いた史資料の多くが、ドイツ・スポーツユーゲントが設立された後に作成、発行されたものであった。このことを鑑みると、ドイツ・スポーツユーゲントの設立時に作成、発行された史資料を収集して分析を行うことで、より正確な状況を描き出すことが可能であると考えられる。

次に、横浜市以外の都市における健民少年団の活動を検討することである。横浜市では、健民少年団を設立する際にドイツ・スポーツユーゲントの活動が紹介されており、このことから健民少年団はドイツ・スポーツユーゲントに影響を受けながら設立されたと考えられる。しかしながら、本研究では、全国の各都市における健民少年団の活動については検討することが出来なかった。各都市の健民少年団の活動を検討することで、健民少年団における詳細な活動実態が明らかになるとともに、ドイツ・スポーツユーゲントと健民少年団の関係性をより実証的に研究することが出来るのではないだろうか。

最後に、1957（昭和 32）年以降に開催された日独青少年交歓事業についての検討を行なうことである。第三章で論じたように、1954（昭和 29）年から 1956（昭

和 31) 年に開催された日独青少年交歓事業を通じて、ドイツ・スポーツユーゲンの活動が日本に紹介された。このことを鑑みると、1957 年以降に開催された日独青少年交歓事業を検討していくことで、日本スポーツ少年団の設立に向けて、日独青少年交歓事業の活動内容が如何に変化したのかが明らかになり、これによって、同事業が日本スポーツ少年団の設立過程で果たした役割の変容を理解することが可能になると考える。

以上のような課題を踏まえた上で、今後、日本スポーツ少年団の設立過程に関する歴史研究を発展させるよう取り組んでいきたい。

資料

<資料－1> 全国スポーツ少年団センター設置要項

(日本体育協会(1962)体協時報. 110:18.)

1. 財団法人日本体育協会は、スポーツ少年団訓練のため中央施設として全国スポーツ少年団センターを3カ年計画をもって、オリンピック東京大会までに建設する。

2. 建設の場所

静岡県賀茂郡下田町字鶴島の約33万平方メートルの町有地。

下田町より無償貸与を受けて設置する。

3. 施設

①本館：宿泊施設は男女別棟、収容力約100名、約1,370平方メートル。

②体育館：約600平方メートル

③運動場：一周200メートルのトラックおよび120メートルの直走路を有する運動場

④船着場：海洋訓練基地

⑤キャンプセンターおよびキャンプ場：約5,000平方メートル

⑥休憩場：150平方メートル（一カ所50平方メートル）

⑦自転車道路および駐車場

⑧遊歩道、階段、トンネル

⑨その他（共同便所、倉庫等）：120平方メートル

4. 建設計画

①昭和37年度：土地造成および本館、運動場。

②昭和38年度：体育館、船着場、道路、供給処理施設。

③昭和39年度：8月全建設工事完成。

5. 建設整備予算案

全額寄付をもってこれに当てる。

取りあえず昭和37年度の当初予算は25,000,000円とする。

建設費総額（概算）：110,000,000円

内訳：①土地造成費6,000,000円、②道路工事費3,000,000円、

- ③供給処理施設工事費（水道、電力、電話、その他）6,000,000 円、
- ④運動場施設工事費 7,000,000 円、⑤建物建築工事費 86,000,000 円、
- ⑥造園工事費 2,000,000 円

6. 運営

運営規則は別に定める。

<資料－2> 日本スポーツ少年団本部規程

（日本体育協会（1962）体協時報. 110：19-20.）

第1章 総則

日本体育協会は寄附行為第14章に基づき、専門委員会として「日本スポーツ少年団本部（JAPAN JUNIOR SPORTS CLUB ASSOCIATION 略称 J. J. S. A.）」を設置する。

第2章 目的

日本スポーツ少年団本部（以下本部という）は、スポーツを通じて少年の心身を鍛錬するために、全国のスポーツ少年団を育成指導することを目的とする。

第3章 事業

本部は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

1. スポーツ少年団の登録
2. スポーツ少年団指導者の養成
3. スポーツテストおよびその他全国的事業の実施
4. スポーツ少年団の標章および制服の制定管理
5. スポーツ少年団施設の運営管理
6. 国外スポーツ少年団との交流
7. 青少年のスポーツに関する調査研究
8. 機関誌等刊行物の発行
9. 関係団体との連絡調整
10. その他第2条の目的を達成するに必要な事業

第4章 組織

第4条 本部は次の委員をもって組織する。委員の総数は30名以上50名以内とする。

1. 日本体育協会役員より若干名
2. 地方スポーツ少年団本部より若干名
3. スポーツ少年団指導者協議会より若干名
4. 学校体育連盟より若干名
5. 全国中学校長会より若干名
6. 関係官庁ならびに関係機関より若干名
7. 学識経験者より若干名

第5章 総会

第5条 総会は前条の委員をもって構成する。

第6条 総会は本部長が召集し議長となる。

第7条 総会は重要な事項を審議決定する。

第8条 総会の議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決める。

第6章 役員

第9条 本部に次の役員をおく。本部長1名 副本部長3名以内 常任委員15名以内

第10条 本部長は日本体育協会会長の指名する理事がこれにあたる。副本部長、常任委員は、総会において互選する。

第11条 本部長は本部を代表し会務を統轄する。

第12条 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは本部長が指名する副本部長がその職務を代行する。

第13条 常任委員会は本部長、副本部長および常任委員をもって構成し、本部の常務を処理する。

第14条 役員任期は2カ年とし、重任を妨げない。

第15条 本部に顧問を置くことができる。顧問は常任委員会の推せんしたものにつき本部長が委嘱し、本部長および常任委員会の諮問に応ずる。

第7章 専門委員会

第16条 本部に専門委員会をおくことができる。

第 17 条 専門委員会の規程は別に定める。

第 8 章 会計

第 18 条 この本部の会計は、日本体育協会寄附行為第 18 条の規定に基づく特別会計とする。

2 総会において決定した予算ならびに決算は日本体育協会理事会の承認を得なければならない。

3 本部の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 9 章 事務局

第 19 条 本部の事務局は日本体育協会におく。事務局規程は別に定める。

附則 この規程は昭和 37 年 月 日¹⁾より施行する。

<資料-3> スポーツ少年団準則

(日本体育協会(1962)体協時報. 110:20-21.)

第 1 条 定義

スポーツ少年団とは、スポーツを愛好する少年がスポーツを中心とし、その他の諸活動を含め、これらを計画的・組織的に行なうために組織した団体であって、市区町村スポーツ少年部および都道府県スポーツ少年団本部を通じて、日本スポーツ少年団本部に登録したもののことをいう。

第 2 条 目的

スポーツ少年団は、団員が協力してスポーツおよびその他の文化的諸活動を行ない、もって心身を鍛錬して体力を強め、人間性を陶冶し、よき社会人となることを目的とする。

第 3 条 団の結成

スポーツを愛好し、スポーツによって心身を鍛錬しようとする少年が集まって、自主的に団を結成するものとする。ただし、本則の目的に賛同する人が団の結成を援助し、また助言をすることをさしつかえない。

2 団の結成は原則として地域を単位とする。

第4条 名称

団をスポーツ少年団（JUNIOR SPORTS CLUB 略称 J. S. C）と呼ぶ。

第5条 組織

団員は12才ないし15才（中学校生徒）の男女少年を主体とする。ただし、10才ないし11才および16才ないし18才の少年を団員に加えることはさしつかえない。

- 2 団の構成人員は最低10人以上とする。
- 3 団には団長および副団長を置く。
- 4 団はこれを数班に分ち、各班に班長および副班長を置く。
- 5 これらの役員は団員の互選とする。
- 6 団には1名以上の指導者およびリーダーがいなければならない。

第6条 指導者

スポーツ少年団の指導者とは、市区町村体育協会およびスポーツ団体関係者、体育指導委員、学校教育関係者、その他青少年教育関係者にして、少年のスポーツに深い理解と熱意を有し、自主的・積極的にこれに参加して団活動を指導援助するものをいう。

第7条 リーダー

スポーツ少年団のリーダーとは、16才ないし18才の少年にして、スポーツ少年団活動の経験を有し、団のリーダーとして適するものとする。

第8条 登録

団は別に定める登録規程により、登録するものとする。

第9条 団活動

スポーツ少年団は、団の目的および活動方針を定めて団員の自覚を高め、活動の具体的計画をたてて積極的に活動を行なうものとする。

- 2 団活動の時期は主として土曜日の午後、日曜、祝日および長期休暇中とし、平日は学校の終了後を利用するものとする。
- 3 団活動の時間は、長期休暇中を除き1日2時間、週3回程度とする。
- 4 団には団員の連絡場所、また集合場所および主なスポーツの練習場を定めるものとする。ただし、団所有の施設を持つことができない場合は、学校その他の公共施設、または民間団体その他私有の施設を借りるなど、一定時

間自由に使用できる方法を講ずるものとする。

- (2) そのプログラムには、団の選定したスポーツの種目のほか、日本スポーツ少年団本部の規定したスポーツテストを必ず加えるものとする。
- (3) またプログラムには、スポーツ（野外活動を含む）のほかに音楽、奉仕活動、共同学習などを加えてもさしつかえない。

<資料-4> スポーツ少年団の育成および登録規程

(日本体育協会(1962)体協時報. 110:21-22.)

- 第1条 日本体育協会は、スポーツ少年団を育成し援助するために、その内部組織としてスポーツ少年団本部（以下、日本スポーツ少年団本部という）を設ける。
- 第2条 都道府県体育協会は、管内スポーツ少年団を育成し援助するために、その内部組織としてスポーツ少年団本部（以下都道府県スポーツ少年団本部という）を設ける。
- 第3条 市区町村体育協会またはそれに代る機関は、管内スポーツ少年団を育成し、その運営を援助するためにスポーツ少年部（以下市区町村スポーツ少年部という）を設ける。
- 第4条 スポーツ少年団は、本部規程第13条にもとづき市区町村スポーツ少年部に登録する。
- 第5条 市区町村スポーツ少年部は、登録したスポーツ少年団につき本部規程第15条によって都道府県スポーツ少年団本部に報告する。
- 第6条 都道府県スポーツ少年団本部は、市区町村スポーツ少年部よりの報告をまとめ、本部規程16条によって日本スポーツ少年団本部に報告する。
- 第7条 スポーツ少年団に登録は、日本スポーツ少年団本部への報告の完了をもって登録が完了としたものとみなす。
- 第8条 登録したスポーツ少年団は、別に定めるスポーツ少年団準則に則り、誠実にスポーツならびにその他の活動によって心身を鍛錬して人格の向上につとめるものとする。

第9条 登録したスポーツ少年団は、日本スポーツ少年団本部の定めたスポーツ少年団の標章を使用しかつ制服を着用することができる。

第10条 登録したスポーツ少年団は、日本スポーツ少年団本部の制定した団旗を受け、これを使用することができる。

第11条 登録したスポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年部、都道府県スポーツ少年団本部および日本スポーツ少年団本部の計画した行事に参加し、また代表を派遣することができる。

第12条 登録したスポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年部より精神援助のほか、施設、用具の貸与または幹旋およびその他の物質的援助を受けることができる。

第13条 スポーツ少年団は、それが結成されたときに次の条件を満たした登録用紙3部を市区町村スポーツ少年部に提出して、その承認を受けるものとする。

1. 団の名称
2. 団の事務所または連絡場所
3. 指導者およびリーダーの氏名、年令、職業、住所、スポーツ経歴
4. 団員の氏名、年令、性別、役名
5. 団の運営方針
6. 団活動の主たる内容と年間計画
7. 常時使用する施設の場所、種類、大きさ
8. 予算の額と出所
9. 後援会の名称、性格、責任者氏名

第14条 登録したスポーツ少年団は、登録後にその内容に変更があった場合は、その都度市区町村スポーツ少年部に報告するものとする。

第15条 市区町村スポーツ少年部は、毎年4月末までに管内スポーツ少年団の登録用紙2部および次の各項についてその都道府県スポーツ少年団本部に報告するものとする。

1. 市区町村スポーツ少年部名
2. 管内の団体数
3. 管内の団員数（男女別）

4. その他の重要事項

第 16 条 都道府県スポーツ少年団本部は、毎年 5 月末日までに管内スポーツ少年団の登録用紙 1 部および次の各項について、日本スポーツ少年団本部に報告するものとする。

1. 都道府県スポーツ少年団本部名
2. 管内スポーツ少年団の数
3. 団員の総数（男女別）
4. その他の重要事項

第 17 条 スポーツ少年団がその団を解散するときは、理由を具して、登録した市区町村スポーツ少年部に届け出るものとする。

<注記>

1) 日本スポーツ少年団本部規程は 1962（昭和 37）年 4 月に制定されたものの、それが施行されたのは日本スポーツ少年団が設立された 6 月 23 日からであった。そのために、同規程が初めて公表された『体協時報』110 号（1962 年 6 月 20 日発行）では、附則における日付が未記入となっている。

主要引用・参考文献目録

【新聞】

- 1) 朝日新聞 (1962) 1月18日付7面.
- 2) 朝日新聞 (1962) 4月28日付11面.
- 3) 朝日新聞 (1982) 6月9日付3面.
- 4) 朝日新聞夕刊 (1958) 5月12日付3面.
- 5) 朝日新聞神奈川版 (1954) 1月26日付8面.
- 6) 神奈川新聞 (1949) 9月19日付1面.
- 7) 神奈川新聞 (1953) 8月14日付2面.
- 8) 徳島新聞 (1956) 8月16日付3面.
- 9) 毎日新聞 (1947) 1月4日付2面.
- 10) 毎日新聞 (1953) 7月18日付5面.
- 11) 毎日新聞 (1955) 3月15日付2面.
- 12) 毎日新聞 (1956) 7月5日付7面.
- 13) 毎日新聞 (1956) 7月22日付3面.
- 14) 毎日新聞 (1956) 7月25日付7面.
- 15) 毎日新聞 (1956) 7月27日付1面.
- 16) 毎日新聞 (1958) 1月23日付7面.
- 17) 毎日新聞 (1958) 6月2日付9面.
- 18) 毎日新聞 (1958) 11月12日付9面.
- 19) 毎日新聞 (1958) 12月5日付9面.
- 20) 毎日新聞 (1958) 12月14日付7面.
- 21) 毎日新聞 (1958) 12月21日付7面.
- 22) 毎日新聞 (1958) 12月23日付7面.
- 23) 毎日新聞 (1958) 12月26日付11面.
- 24) 毎日新聞 (1958) 12月28日付9面.
- 25) 毎日新聞 (1958) 12月30日付7面.
- 26) 毎日新聞 (1959) 1月11日付9面.
- 27) 毎日新聞 (1959) 5月19日付12面.

- 28) 毎日新聞 (1959) 5月27日付1面.
- 29) 毎日新聞 (1959) 5月30日付7面.
- 30) 毎日新聞 (1960) 7月14日付11面.
- 31) 毎日新聞 (1961) 3月8日付11面.
- 32) 毎日新聞 (1962) 4月28日付9面.
- 33) 毎日新聞夕刊 (1954) 9月4日付3面.
- 34) 毎日新聞夕刊 (1956) 11月22日付5面.
- 35) 毎日新聞夕刊 (1958) 5月13日付3面.
- 36) 毎日新聞夕刊 (1958) 5月14日付1面.
- 37) 毎日新聞夕刊 (1958) 10月17日付5面.
- 38) 毎日新聞神奈川版 (1949) 5月11日付2面.
- 39) 毎日新聞神奈川版 (1949) 8月21日付4面.
- 40) 毎日新聞神奈川版 (1954) 3月28日付8面.
- 41) 読売新聞 (1962) 4月28日6面.
- 42) 読売新聞 (1962) 6月22日付7面.
- 43) 読売新聞神奈川版 (1949) 9月20日2面.

【国立公文書館所蔵資料】

- 1) オリンピック東京大会の開催を契機とする国民とくに青少年の健康、体力の増強のための施策について (答申). 保健体育審議会 (諮問、答申、建議) 昭和35年年度 (1). 請求番号: 平15文科/00389100.

【学術論文・書籍等一般刊行物】

- 1) 安倍大輔 (2003) スポーツ少年団の結成過程と理念形成についての研究. 日本体育学会大会号. 54: 218.
- 2) 安倍大輔 (2007) スポーツ少年団の結成過程とその理念の形成. 埼玉スポーツ科学. 2: 26-38.
- 3) 池田林儀 (1955) 新ドイツ生活. 生活記録研究所: 東京.
- 4) 今村嘉雄 (1970) 日本体育史. 不昧堂出版: 東京.
- 5) 内海和雄 (1987) シリーズ少年期との対話2 がんばれスポーツ少年. 新日本出

版社：東京.

- 6) 大島鎌吉 (1950) ドイツスポーツの輝しい再出発：カールディーム博士. 体育. 11 (2) : 19-22.
- 7) 大島鎌吉 (1954) 西ドイツの少年スポーツ. 体育の科学. 4 (11・12) : 431-434.
- 8) 大島鎌吉 (1959) 「スポーツ少年団」への胎動. 体育科教育 7(4). 13-18.
- 9) 大島鎌吉 (1982) 特別寄稿「オリンピック平和賞」受賞に寄せて. 月刊陸上競技 10月号 : 174-178.
- 10) 岡邦行 (2013) 大島鎌吉の東京オリンピック. 東海大学出版会：神奈川.
オリンピック青年協議会編 (1962) 少年少女のためのオリンピックの話. ベースボール・マガジン社：東京.
- 11) 葛西忠・松坂弘康 (1969) スポーツ少年団の実態に関する一考察. 学園論集. 14 : 51-81.
- 12) 加藤元和 (1985) カール・ディームの生涯と体育思想. 不昧堂出版：東京.
- 13) 神奈川県教育委員会 (1973) 神奈川県体育史.
- 14) 神奈川県健民課 (1950) 神奈川県スポーツ年鑑 昭和廿四年度.
- 15) 川口頼好、西田剛 (1961) 逐条解説：スポーツ振興法. 柏林書房：東京.
- 16) 木下秀明 (1970) スポーツの近代日本史. 杏林書院：東京.
- 17) 栗本義彦編 (1966) 概説 社会体育. 第一法規出版：東京.
- 18) 高津勝 (1996) 現代ドイツスポーツ史序説. 創文企画：東京.
- 19) 高津勝 (1998) 戦後ドイツにおけるスポーツの制限と非軍事化：管理委員会指令第二三号の成立. 一橋大学研究年報 (人文科学研究) . 35 : 3-62.
- 20) 財団法人日本体育協会・東京都 (1949) 第四回国民体育大会実施要項(夏季、秋季大会之部).
- 21) 笹川スポーツ財団 (2017) 子ども・青少年のスポーツライフ・データ 2017.
- 22) 四国スポーツ研究会編 (1992) 子どものスポーツ、その光と影—生涯スポーツの実現に向けて—. 不昧堂出版：東京.
- 23) 執筆者不詳 (1954) [特別座談会] 僕らの見てきた西ドイツ. 中学時代. 6 (8) : 56-63.
- 24) 清水一巳 (2006) 子どものスポーツ集団の変遷—「高度化」の歴史と再組織化

- の方向性一，住田正樹，多賀太編，子どもへの現代的視点．北樹出版：東京．
87-104.
- 25) 関春南(1997) 戦後日本のスポーツ政策—その構造と展開．大修館書店：東京．
- 26) 1956 年日独青少年交歓実行委員会(1956) 一九五六年日独青少年交歓中央大会実施要項．
- 27) 1956 年日独青少年交歓実行委員会(1956) 来日のドイツ青少年団．
- 28) 一九五六年日独青少年交歓準備会(1956) 一九五六年 日独青少年交歓実施計画(案)．
- 29) 全国都市体育研究協議会(1954) 健民少年手帖．
- 30) 全国都市体育研究協議会(1956) 立ち上るドイツ青少年：その足音と近代スポーツ思想．万有出版：東京．
- 31) 高田通(1965) 日本スポーツ少年団の現状と将来．体育の科学．15(1)：10-13．
- 32) 田中治彦(2015) ユースワーク・青少年教育の歴史．東洋館出版社：東京．
- 33) 第19回国会衆議院外務委員会議録第五十四号(1954) 昭和29年5月22日：8-9．
- 34) 東京都(1965) 第18回オリンピック競技大会東京都報告書．
- 35) Deutscher Sportbund(Hrsg.)，Jahrbuch des Sports 1957/1958，Frankfurt a. M.・Wien,1957．
- 36) Deutscher Sportbund(Hrsg.)，Jahrbuch des Sports 1961/1962，Frankfurt a. M.・Wien,1961．
- 37) 成田十次郎(1962) 西ドイツのスポーツ青少年団．体育の科学．12(8)：401-404．
- 38) 日本オリンピック・アカデミー編(1981) オリンピック事典．プレスグムナスチカ：東京．
- 39) 日本スポーツ協会日本スポーツ少年団(2018) 平成29年度スポーツ少年団育成報告書．
- 40) 日本スポーツ協会日本スポーツ少年団(2019) ガイドブック「スポーツ少年団とは」．
- 41) 日本スポーツ少年団(2009) スポーツ少年団の将来像．

- 42) 日本スポーツ少年団：第10次育成6か年計画（年次計画）
https://www.japansports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/doc/plan10th/plan_10th.pdf（2019年10月23日閲覧）
- 43) 日本スポーツ少年団：第10次育成6か年計画（策定解説書）
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/doc/plan10th/plan_guideline.pdf（2019年10月23日閲覧）
- 44) 日本体育協会（1949）スポーツバジジテスト要項．日本スポーツ出版協会：東京．
- 45) 日本体育協会（1960）昭和35年度第3回理事会議事録．
- 46) 日本体育協会（1960）昭和35年度第7回理事会議事録．
- 47) 日本体育協会（1960）昭和35年度第8回理事会議事録．
- 48) 日本体育協会（1961）昭和35年度第18回理事会議事録．
- 49) 日本体育協会（1961）昭和36年度第14回理事会議事録．
- 50) 日本体育協会（1961）昭和36年度第15回理事会議事録．
- 51) 日本体育協会（1962）昭和36年度第16回理事会議事録．
- 52) 日本体育協会（1962）昭和37年度第1回理事会議事録．
- 53) 日本体育協会（1962）昭和37年度第3回理事会議事録．
- 54) 日本体育協会（1962）昭和37年度第4回理事会議事録．
- 55) 日本体育協会（1962）昭和37年度第5回理事会議事録．
- 56) 日本体育協会（1961）体協時報，97．
- 57) 日本体育協会（1961）体協時報，98．
- 58) 日本体育協会（1961）体協時報，99．
- 59) 日本体育協会（1961）体協時報，100．
- 60) 日本体育協会（1962）体協時報，109．
- 61) 日本体育協会（1962）体協時報，110．
- 62) 日本体育協会（1962）体協時報，119．
- 63) 日本体育協会（1965）東京オリンピック選手強化対策本部報告書．
- 64) 日本体育協会編（1960）体協要覧1959-1960．
- 65) 日本体育協会編（1963）日本体育協会五十年史．
- 66) 日本体育協会・日本オリンピック委員会（2012）日本体育協会・日本オリンピ

- ック委員会 100 年史.
- 67) 日本体育協会日本スポーツ少年団 (1993) 日本スポーツ少年団 30 年史.
 - 68) 日本体育協会日本スポーツ少年団 (2013) 日本スポーツ少年団 50 年史.
 - 69) 日本体育協会日本スポーツ少年団 (2013) 日本スポーツ少年団 50 年史：資料編 (DVD 版) .
 - 70) 日本体育協会日本スポーツ少年団本部 (1968) 昭和 42 年度日本スポーツ少年団海外研修派遣報告書.
 - 71) 日本レクリエーション協会編 (1966) 日本レクリエーション協会二十年史.
 - 72) 野津謙 (1979) 野津謙の世界：その素晴しき仲間たち. 国際企画・学藝書林：東京.
 - 73) 伴義孝 (1994) スポーツ思想の誕生：大島鎌吉の周辺. 創文企画：東京.
 - 74) 伴義孝 (2013) 大島鎌吉というスポーツ思想：脱近代化の身体文化論. 関西大学出版部：大阪.
 - 75) 伴義孝 (2018) 大島鎌吉のオリンピック運動(その 5)一九六二年随想「もう一度省みよう!」の展望について. 関西大学文学論集 68(1). 63-106.
 - 76) Friedrich Mevert und Rolf Lutz, Chronologie der 50 - jährigen Arbeit der Deutschen Sportjugend, in : (Hrsg.) Deutsche Sportjugend, In einem Jugend berghaus fing es an: 50 Jahre Deutsche Sportjugend, Schorndorf:Tübingen, 2000.
 - 77) 牧信 (1960) 青少年・スポーツ. 在日ドイツ大使館：東京.
 - 78) 李代哲雄 (1988) 評伝田畑政治. 国書刊行会：東京.
 - 79) 武藤芳照 (1989) 子どものスポーツ. 東京大学出版会：東京.
 - 80) 守田道隆 (1954) 少年渡り鳥の旅：西ドイツの青少年運動. 洋々社：東京.
 - 81) 文部科学省 (2017) スポーツ基本計画.
 - 82) 文部科学省 (2018) 平成 29 年度文部科学白書.
 - 83) 文部省 (1959) 国と地方の文教予算 昭和 34 年度.
 - 84) 文部省 (1959) 文部時報, 979.
 - 85) 文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課編(1959)教育委員会月報 11(8).
 - 86) 文部省体育局編 (1965) オリンピック東京大会と政府機関等の協力.
 - 87) 横浜市教育委員会健康教育課 (1953) 横濱健民, 40.

- 88) 横浜市教育委員会健康教育課 (1953) 横濱健民, 42.
- 89) 横浜市教育委員会健康教育課 (1953) 横濱健民, 45.
- 90) 横浜市教育委員会健康教育課 (1953) 健民少年の手引き.
- 91) 横浜市教育委員会健康教育課 (1953) 健民少年運動の研究.
- 92) 横浜市教育委員会健康教育課 (1953) 健民少年運動の方向.
- 93) 横浜市教育委員会健康教育課 (1954) 横濱健民. 46.
- 94) 横浜市教育委員会健康教育課編 (1954) 健民少年教育理論の基礎的研究.
- 95) 横浜市行政運営調整局総務部総務課 (2010) 横浜市人口のあゆみ 2010.
https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokei-chosa/portal/kankobutsu/index-j.files/0005_20181004.pdf (参照日 2019年10月12日)
- 96) 横浜市健民課 (1951) 横濱健民, 25.
- 97) 横浜市健民課 (1952) 横濱健民, 29.
- 98) 横浜健民少年團本部 (1953) 横浜健民少年團遍歴交歓活動(京都)のために.
- 99) 横浜市健民少年団 (1980) 横浜市健民少年団創立 30周年記念誌.
- 100) 横浜市総務局 (1949) 横浜市事務報告書 昭和23年.
- 101) 横浜市総務局 (1950) 横浜市事務報告書 昭和24年.
- 102) 横浜市総務局 (1953) 横浜市事務報告書 昭和27年.
- 103) 横浜市総務局 (1954) 横浜市事務報告書 昭和28年.
- 104) 横浜市総務局市史編集室 (1999) 横浜市史 2 第二卷(上).
- 105) 横濱市体育課 (1951) 昭和26年度横濱市体育の概要.
- 106) 横濱市体育課 (1953) 昭和28年度横浜健民体育事業一覧.
- 107) 横浜市体育史企画刊行委員会、横浜市体育史編集会議 (1989) 横浜スポーツ百年の歩み. 横浜市教育委員会事務局体育課: 神奈川.
- 108) 吉原直樹 (1989) 戦後改革と地域住民組織—占領期の都市町内会. ミネルヴァ書房: 京都.
- 109) Weißpfennig, Gerd, Der Neuaufbau des Sports in Westdeutschland bis zur Gründung des Deutschen Sportbundes. S. 761–762. In: Ueberhorst, Horst, Geschichte der Leibesübungen. Band 3/2 Leibesübungen und Sport in Deutschland vom Ersten Weltkrieg bis zur Gegenwart. Berlin,

München, Frankfurt am Main 1982.

謝辞

本論文を完成させるにあたり、多くの方々のご指導とご協力を賜りました。主指導教員である松尾順一先生には、学部ゼミの時から大学院修士課程、そして博士課程と長きにわたってご指導いただきました。先生のご指導とお力添えによって、博士論文を完成することが出来ました。ご指導ご鞭撻を賜りましたことを心より御礼申し上げます。

副指導教員の齊藤恭平先生、審査員の神野宏司先生、石井隆憲先生(日本体育大学)には、お忙しいところ、数々のご指導、ご助力を賜りました。各研究領域で活躍される先生方からのお言葉は、非常に鋭くも貴重なものであり、博士論文を深めていくことが出来ました。心より感謝申し上げます。

また、本研究で用いた史料を収集する上では、国立国会図書館、日本スポーツ協会資料室、横浜市史資料室等、様々な方々にご協力いただきました。史料の収集なしに、博士論文を完成させることは出来なかつただけに、感謝申し上げます。

最後に、会社員として勤務しながら博士課程に進学することを快諾し、常に私を励まし支えてくれた妻と息子、そして、故郷で見守り続けてくれた両親に深い感謝の意を表します。